

第 6 回 川俣町中心市街地活性化基本計画策定委員会

日時：平成 26 年 2 月 6 日（木）

午前 10 時～

場所：中央公民館 第 2・3 研修室

次第

1 開会

2 委員長挨拶

3 議事

(1) 協議

協議事項 1 中心市街地活性化基本計画（案）について

(2) その他

4 その他

5 閉会

川俣町中心市街地活性化基本計画(案)

平成 26 年 2 月

目 次

○ 基本計画の名称	1.
○ 作成主体：福島県川俣町	1.
○ 計画期間	1.
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1.
[1] 町及び中心市街地の概要	1.
(1) 川俣町の概況	1.
(2) 中心市街地の概況	2.
(3) 中心市街地の既存ストック	3.
[2] 中心市街地の現状分析	5.
(1) 人口に関する現状分析	5.
(2) 建物・土地利用等に関する現状分析	11.
(3) 商業・観光に関する現状分析	18.
(4) 住民意向の把握・分析	29.
(5) 商業者意向の把握・分析	40.
[3] 中心市街地でのこれまでの取り組みと評価	43.
[4] 中心市街地の課題整理	47.
[5] 中心市街地活性化の方針	49.
(1) 中心市街地活性化基本計画の位置づけ	49.
(2) 中心市街地の目指すべき姿	49.
(3) 基本コンセプト	50.
(4) 中心市街地活性化の基本方針	50.
2. 中心市街地の位置及び区域	52.
[1] 位置	52.
[2] 区域	53.
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	54.
3. 中心市街地の活性化の目標	60.
[1] 中心市街地活性化の目標	60.
[2] 計画期間の考え方	61.
[3] 目標指標設定の考え方	61.
(1) 「目標1：中心市街地利用者を増やす」の数値目標指標の考え方	61.
(2) 「目標2：人口の減少に歯止めをかける」の数値目標指標の考え方	61.

[4] 数値目標の設定	62.
(1) 目標指標：歩行者交通量（中丁・絹蔵前の平均値）	62.
(2) 目標指標：中心市街地の定住人口	64.
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	66.
[1] 市街地の整備改善の必要性	66.
[2] 具体的事業の内容	67.
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	69.
[1] 都市福利施設の整備の必要性	69.
[2] 具体的事業の内容	70.
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事 業等に関する事項	72.
[1] 街なか居住の推進の必要性	72.
[2] 具体的事業の内容	73.
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化の ための事業及び措置に関する事項	75.
[1] 商業の活性化の必要性	75.
[2] 具体的事業等の内容	76.
8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	77.
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	77.
[2] 具体的事業の内容	77.
9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	81.
[1] 市町村の推進体制の整備等	81.
(1) 主管部署	81.
(2) 計画推進のための実施体制	81.
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	82.
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	82.
(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施	82.
(2) さまざまな主体と相互連携	82.

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	83.
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	83.
(1) 第5次川俣町振興計画（平成22年9月策定）	83.
(2) 川俣町都市マスタープラン（平成10年3月策定）	84.
[2] 都市計画手法等の活用	84.
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	84.
(1) 低未利用地の有効活用	84.
(2) 中心市街地における公共公益施設等の立地動向	84.
(3) 大規模集客施設の立地状況	85.
[4] 都市機能の集積のための事業等	85.
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	86.
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	86.
(1) 中心市街地活性化に向け、中・長期的に取り組むべき事項	86.
[2] 都市計画等との調和	87.
(1) 第5次川俣町振興計画（平成22年9月策定）	87.
(2) 川俣町都市マスタープラン（平成10年3月策定）	87.
12. 認定基準に適合していることの説明	88.

○ 基本計画の名称：川俣町中心市街地活性化基本計画

○ 作成主体：福島県川俣町

○ 計画期間：平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 町及び中心市街地の概要

(1) 川俣町の概況

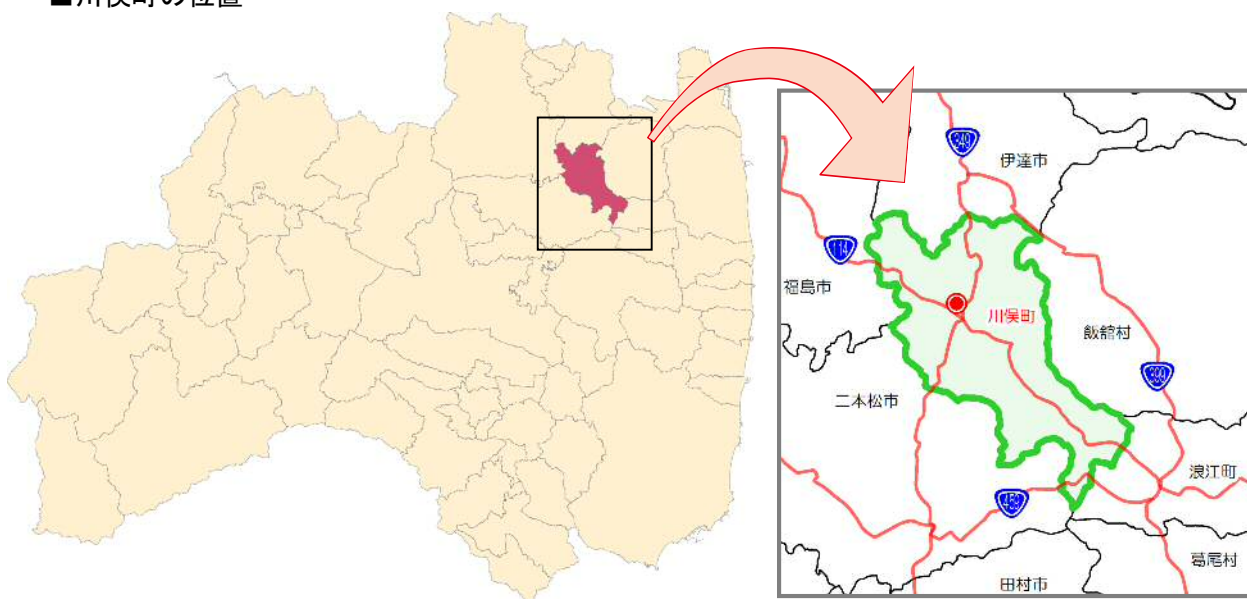
本町は、福島県北東部、阿武隈山地西斜面の丘陵地帯に位置し、東は相馬郡飯舘村・双葉郡浪江町、南は二本松市、西は福島市、北は伊達市に接しており、面積は 127.66km²である。

北部阿武隈の山並みには、花塚山（918m）、高太石山（836m）がそびえ、尾根から西に走る斜面に耕地が開けている。丘陵地であり集水面積が小さく、大河川の発達は見られない。

耕土は広瀬川、口太川、女神川の流域にややまとまるほかは、山間をぬう傾斜地が多く、標高 500 m 以上の高冷地も少なくない。

古くから養蚕、絹織物の町として栄えてきた歴史があり、また、県都福島市と浪江町を連絡する国道 114 号や伊達市と二本松市を縦貫する国道 349 号が通るなど交通の要衝地、周辺地域の商業の中心地として発展してきた。

■川俣町の位置



本町には縄文時代の遺跡が数多く残されており、原始時代の 1 万年も前より祖先の足跡が刻まれている。

古代末から中世にかけて、川俣地方は小手保と呼ばれ、奈良興福寺の荘園として繁栄した。室町時代の初めは、川俣氏が支配しており、16 世紀頃からは伊達氏の支配に属し、天正 19 年（1591 年）豊臣秀吉の奥州再仕置による蒲生氏郷の支配、そして、慶長 3 年（1598 年）に上杉景勝の支配となり、寛文 4 年（1664 年）からは、幕府直轄地となった。

慶長年間（1596 年～1614 年）から生糸や絹織物取引の市が立ち、江戸城御用の川俣絹を生産するなど、国内で有数の絹織物産地に発展し、明治・大正・昭和の時代には輸出花形商品の羽二重を織り出した。

昭和 30 年 3 月 1 日に、川俣町・富田村・福田村・小島村・飯坂村・小綱木村・大綱木村、安達郡山木屋村の 1 町 7 カ村が合併して川俣町となり現在に至っている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、694 棟の建物被害や 101 箇所の町道の被害など、全町的に被害が生じたほか、東日本大震災に起因する津波による東京電力福島第一原子力発電所における事故により、平成 23 年 4 月 22 日に本町南東に位置する山木屋地区が計画的避難区域に指定され、地区住民 1,252 名が避難を強いられた。平成 25 年 8 月 8 日に避難区域が見直され、避難指示解除準備区域と居住制限区域に再編されたが、今もなお避難生活が続いているほか、飛散した放射性物質による農林業の被害やそれに起因する商工業の風評被害など大きな被害を受けている。

川俣町復興計画においては、「安全が確保され、住民が安心して暮らせるまちへの復興」「雇用が確保され、住民が生きがいを感じるまちへの復興」「結いと絆が維持され、住民が幸せを感じるまちへの復興」を基本理念とした「まちの再生・復興」を目指したまちづくりを進めている。

(2) 中心市街地の概況

本町の中心市街地は、町域の北西部、国道 114 号と 349 号の交差部の北西に位置し、広瀬川沿いの限られた平坦地に広がっており、瓦町、鉄炮町、中丁といった商店街は、旧街道に沿って形成されている。

中心市街地には商店街のほか、行政機関や金融機関、病院などが立地しており、町民生活を支える地域となっている。

また、中心市街地では、国内最大のフォルクローレの音楽祭である「コスキン・エン・ハポン」や特産地鶏である川俣シャモを使った「川俣シャモまつり」などのイベントが開催され、多くの人々が訪れる。

町民の購買は、最寄り品については町内で行われているものの、東日本大震災の影響により、中心市街地内の中核的商業施設が閉店に追い込まれ、「道の駅」周辺の郊外商業施設の利用割合が高くなっている。さらに、購買行動の広域化に伴い、買い回り品については、隣接する福島市への購買流出が顕著であり、中心市街地内での空き店舗の増加など、商業機能の低下が見られる。また、限られた平坦地に形成された市街地では、住宅機能の更新が遅れ、人口減少・高齢化の進行が顕著となっている。

■コスキン・エン・ハポン



■コスキンパレード



■川俣シャモまつり



(3) 中心市街地の既存ストック

①主要施設

中心市街地には、町役場（東日本大震災による被災により建て替え中）や中央公民館などの公共施設のほか、病院や診療所等の医療機関、老人福祉施設などが立地しており、町民生活を支えている。

■町役場建設予定地



■川俣町中央公民館
(川俣町役場仮庁舎)



■済生会川俣病院



②自然景観資源

中心市街地を南北に流下する広瀬川は、住民生活に潤いを与える景観となっている。

また、中心市街地に位置する中央公園は、さくらまつりが開催されるサクラの名所であるとともに、町に絹織物を伝えたと言われる「小手姫像」や「コスキン野外音楽堂」が設置され町民に親しまれている。

■広瀬川



■小手姫像



③歴史文化資源

本町は養蚕の町として発展してきた経緯から、中心市街地には蔵が点在しているほか、瓦町、鉄炮町、中丁の商店街には旧来の街並みを想像させる家屋や店舗が点在している。

また、銅造金剛界大日如来坐像などの文化財や中島の石塔婆などの史跡も点在している。

中心市街地では、まちづくり会社であるまちづくり川俣が、廃業した織物工場の蔵を改修し、無料休憩所やギャラリーとして活用している「絹蔵」を設置・運営している。

■点在する蔵



■旧来の街並みを想像させる家屋や店舗



■絹蔵



[2] 中心市街地の現状分析

(1) 人口に関する現状分析

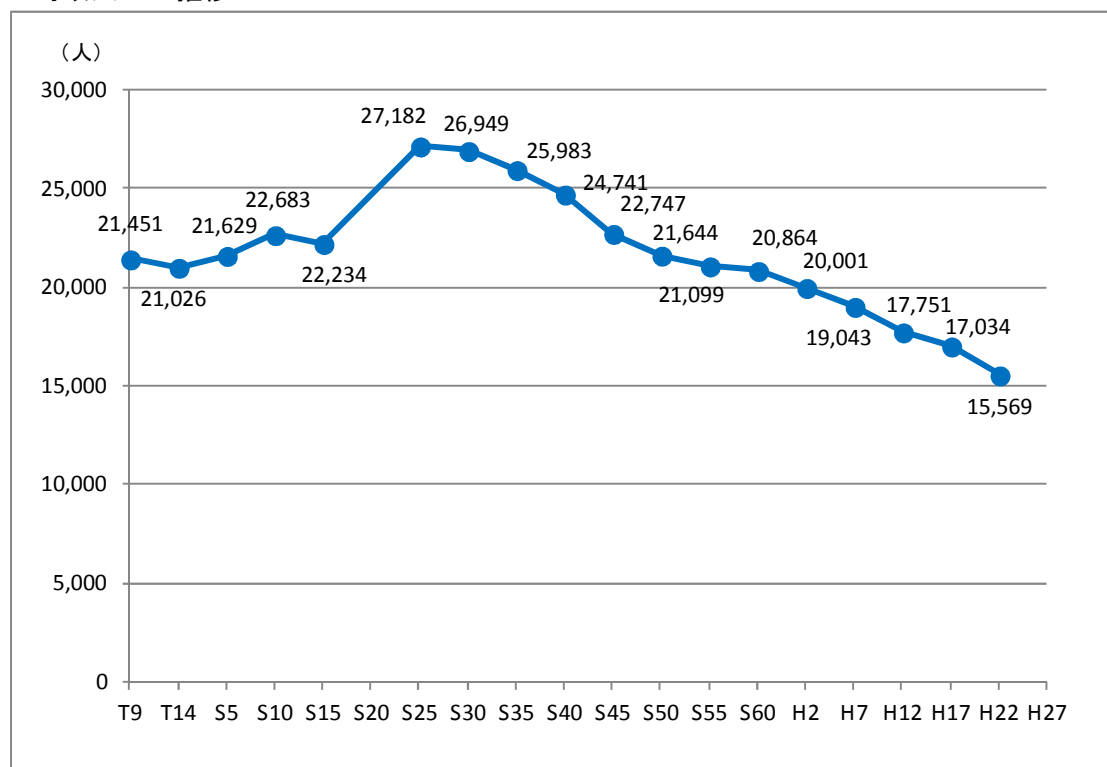
①人口・世帯の状況

本町の人口は、15,569人（平成22年国勢調査）であり、昭和25年をピークに減少の一途をたどっている。

中心市街地の人口は、町域の人口の20.1%を占め、町域人口と同様に減少傾向を示しており、近年は町域の減少率を上回り減少している。

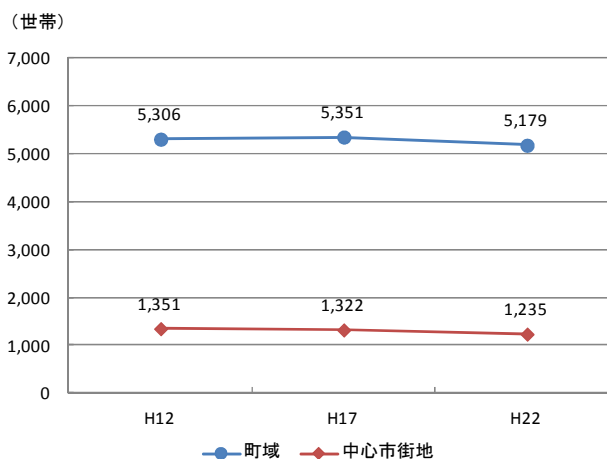
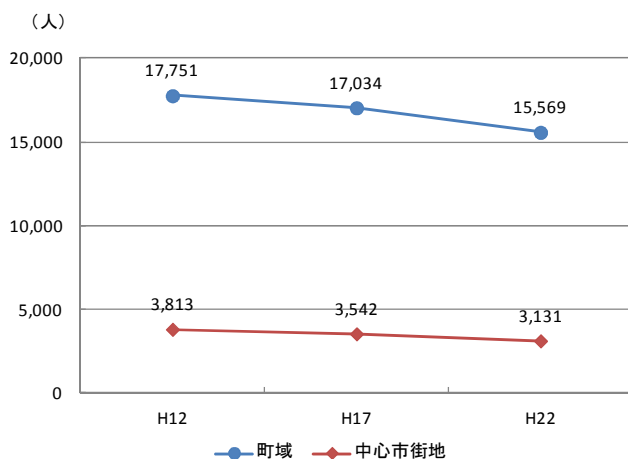
町域の世帯数は5,179世帯（平成22年国勢調査）であり、平成17年から平成22年にかけて減少傾向に転換したが、中心市街地の世帯数は、平成12年以降一貫して減少傾向にあり、町域と比べ減少率が高い。

■町域人口の推移



（資料：国勢調査）

■町域・中心市街地の人口・世帯数の推移



（資料：国勢調査）

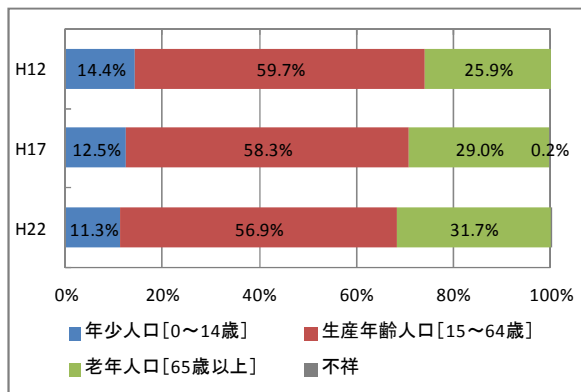
②年齢階層別人口の状況

高齢化率は町域で31.7%、中心市街地で36.4%であり、町域と比べ中心市街地は高齢化が進行している。

また、年少人口率についても、町域で11.3%、中心市街地で10.1%となっており、少子化の進行も中心市街地が早くなっている。

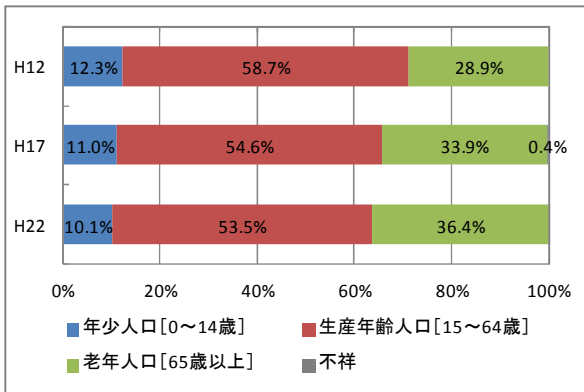
町域、中心市街地ともに、年少人口や生産年齢人口の構成比が減少し、老年人口比が増加する傾向にあり、少子高齢化が継続的に進行している状況で、出生数の減少や単身高齢者世帯の増加が見られる。

■町域の年齢階層別人口



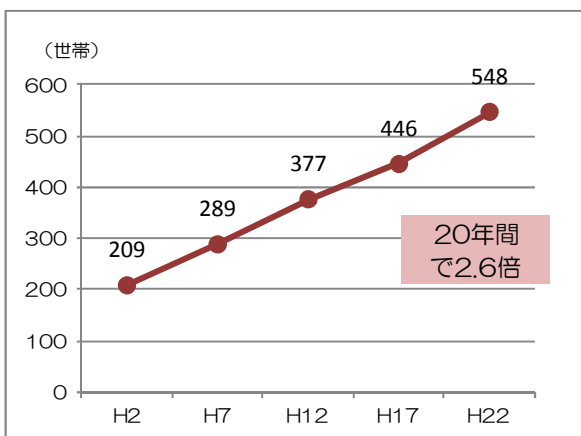
(資料：国勢調査)

■中心市街地の年齢階層別人口



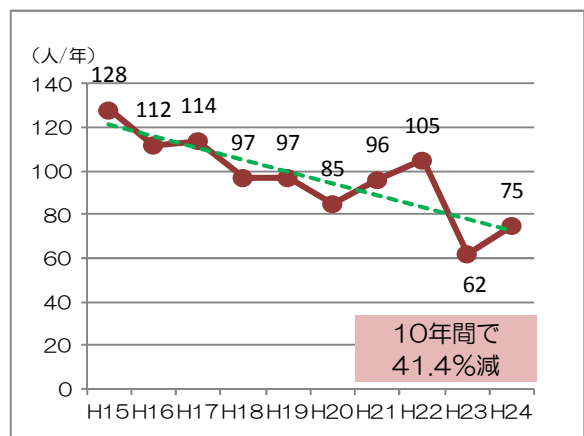
(資料：国勢調査)

■町域の単身高齢者世帯の推移



(資料：国勢調査)

■町域の出生率の推移



(資料：庁内資料)

③東日本大震災による人口への影響

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、山木屋地区が計画的避難区域に指定されるなどの影響で、平成 25 年 5 月時点で 595 人の町民が町外に避難している。

また、平成 25 年 5 月時点で他市町村から本町への避難者は、695 人となっている。

■町民の避難状況

		山木屋地区		自主避難		合計	
		人数	構成	人数	構成	人数	構成
町内		777	63.9%	－	－	777	56.6%
町外	県内	399	32.8%	17	10.9%	416	30.3%
	県外	40	3.3%	139	89.1%	179	13.0%
合計		1,216	100.0%	156	100.0%	1,372	100.0%

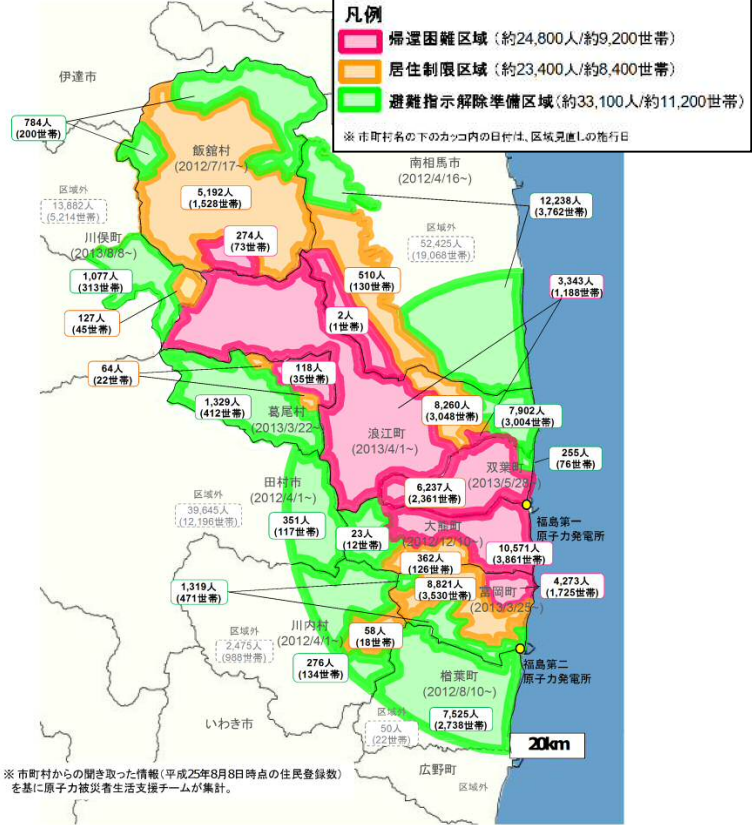
(資料：庁内資料（平成 25 年 5 月 20 日現在）)

■避難者受入状況

	世帯		避難者数			
	世帯数	構成	総数		18 歳以下 人数	65 歳以上 人数
			人数	構成		
南相馬市	17	5.7%	31	4.5%	9	3
葛尾村	3	1.0%	8	1.2%	2	2
双葉町	1	0.3%	3	0.4%	0	2
飯館村	214	72.3%	525	75.5%	120	51
富岡町	1	0.3%	1	0.1%	0	0
浪江町	58	19.6%	123	17.7%	31	22
大熊町	2	0.7%	4	0.6%	0	0
合計	296	100.0%	695	100.0%	162	80

(資料：庁内資料（平成 25 年 5 月 20 日現在）)

■避難指示区域



(資料：内閣府公表資料)

④通勤・通学の状況

本町の自町就業率は62.7%（平成22年）となっており、10年前と比べると8.8ポイント減少している。

最も結びつきが強い市町村は福島市であり、町内就業者の24.7%が働きに出ている。

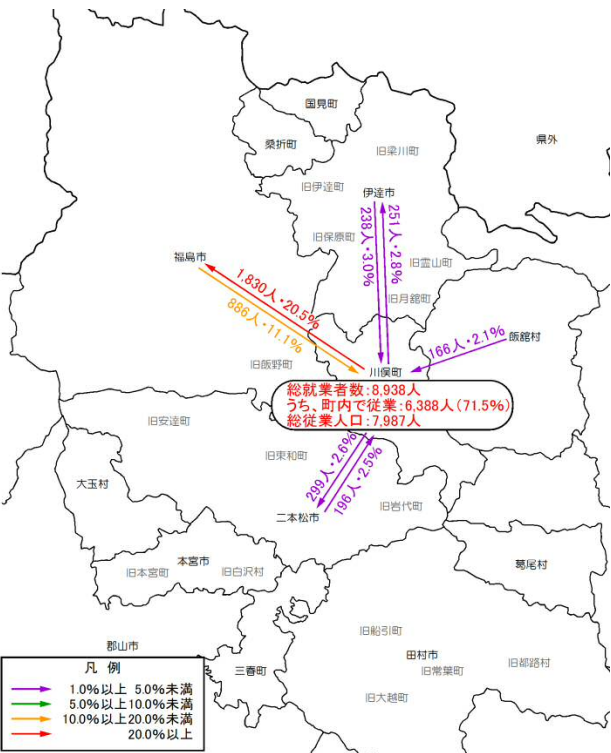
平成22年の通勤状況は、859人の流出超過となっており、福島市への流出超過が775人と最も多く次いで二本松市の106人である。

伊達市及び飯館村については、流入超過となっている。

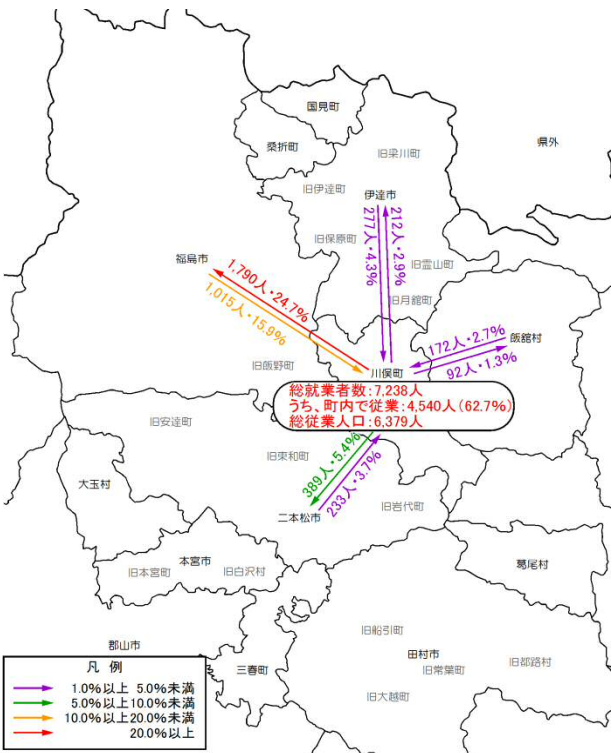
なお、東日本大震災の影響により飯館村は全村避難となっており、現況は不明である。

■通勤流動

【平成12年】



【平成22年】



（資料：国勢調査）

	平成12年		平成22年	
	流出		流出	
総数	8,938	(100.0%)	7,238	(100.0%)
町内で従業	6,388	(71.5%)	4,540	(62.7%)
町外で従業	2,550	(28.5%)	2,698	(37.3%)
福島市	1,830	(20.5%)	1,790	(24.7%)
郡山市	45	(0.5%)	57	(0.8%)
二本松市	229	(2.6%)	389	(5.4%)
伊達市	251	(2.8%)	212	(2.9%)
飯館村	52	(0.6%)	92	(1.3%)
その他	143	(1.6%)	158	(2.2%)

	平成12年		平成22年	
	流入		流入	
総数	7,987	(100.0%)	6,379	(100.0%)
町内に在住	6,388	(80.0%)	4,540	(71.2%)
町外に在住	1,599	(20.0%)	1,839	(28.8%)
福島市	886	(11.1%)	1,015	(15.9%)
郡山市	14	(0.2%)	21	(0.3%)
二本松市	196	(2.5%)	283	(4.4%)
伊達市	238	(3.0%)	277	(4.3%)
飯館村	166	(2.1%)	172	(2.7%)
その他	99	(1.2%)	71	(1.1%)

※平成12年：流出超過（951人＝総流出数8,938人－総流入数7,987人）
平成22年：流出超過（859人＝総流出数7,238人－総流入数6,379人）

本町の自町就学率は 45.7%（平成 22 年）となっており、10 年前と比べると 14.8 ポイント減少している。

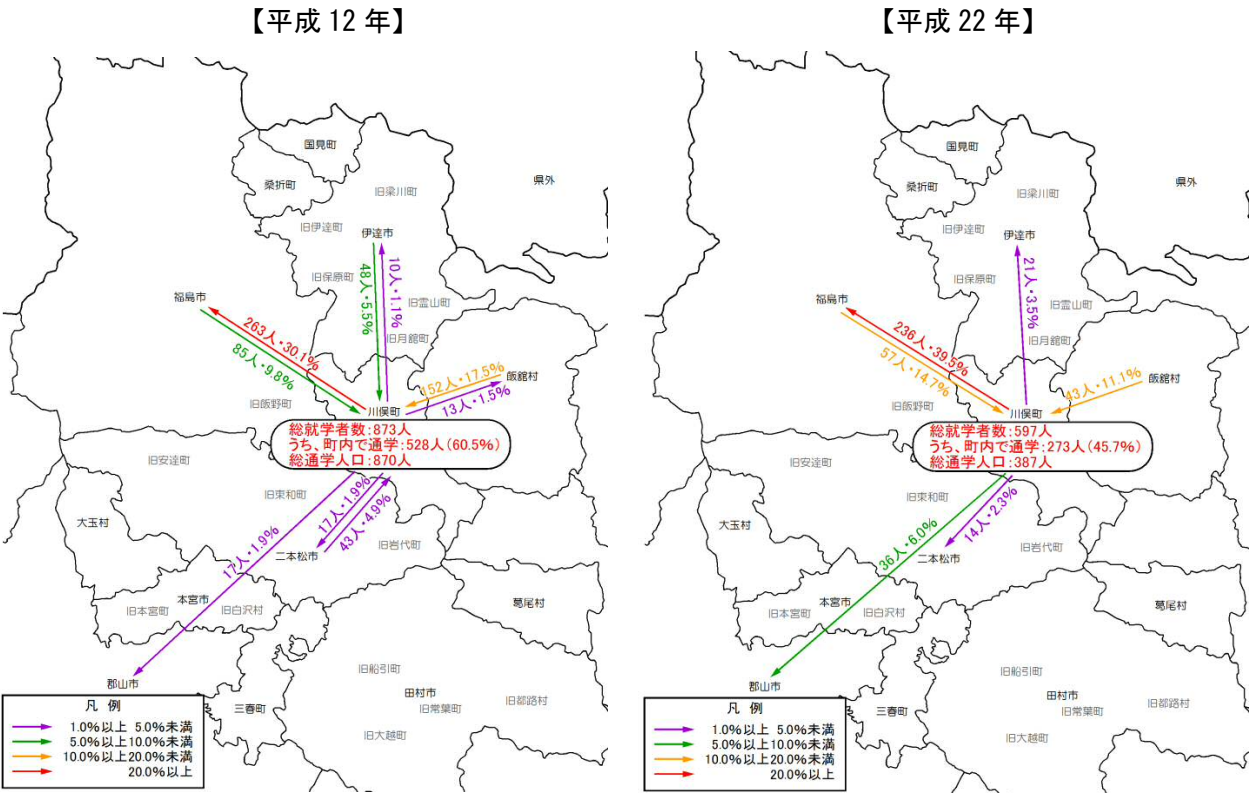
最も結びつきが強い市町村は福島市であり、町内就学者の 39.5%が通学している。

平成 22 年の就学状況は、210 人の流出超過となっており、福島市への流出超過が 179 人と最も多く次いで郡山市の 35 人である。

平成 12 年では伊達市、二本松市、飯舘村について、流入超過となっていたが、平成 22 年では飯舘村のみが流入超過となっている。

なお、東日本大震災の影響により飯舘村は全村避難となっており、現況は不明である。

■通学流動



（資料：国勢調査）

	平成12年		平成22年	
	流出		流出	
総数	873	(100.0%)	597	(100.0%)
町内で就学	528	(60.5%)	273	(45.7%)
町外で就学	345	(39.5%)	324	(54.3%)
福島市	263	(30.1%)	236	(39.5%)
郡山市	17	(1.9%)	36	(6.0%)
二本松市	17	(1.9%)	14	(2.3%)
伊達市	10	(1.1%)	21	(3.5%)
飯舘村	13	(1.5%)	2	(0.3%)
その他	25	(2.9%)	15	(2.5%)

	平成12年		平成22年	
	流入		流入	
総数	870	(100.0%)	387	(100.0%)
町内に在住	528	(60.7%)	273	(70.5%)
町外に在住	342	(39.3%)	114	(29.5%)
福島市	85	(9.8%)	57	(14.7%)
郡山市	0	(0.0%)	1	(0.3%)
二本松市	43	(4.9%)	5	(1.3%)
伊達市	48	(5.5%)	3	(0.8%)
飯舘村	152	(17.5%)	43	(11.1%)
その他	14	(1.6%)	5	(1.3%)

※平成 12 年：流出超過（3 人＝総流出数 873 人－総流入数 870 人）
平成 22 年：流出超過（210 人＝総流出数 597 人－総流入数 387 人）

◇人口に関するまとめ◇

◇中心市街地の人口減少・少子高齢化が進行している

町域では少子高齢化が進行しているが、近年、中心市街地の人口減少率は町域を上回っている。また、世帯数についても町域に先立ち減少傾向を示しており、中心性の低下や地域コミュニティの弱体化が懸念される。

◇東日本大震災による影響が発現している

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、山木屋地区避難者や自主避難者が町外へ流出している。また、周辺市町村では本町と結びつきの強い飯舘村が全村避難になるなど、他市町村から本町へ避難している方々も見られる。

原子力発電所事故に関連する避難については、本町を含めた避難区域の再編が完了し、今後帰還に向けた取り組みが加速されることとなるが、当面は「居住制限区域」等の長期避難による居住人口への影響が継続するものと想定される。

◇通勤・通学の広域化が進行している

福島市や二本松市等への流出により、自町就業率や自町就学率が減少している。今後も、移動の広域化は進行するものと想定される。

(2) 建物・土地利用等に関する現状分析

①都市計画の指定状況

ア. 用途地域

用途地域は、全体で 255.7ha が指定されており、中心市街地内では約 9 割が指定されている。

住居系用途地域が 76.0%、商業系用途地域が 11.5%、工業系用途地域が 12.5%を占め、商業地域や近隣商業地域については、中心商店街や国道 114 号の各沿道に指定されている。

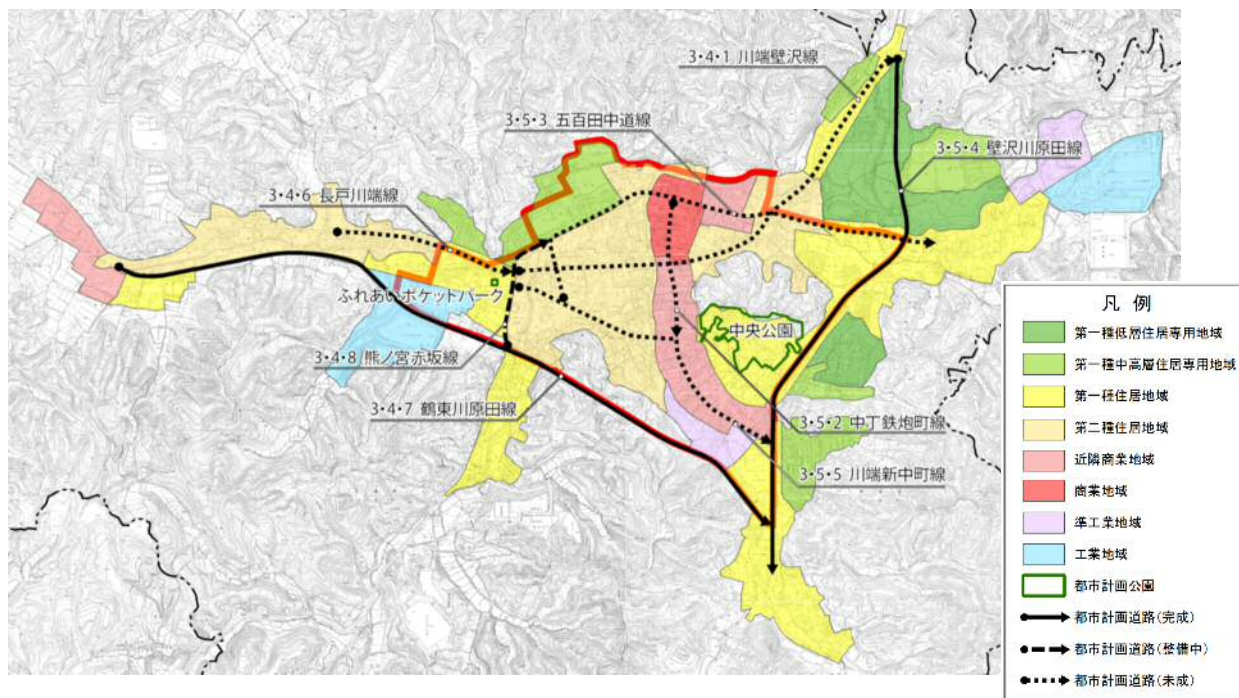
また、地場産業の保護・育成を図るため、用途地域の一部に特別工業地区が指定されている。

イ. 都市計画道路及び都市公園

都市計画道路は 8 路線あるが、完成路線が 2 路線、整備中路線が 1 路線、未成路線が 5 路線となっている。

都市公園は、中央公園（総合公園）及びふれあいポケットパーク（街区公園）の 2 公園が指定されており、いずれも全体供用されている。

■都市計画の指定状況



■用途地域指定面積

	面積(ha)	
第一種低層住居専用地域	24.2	(9.5%)
第一種中高層住居専用地域	31.0	(12.1%)
第一種住居地域	78.0	(30.5%)
第二種住居地域	61.0	(23.9%)
近隣商業地域	23.0	(9.0%)
商業地域	6.5	(2.5%)
準工業地域	11.0	(4.3%)
工業地域	21.0	(8.2%)
計	255.7	(100.0%)

■都市計画道路指定延長

番号	名称	延長(m)	幅員(m)	車線数
3.4.8	熊ノ宮赤坂線	520	19	2
3.4.7	鶴東川原田線	2,980	16	2
3.4.1	川端壁沢線	1,970	16	2
3.5.2	中丁鉄炮町線	550	12	2
3.5.3	五百田中道線	1,850	12	2
3.5.4	壁沢川原田線	2,300	12	2
3.5.5	川端新中町線	1,270	12	2
3.4.6	長戸川端線	750	16	2

②土地利用及び建物の現況

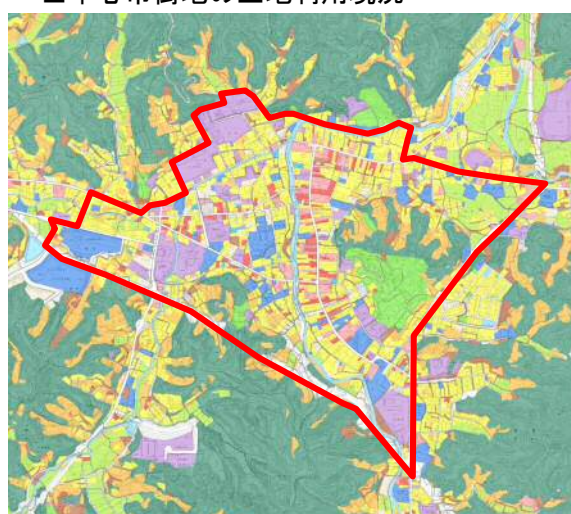
用途地域における中心市街地（集計範囲）の建物は、住居系が 72.4%、商業系が 7.4%、公共公益系が 6.0% となっており、用途地域内の中心市街地以外の建物現況と比較すると、商業系の建物割合が高く、これらの建物が集積している状況にある。

また、中心市街地の商店街における空き店舗数は 81 件（平成 25 年）であり、平成 12 年の調査と比較し 24 件増加し、空き店舗率は 34.9% となっている。

中心市街地の西部には、町役場や中央公民館、済生会川俣病院等の公共公益施設が集積している。

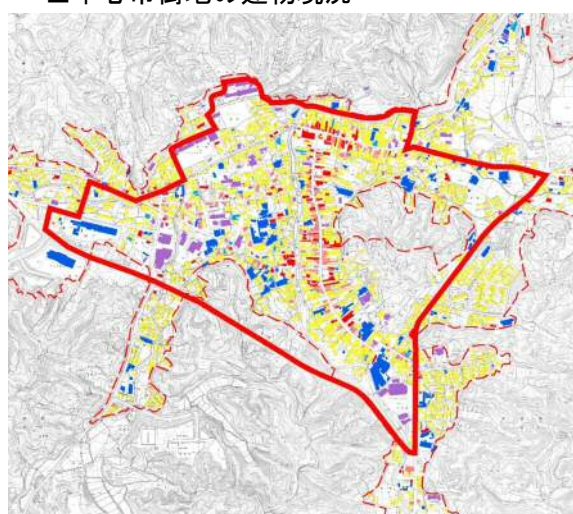
その他、中心市街地では工業系土地利用や空地が点在しているが、工業系土地利用については、操業が行われていないものも散見される。

■ 中心市街地の土地利用現況



凡 例		
住宅用地	公共公益施設	田
専用商業用地	その他建築用地	畑
店舗併用住宅	道路(幅員4m以上)	山林
専用工業施設	公園緑地等	水面
作業所併用住宅	その他空地	その他自然地

■ 中心市街地の建物現況



凡 例		
住居系	公共公益系	
店舗併用住宅	その他	
商業業務系	用途地域	
工業系	中心市街地	
作業所併用住宅		

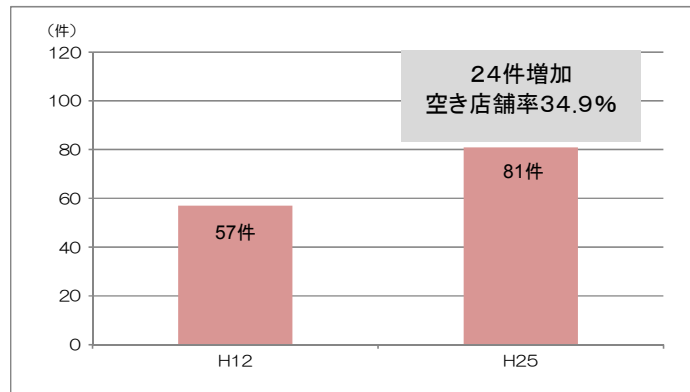
（資料：平成 24 年都市計画基礎調査）

■ 建物の構成

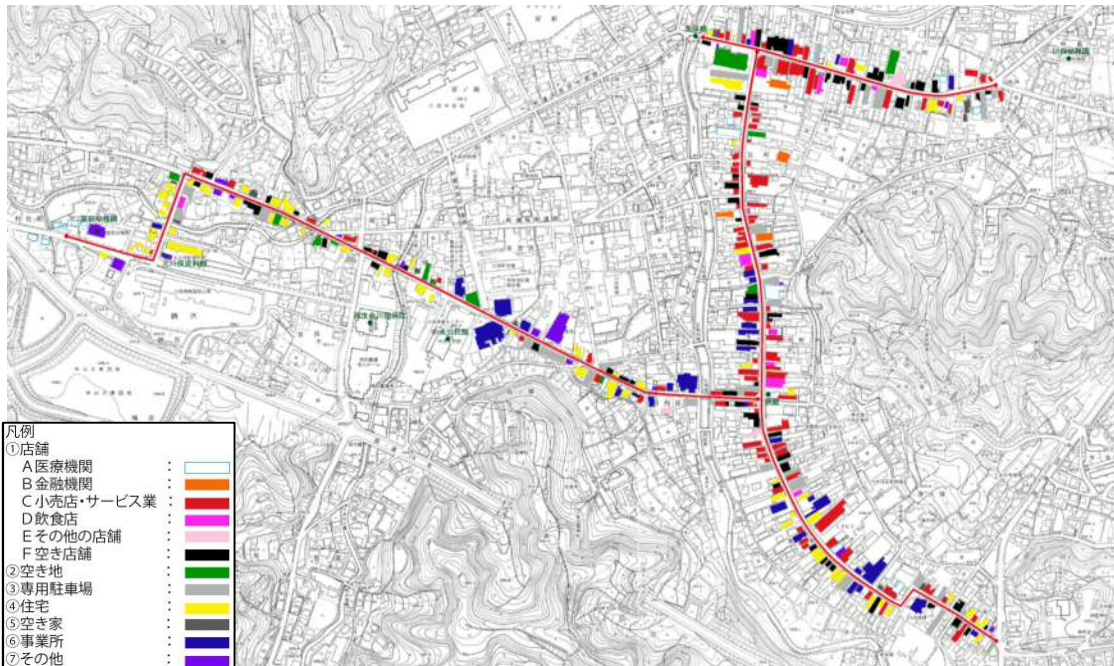
	住居系	商業業務系	工業系	公共公益系	その他	合計
中心市街地	1,807 72.4%	185 7.4%	166 6.7%	149 6.0%	31 1.2%	2,495 100.0%
中心市街地以外	1,708 78.1%	44 2.0%	111 5.1%	157 7.2%	6 0.3%	2,188 100.0%
用途地域合計	3,515 75.1%	229 4.9%	277 5.9%	306 6.5%	37 0.8%	4,683 100.0%

（資料：平成 24 年都市計画基礎調査）

■空き店舗数の推移



■商店街の空き店舗の状況（平成 25 年）

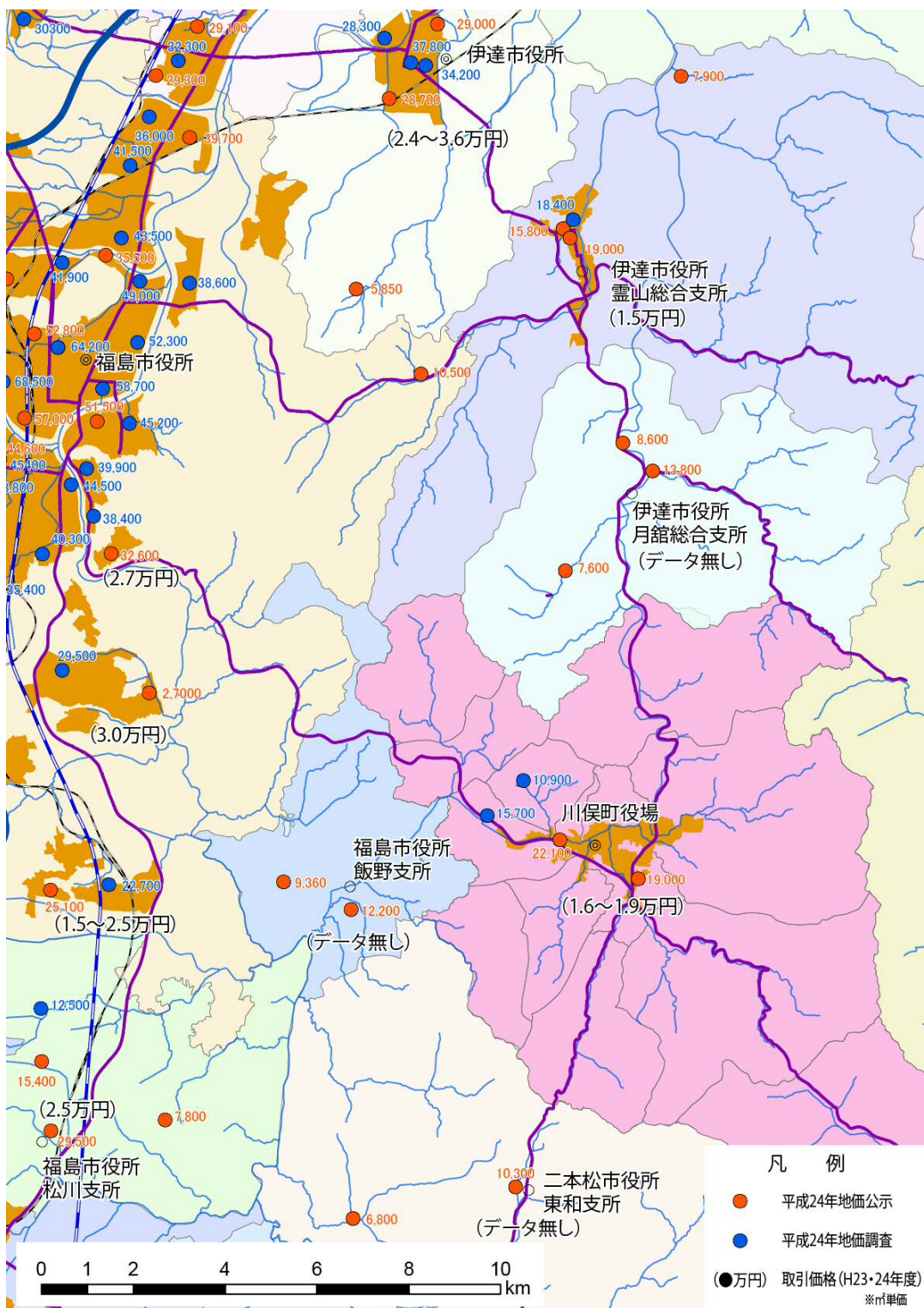


① 店舗							② 空き地	③ 専用駐車場	④ 住宅	⑤ 空き家	⑥ 事業所	⑦ その他	計
A 医療機関	B 金融機関	C 小売店・サービス業	D 飲食店	E その他の店舗	F 空き店舗	小計							
12	4	117	12	6	81	232	22	57	89	11	18	35	464
2.6%	0.9%	25.2%	2.6%	1.3%	17.5%	50.0%	4.7%	12.3%	19.2%	2.4%	3.9%	7.5%	100.0%

③地価

中心市街地の地価は町内の中心市街地以外と比べ高くなっているが、周辺都市の中心部と比較すると低くなっている。

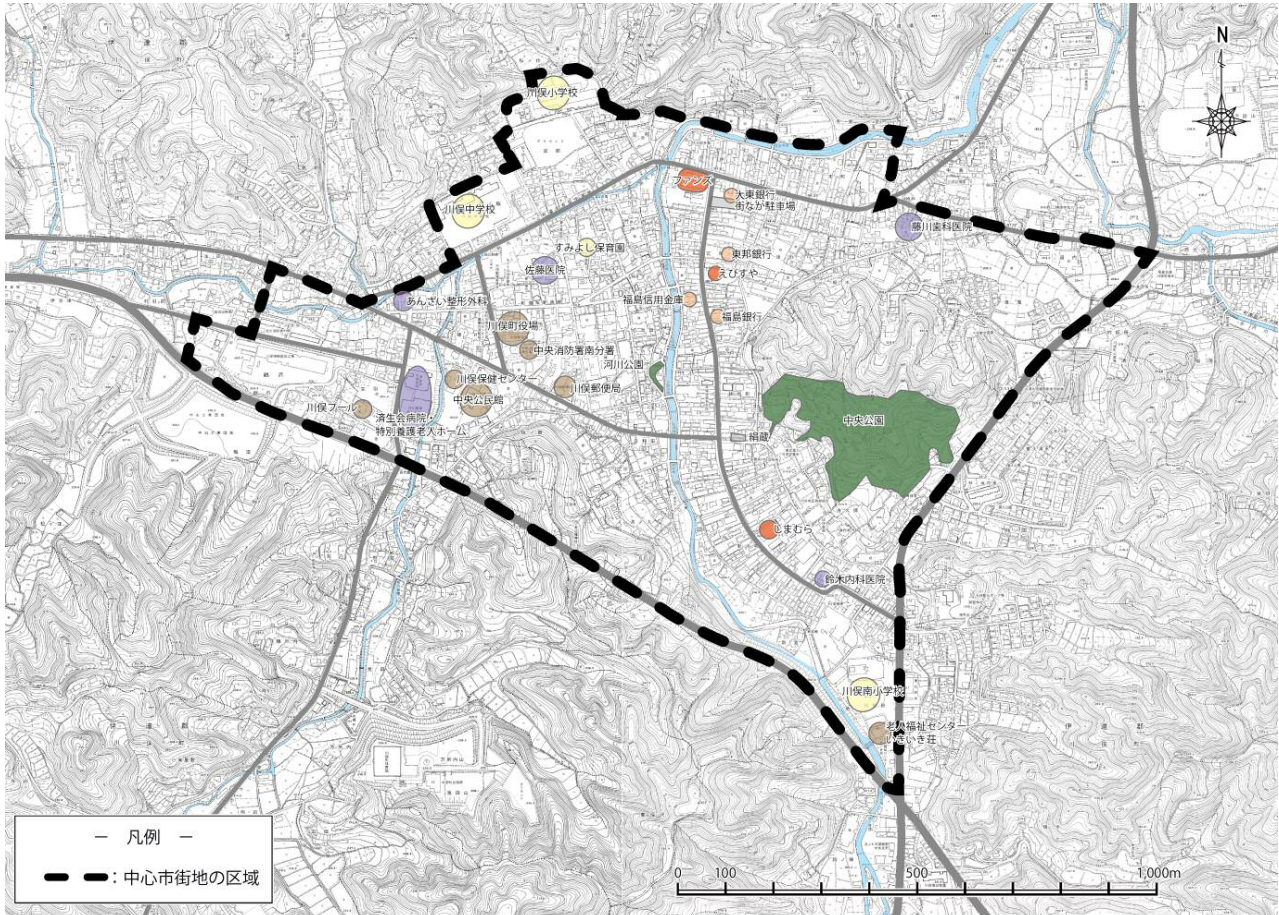
■地価の状況



④主要施設

中心市街地には、町役場や中央公民館などの公共機関や教育・保育機関のほか、病院等の医療福祉機関、金融機関など町民生活を支える主要施設が多く立地している。

■中心市街地の主要施設立地状況

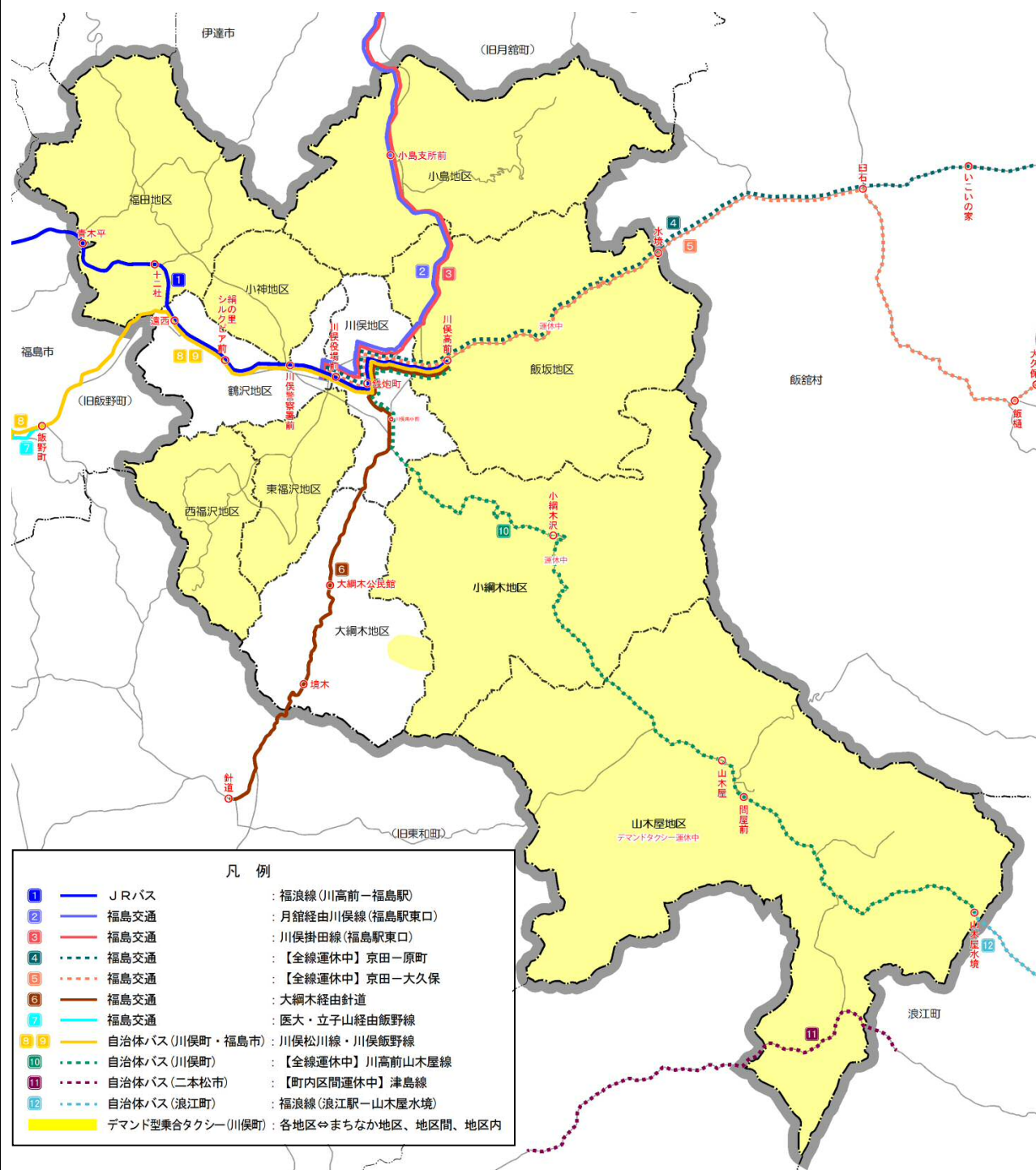


⑤公共交通

鉄道川俣線が昭和 47 年に廃止された後、バス交通による公共交通サービスが提供されており、乗合バス（福島交通・JR バス東北）や自治体バスが運行されている。

また、町内の交通空白地域解消を図るための交通手段として、ふれあいタクシー（デマンド型乗合タクシー）が運行され、町内各地区と中心市街地を連絡している。

■公共交通の概況



◇建物・土地利用等に関するまとめ◇

◇都市機能が集積している

中心市街地は、商店街やスーパーマーケット等の商業施設、町役場や中央公民館等の町民生活に密着した公共施設が集積しているほか、病院や金融機関も多数立地しており、生活利便性が高い。

◇低未利用地や空き店舗が点在している

中心市街地は、住居系を中心とした土地利用となっているが、操業を停止した工場や空地等の低未利用地が散見される。

また、中心市街地商店街の空き店舗が増加する傾向にあり、これら低未利用地や空き店舗の増加は、中心市街地の空洞化の一因となっている。

◇都市計画道路の整備率が低くなっている

中心市街地の都市計画道路は住宅密集地に計画されているものが多く、多大な事業費が必要となるほか、地権者の合意形成が困難である等の理由から、全8路線のうち5路線の未成路線が所在する。

◇中心市街地の地価が高くなっている

地形制約の多い本町において、都市機能の集積している中心市街地は、中心市街地以外と比較して地価が高くなっている。

◇中心市街地と町内他地区、周辺市町村を結ぶ公共交通が運行

本町と周辺市町村を結ぶ乗合バスや自治体バスが運行されているほか、中心市街地と町内他地区を結ぶデマンド型乗合タクシーが運行されており、日常生活の移動を支援する機能を担っている。

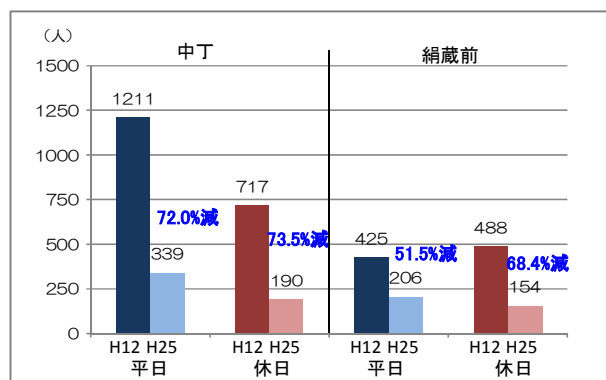
(3) 商業・観光に関する現状分析

① 中心市街地の交通量・通行量

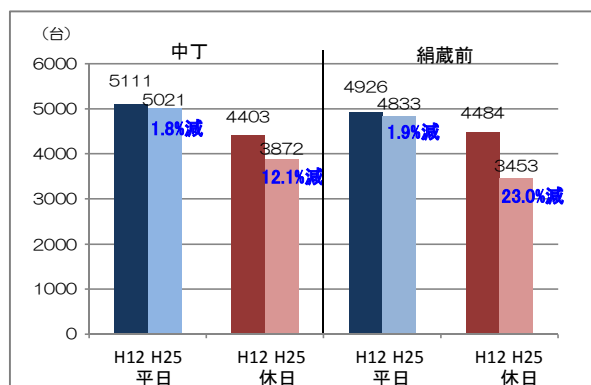
中心市街地の歩行者通行量は、平成12年と平成25年を比較すると、中丁では平日が72.0%減、休日が73.5%減、絹蔵前では平日が51.5%減、休日が68.4%減となっている。

一方、自動車交通量は減少しているものの、中丁では平日が1.8%減、休日が12.1%減、絹蔵前では平日が1.9%減、休日が23.0%減と、歩行者通行量と比較して減少率が小さくなっている。

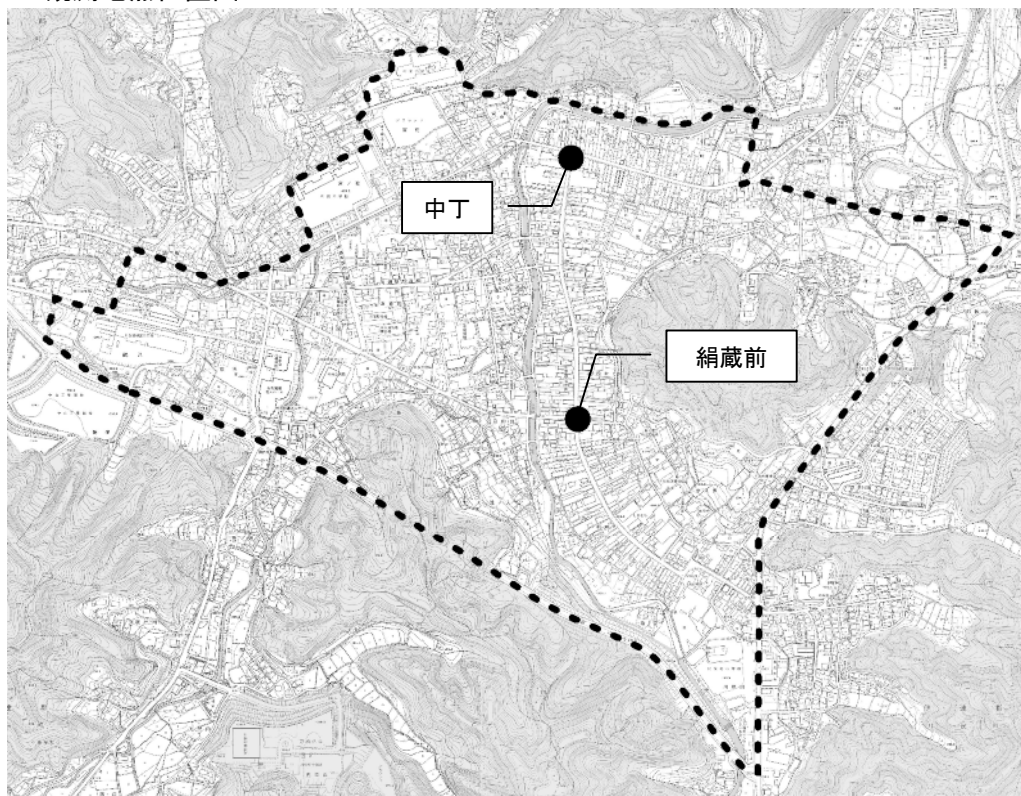
■ 歩行者通行量の推移



■ 自動車交通量の推移



■ 観測地点位置図



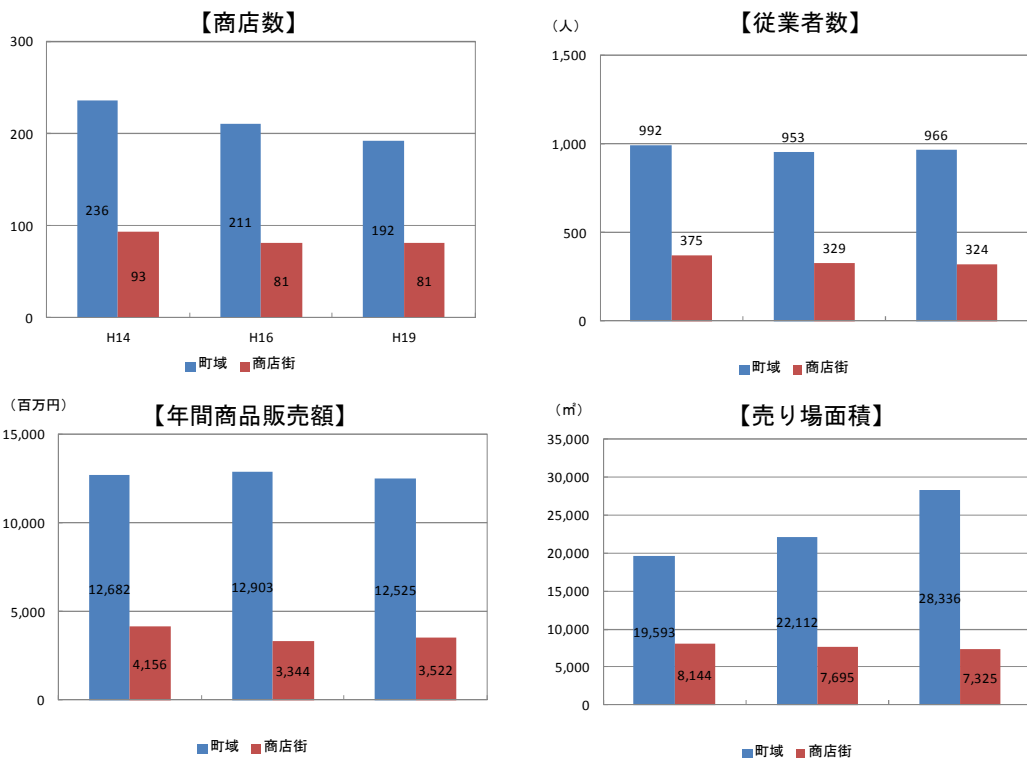
②商業活動の状況

町域の商店数は減少傾向にあるが、従業者数や年間商品販売額は横ばいであり、売場面積は増加傾向にある。

一方、中心市街地内の商店街では、商店数や従業員数、売り場面積が減少傾向を示しており、年間商品販売額については、平成14年から平成16年にかけて大きく落ち込んでいる。

町域に占める商店街の割合は、商店数が42.2%であるのに対し、年間商品販売額が28.1%、売り場面積は25.9%と低くなっている。

■小売業の推移



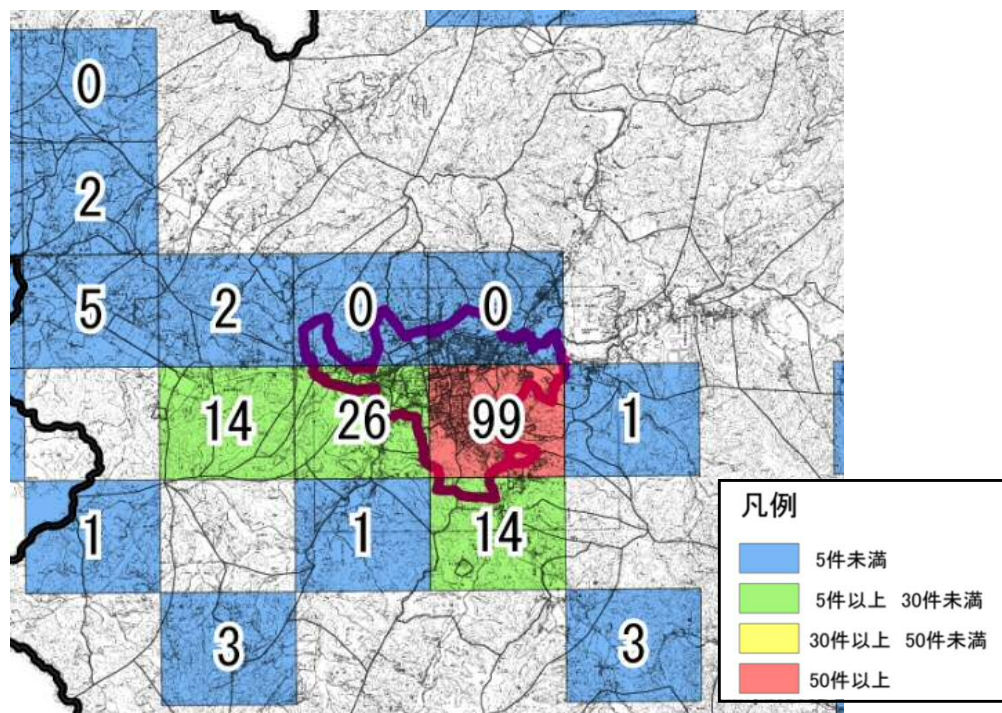
	町域											
	商店数			従業者数			年間商品販売額			売場面積		
	実数 (件)	増減 数	増減 率	実数 (人)	増減 数	増減 率	実数 (百万円)	増減 数	増減 率	実数 (㎡)	増減 数	増減 率
H14	236	—	—	992	—	—	12,682	—	—	19,593	—	—
H16	211	-25	-10.6%	953	-39	-3.9%	12,903	221	1.7%	22,112	2,519	12.9%
H19	192	-19	-9.0%	966	13	1.4%	12,525	-378	-2.9%	28,336	6,224	28.1%

	商店街（中丁・瓦町・鉄炮町合計）											
	商店数			従業者数			年間商品販売額			売場面積		
	実数 (件)	増減 数	増減 率	実数 (人)	増減 数	増減 率	実数 (百万円)	増減 数	増減 率	実数 (㎡)	増減 数	増減 率
H14	93	—	—	375	—	—	4,156	—	—	8,144	—	—
H16	81	-12	-12.9%	329	-46	-12.3%	3,344	-812	-19.5%	7,695	-449	-5.5%
H19	81	0	0.0%	324	-5	-1.5%	3,522	178	5.3%	7,325	-370	-4.8%
シェア	42.2%			33.5%			28.1%			25.9%		

（資料：商業統計調査）

■小売店舗数の分布（平成 19 年）

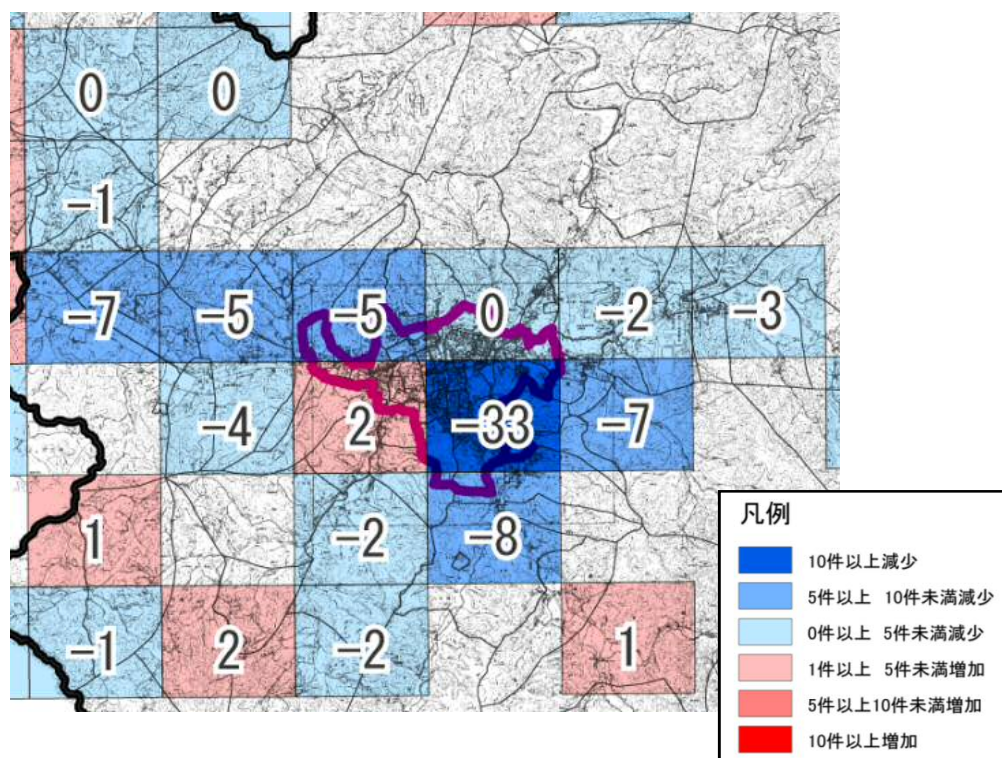
中心市街地への集積が見られる。



（資料：商業統計調査）

■小売店舗数の増減数（平成 9 年～平成 19 年）

中心市街地の減少件数が多い。

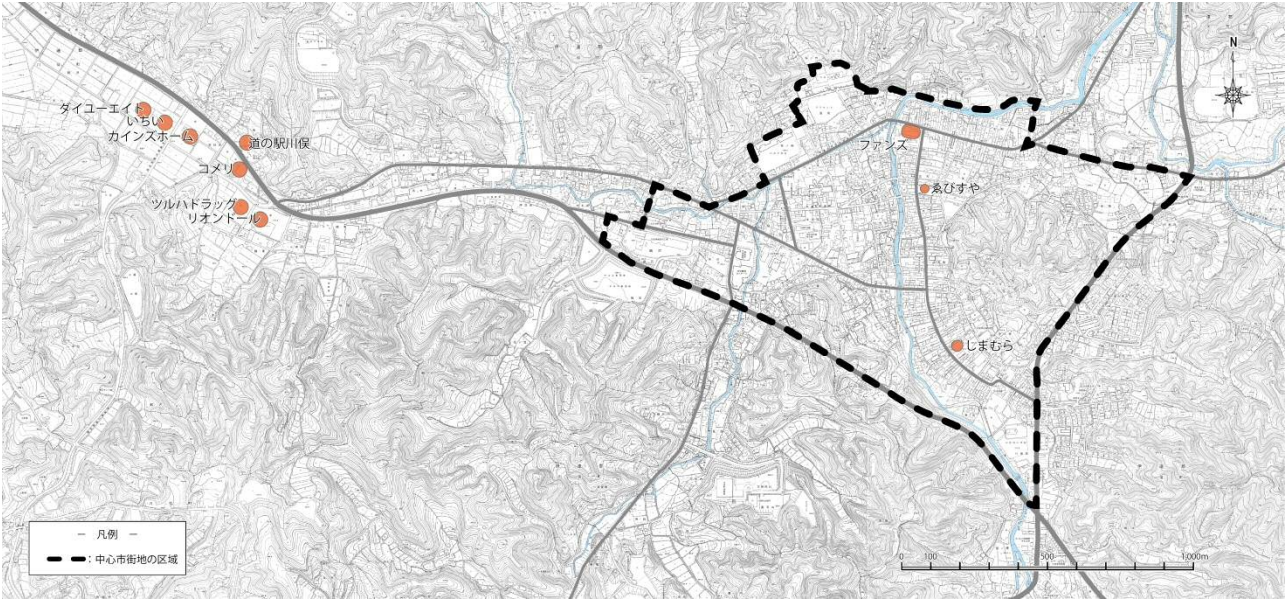


（資料：商業統計調査）

■ 中心市街地と「道の駅」周辺（中心市街地西側地区）における大型店舗の立地状況

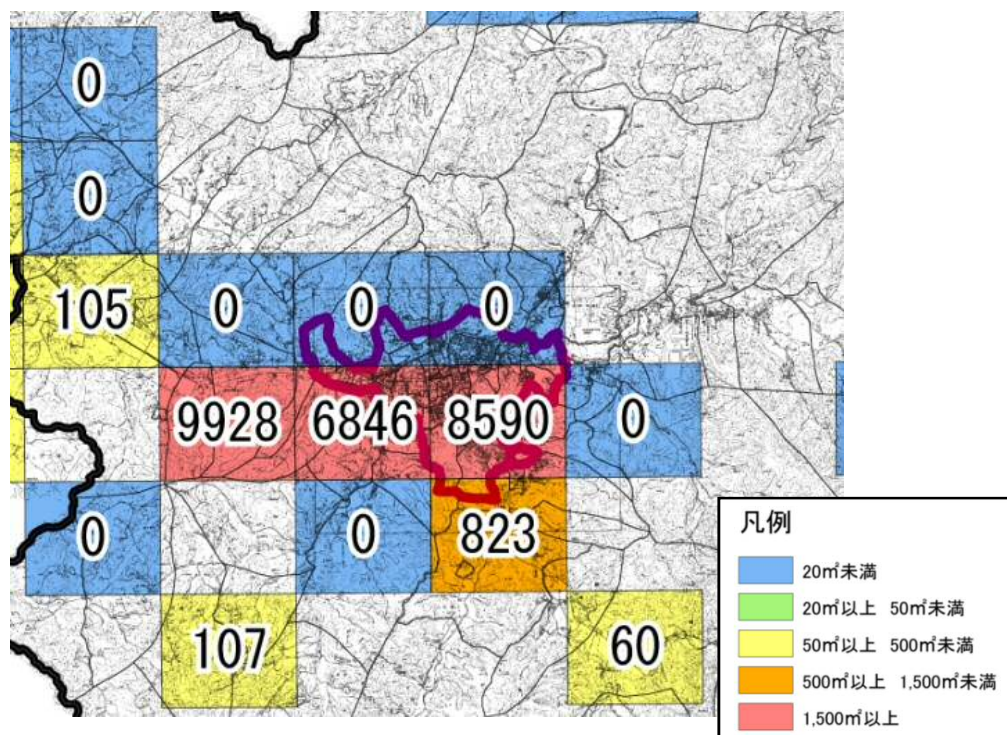
国道 114 号バイパスの開通を契機とし、「道の駅」周辺に大型店舗が集積している。

中心市街地	開店	生協	ファインズ新中町店（運喜）	あびすや	しまむら													ファインズ中丁店		ファインズ川俣店
	閉店																	生協閉店	ファインズ中丁店	ファインズ新中町店（運喜）
道の駅周辺	開店	S48	S54	S61	S62	H4	H5	H6	H7		H15	H17		H21	H23	H25				
					コメリ		カインズホーム	道の駅登録	リオンドール（R114B P 開通）		ツルハドラッグ	ダイユーエイト いちい								



■売り場面積の分布（平成 19 年）

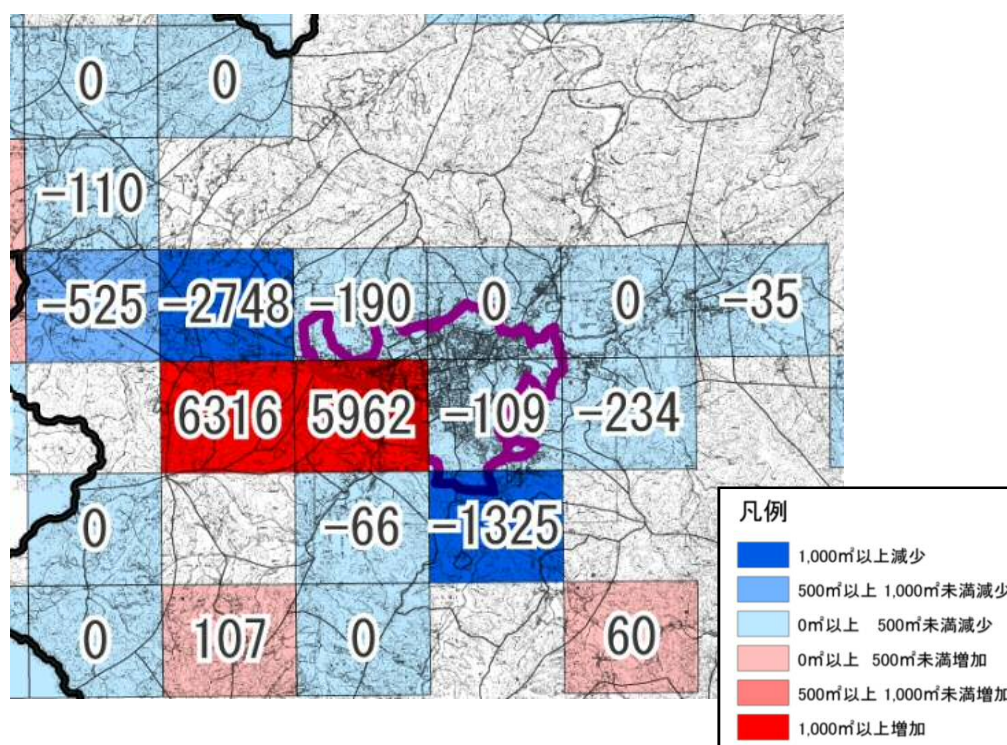
中心市街地と比べ、小売店舗数の少ない「道の駅」周辺の売り場面積が、中心市街地部を上回っている。



（資料：商業統計調査）

■売り場面積の増減（平成 9 年～平成 19 年）

中心市街地の売り場面積は微減であるが、「道の駅」周辺において売り場面積が大きく増加している。



（資料：商業統計調査）

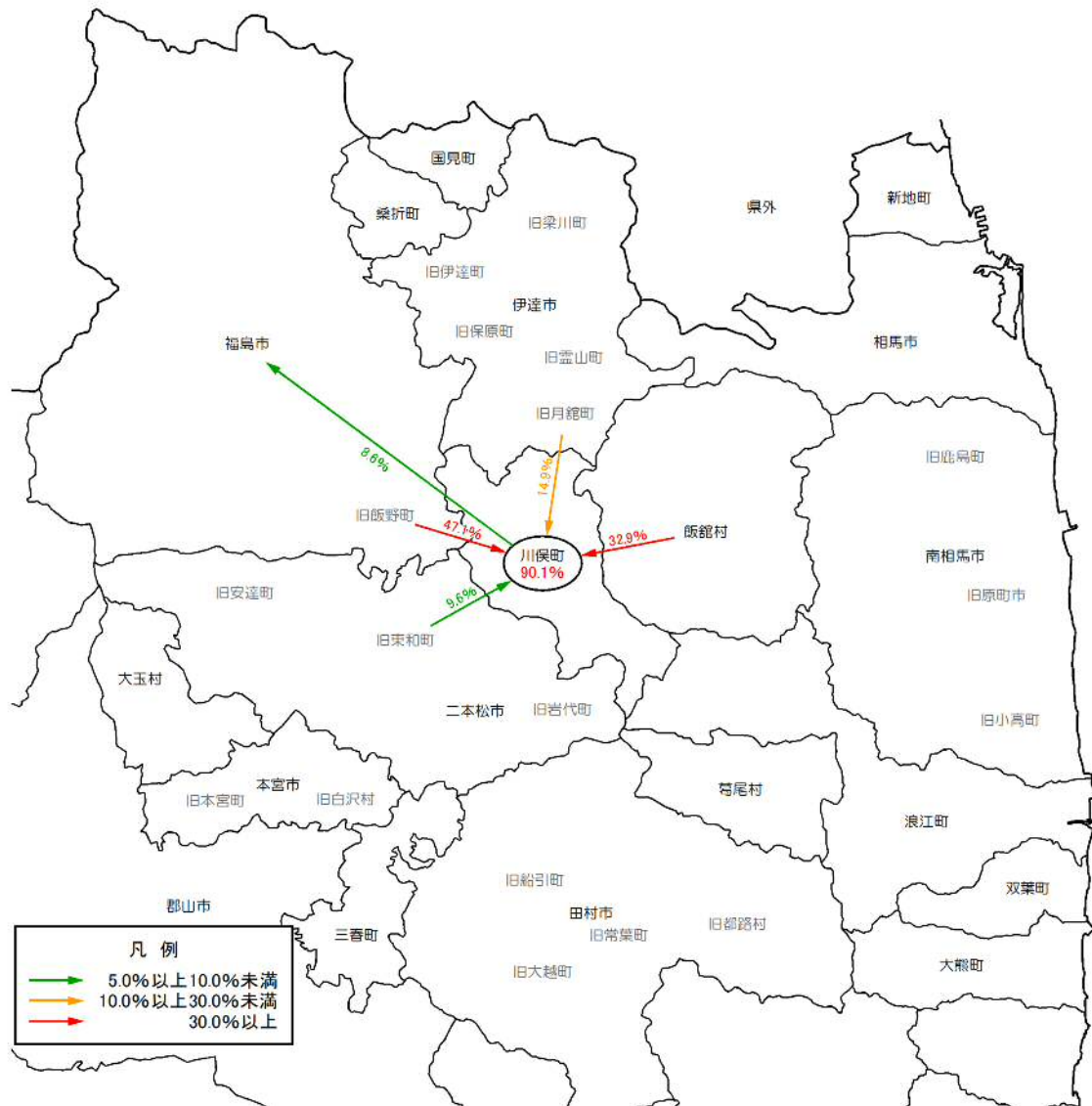
③買い物流動

ア. 最寄り品

最寄り品の町内購買率は90.1%となっており、飯舘村や福島市飯野町など周辺の地域からの流入も見られる。

なお、東日本大震災の影響により飯舘村は全村避難となっており、現況は不明である。

■最寄り品の買い物流動（平成21年）

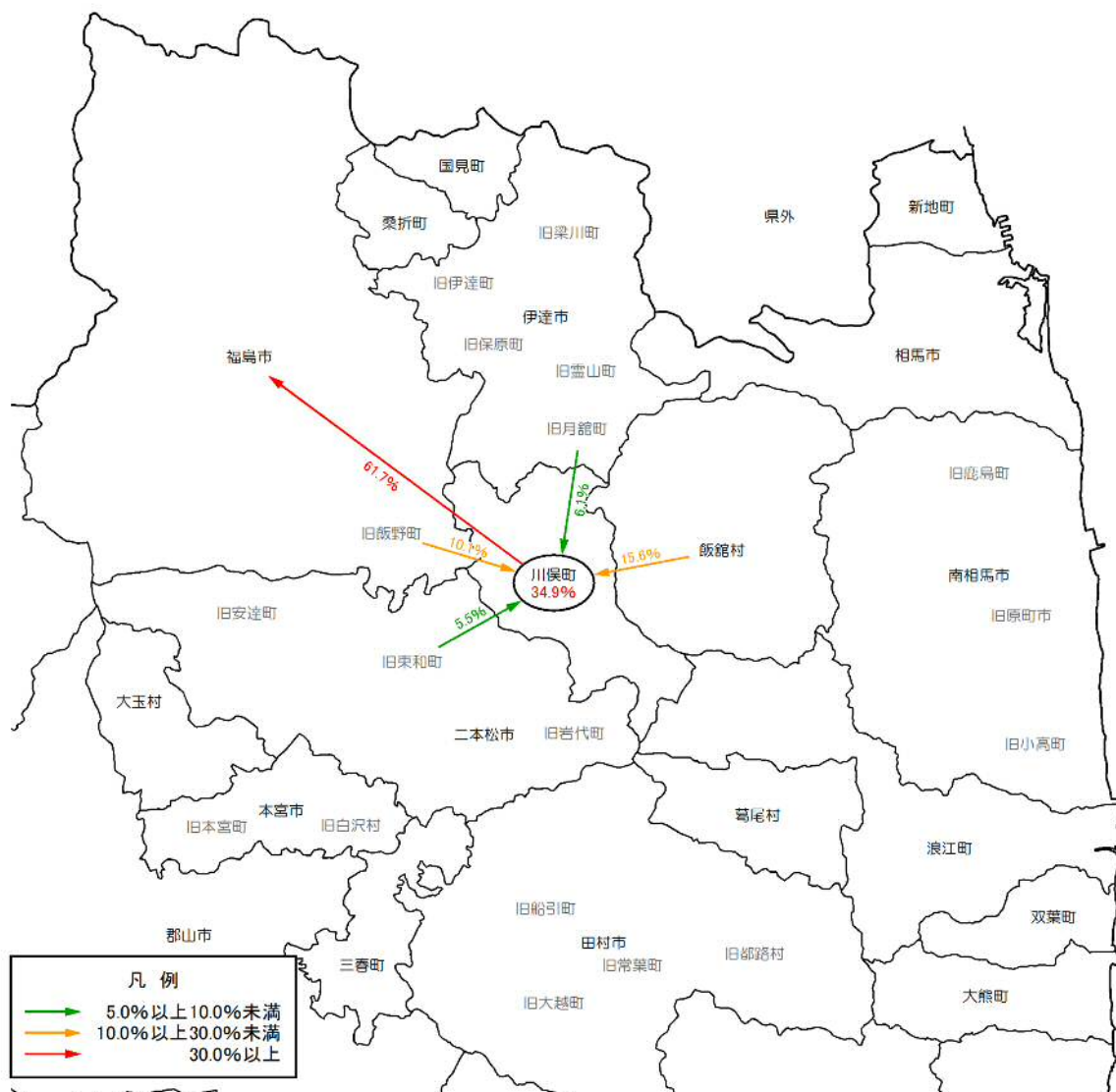


イ. 買い回り品

買い回り品の町内購買率は34.9%となっており、福島市に61.7%が流出している。

なお、東日本大震災の影響により飯舘村は全村避難となっており、現況は不明である。

■買い回り品の買い物流動（平成21年）



(資料：平成21年消費購買動向調査：福島県)

④購買人口・商圈人口

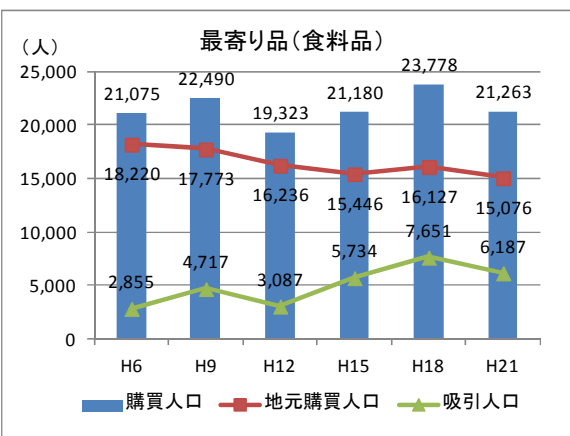
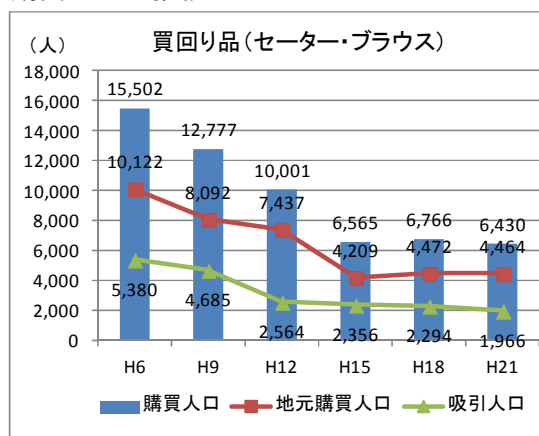
買い回り品の購買人口は平成6年から平成15年にかけて半数以上減少し、近年は6千人程度で推移している。

最寄り品の購買人口は、地元購買人口が減少している一方で、吸引人口が増加し、2万人強で推移している。

商圈人口（5%以上の購買流入が確認された地域の人口）は、約5.3万人（昭和55年）から、約3.7万人（平成25年）程度に減少している。

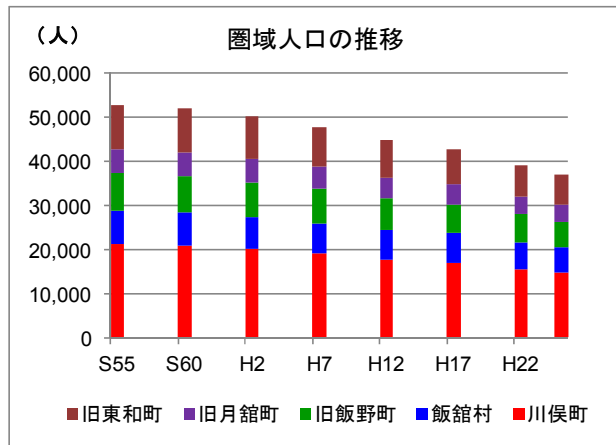
商圈に含まれる飯館村は、原発事故により全村避難となっているとともに、その他の地域においても自主避難する住民もいることから、商圈人口も減少していることが想定される。

■購買人口の推移



（資料：消費購買動向調査：福島県）

■商圈人口の推移



【参考：商圈人口に与える震災の影響の推計】

影響人口＝川俣町受入避難者数

－山木屋地区町外避難者数

－飯館村避難者数－自主避難者数

影響人口（推計値）＝5,730人

※H25年商圈人口の約16.0%が流出と想定される。

「川俣町受入避難者数」＝695人

「山木屋町外避難者数」＝439人

「飯館村避難者数（全村）」＝5,649人

「自主避難者数」＝川俣町自主避難者率1.1%で推計
＝337人

川俣町＝156人

旧飯野町＝5,931人×1.1%＝65人

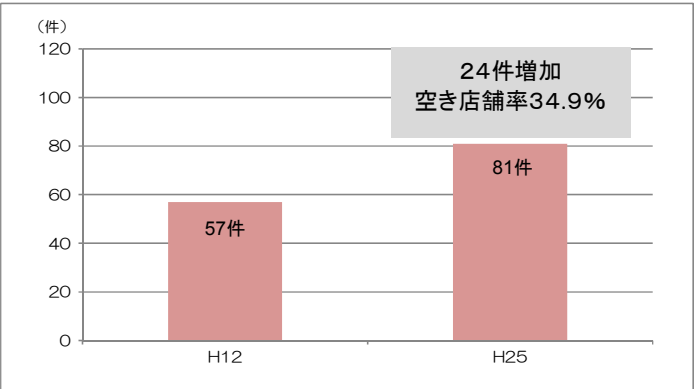
旧月舘町＝3,809人×1.1%＝41人

旧東和町＝6,685人×1.1%＝73人

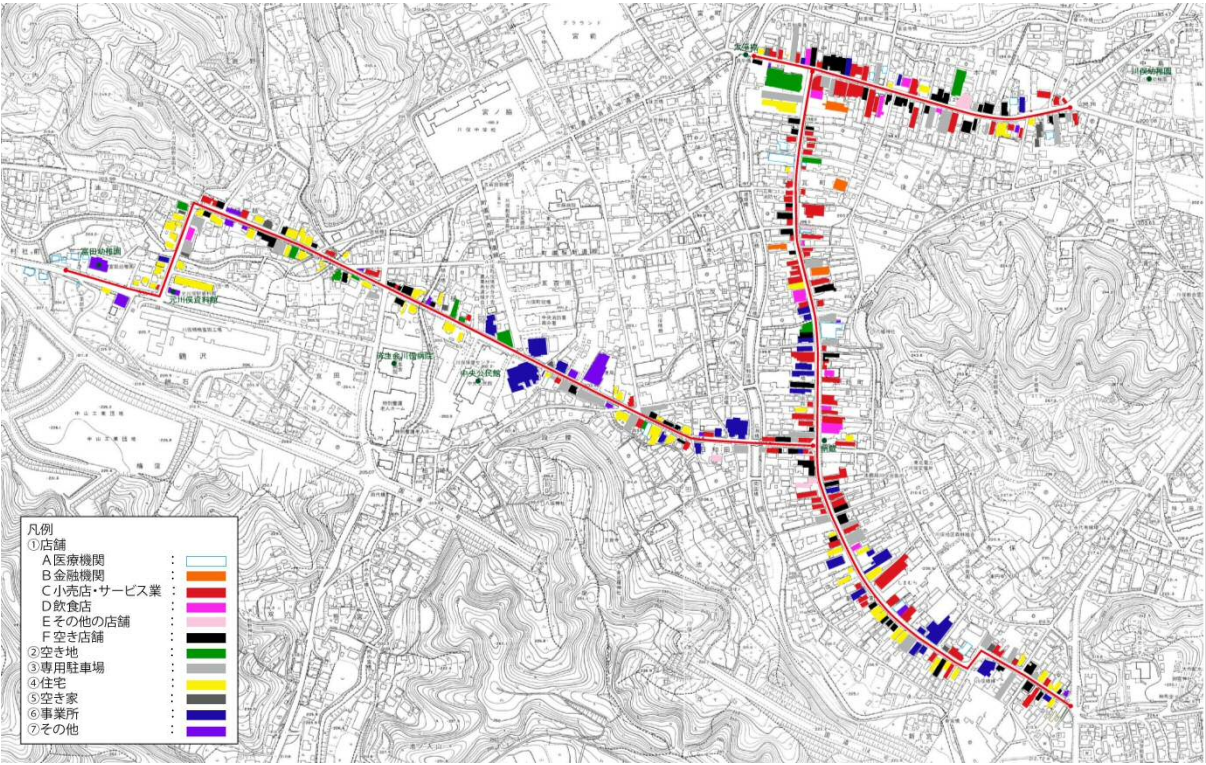
⑤空き店舗の状況（再掲）

中心市街地の商店街における空き店舗数は81件（平成25年）であり、平成12年の調査と比較し24件増加し、空き店舗率は34.9%となっている。

■空き店舗数の推移



■商店街の空き店舗の状況（平成25年）



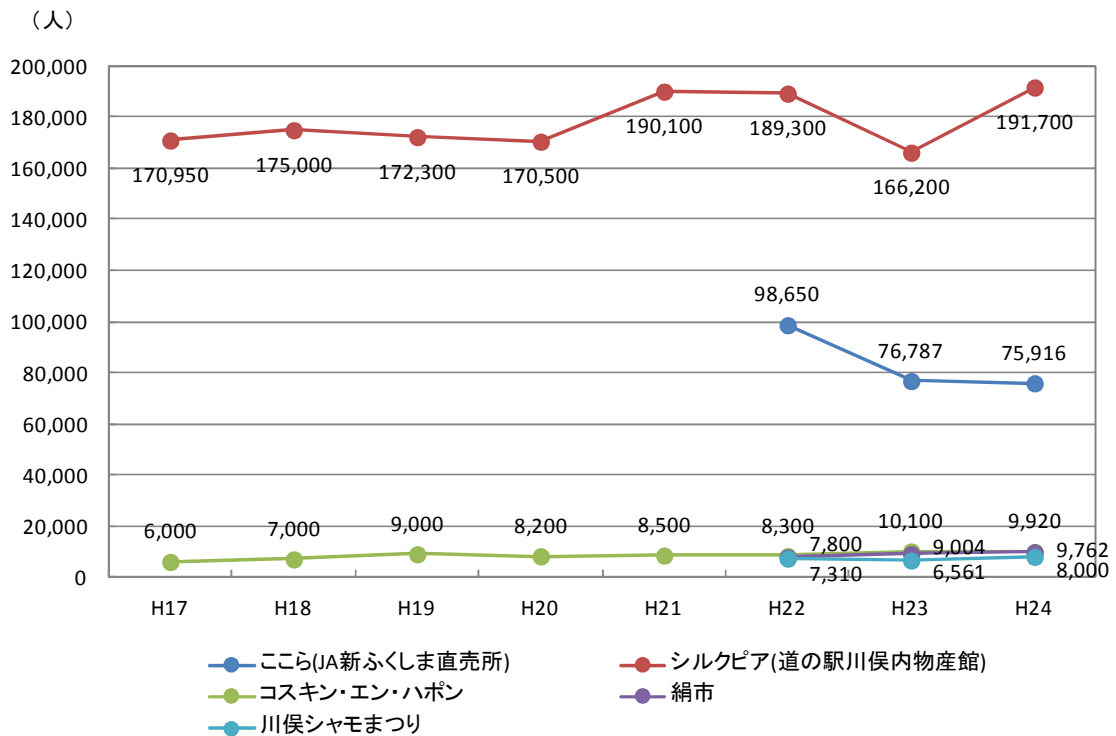
① 店舗							② 空き地	③ 専用駐車場	④ 住宅	⑤ 空き家	⑥ 事業所	⑦ その他	計
A 医療機関	B 金融機関	C 小売店・サービス業	D 飲食店	E その他の店舗	F 空き店舗	小計							
12	4	117	12	6	81	232	22	57	89	11	18	35	464
2.6%	0.9%	25.2%	2.6%	1.3%	17.5%	50.0%	4.7%	12.3%	19.2%	2.4%	3.9%	7.5%	100.0%

⑥観光入り込み者数

本町の観光入り込み者数が最も多い施設は、中心市街地の西側に位置する「シルクピア（「道の駅」川俣）」であり、年間約 19 万人が訪れている。

中心市街地で行われるイベントである「コスキン・エン・ハボン」には約 1 万人、「川俣シャモまつり」には 8 千人の観光入り込みが見られる。

■川俣町の観光入り込み者数の推移



(資料：福島県観光客入込状況：福島県観光交流課)

◇商業・観光に関するまとめ◇

◇中心市街地の歩行者が大きく減少している

中心市街地の歩行者通行量は、平成 12 年から平成 25 年にかけて半数以下に減少している。

◇中心市街地の商業機能が低下している

中心市街地商店街では、商店数、従業員数、年間商品販売額、売場面積のいずれも減少傾向にある。「道の駅」周辺に大型店舗が集積してきたことにより、町域における店舗数のシェア率が 40.0%を超えているにも関わらず、年間商品販売額や売り場面積のシェア率は 30.0%を下回っており、中心市街地の商業機能が低下してきている。

◇空き店舗が増加している

中心市街地商店街の空き店舗が増加しており、中心市街地の空洞化の一因となっている。

◇購買人口・商圏人口が減少している

買い回り品及び最寄り品ともに、購買行動の広域化等による影響から、地元購買人口が減少傾向にある。また、中心市街地購買人口も減少傾向にある。商圏人口についても減少傾向にある。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、結びつきの強い飯舘村が全村避難になるなど、商圏人口が更に減少していることが想定される。

◇一定の観光入り込み者数が確保されている

中心市街地では 8 千～1 万人程度を集客するイベントが開催されている。

また、中心市街地の西側地区に位置する「道の駅」には年間 19 万人の観光入り込みが見られる。

(4) 住民意向の把握・分析

① 買い物場所

最寄り品の買い物場所は、中心市街地西側の「道の駅周辺」との回答が 53.6%と最も多く、中心市街地は 22.4%となっている。

町内の買い物場所における中心市街地の占める割合は、平成 12 年が 56.9%と半数以上であったのに対し、平成 25 年では 26.9%と大きく減少している。

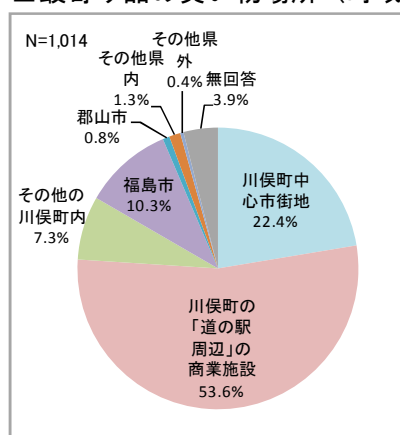
中心市街地居住者では、中心市街地での買い物割合が 33.0%になっており、町域全体と比較して 10.6 ポイント高くなっている。

子育て世代では、中心市街地での買い物割合が 16.5%になっており、町域全体と比較して 5.9 ポイント低く、福島市での買い物割合が 16.5%と高くなっている。

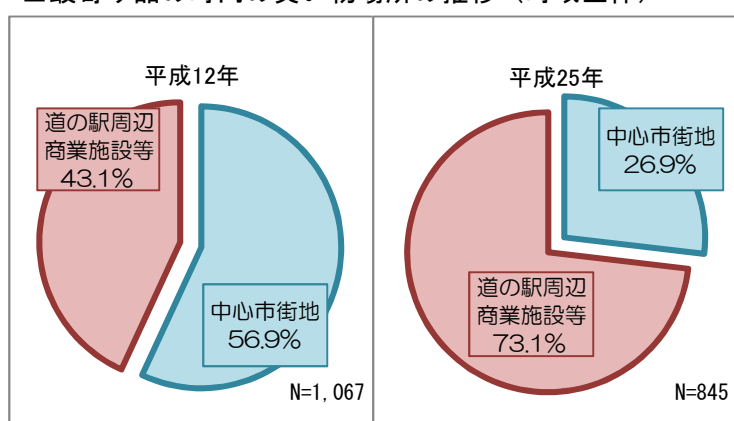
高齢者では、中心市街地での買い物割合が 30.7%になっており、町域全体と比較して 8.3 ポイント高くなっている。

一方、買い回り品については、福島市での買い物割合が 69.0%と最も高く、中心市街地は 11.9%と低くなっている。特に、子育て世代では福島市での買い物割合が高く、89.7%を占めている。

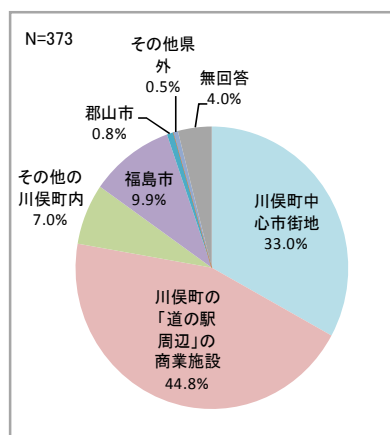
■最寄り品の買い物場所（町域全体）



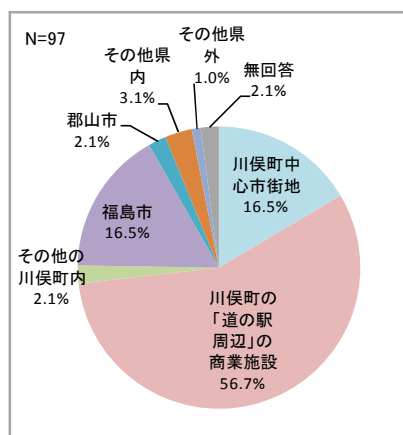
■最寄り品の町内の買い物場所の推移（町域全体）



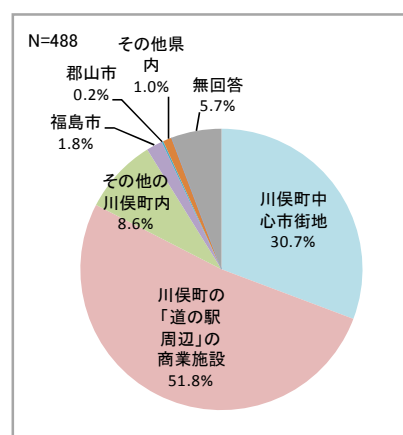
■最寄り品の買い物場所



【中心市街地居住者】

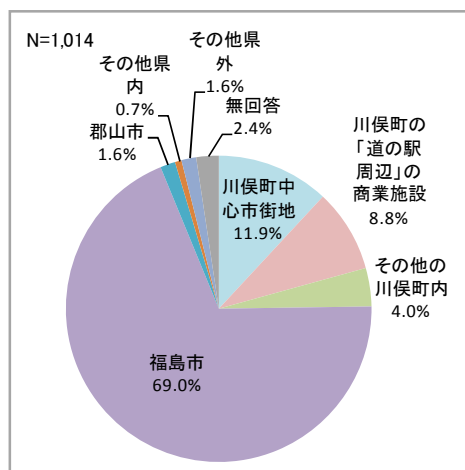


【子育て世代】

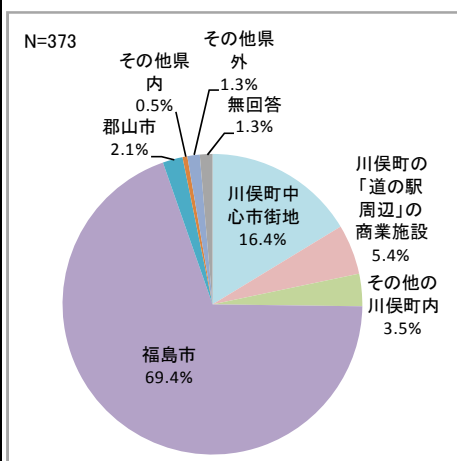


【高齢者】

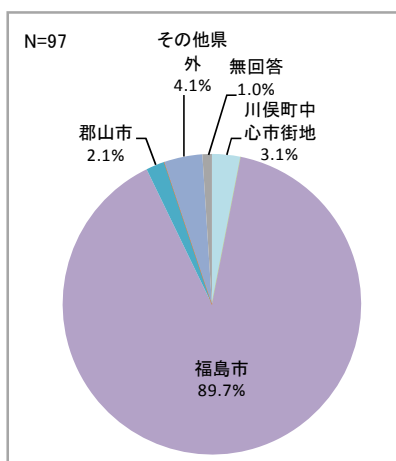
■買い回り品の買い物場所



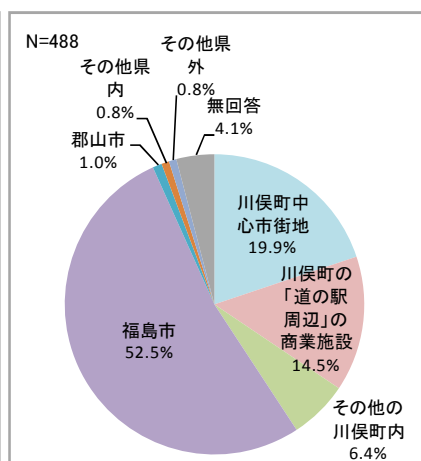
【町域全体】



【中心市街地居住者】



【子育て世代】



【高齢者】

②来訪目的

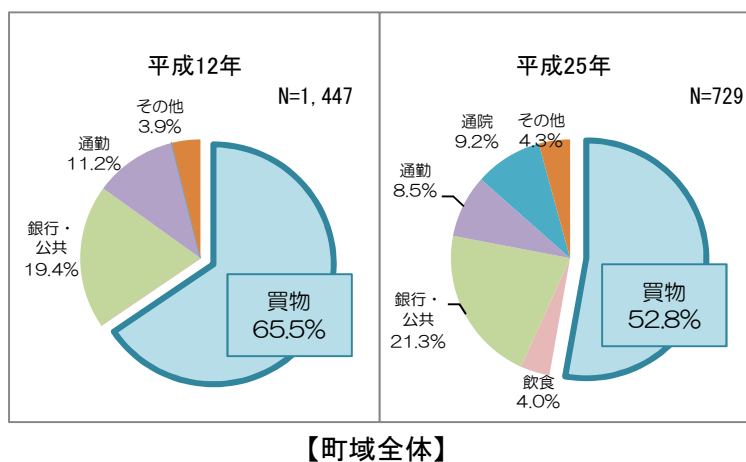
中心市街地への来訪目的は、平成12年では「買物」が65.5%であったのに対し、平成25年では52.8%と減少しているが、「銀行・公共施設利用」に大きな変化はない。

中心市街地居住者では、「買物」が64.1%になっており、町域全体と比較して11.3ポイント高くなっている。

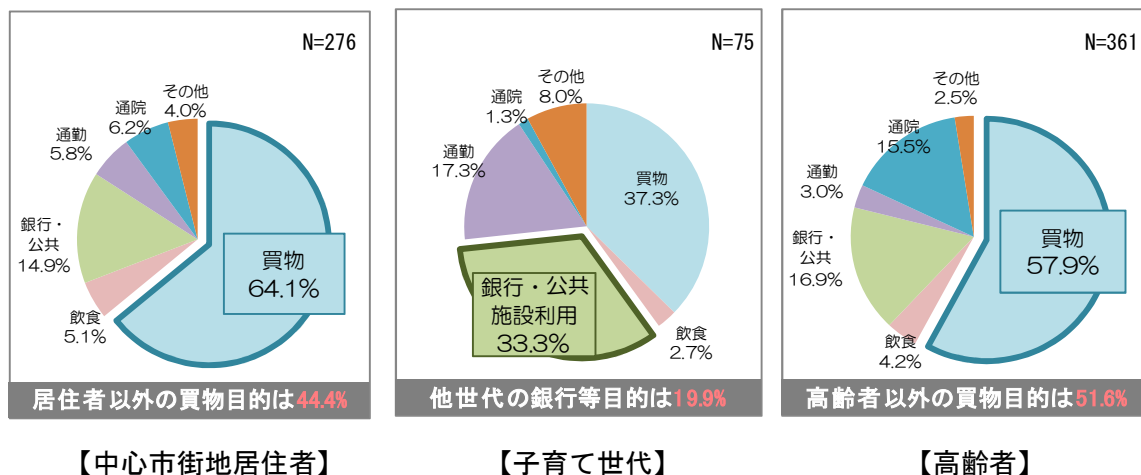
子育て世代では、「買物」が37.3%になっており、町域全体と比較して15.5ポイント低く、「銀行・公共施設利用」が33.3%と高くなっている。

高齢者では、「買物」が57.9%になっており、町域全体と比較して5.1ポイント高くなっている。

■中心市街地への来訪目的の推移



■中心市街地への来訪目的

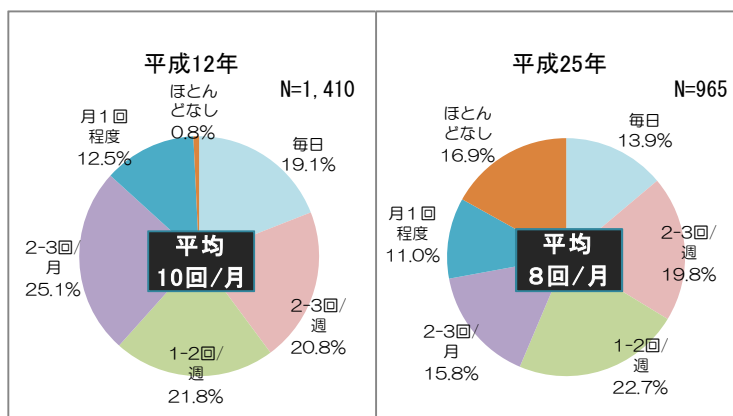


③ 中心市街地の利用状況

中心市街地への来訪頻度は、平成12年が10回/月であったのに対し、平成25年では8回/月と減少している。また、「ほとんどなし」が16.9%になっており、平成12年と比較して16.1ポイント増加している。

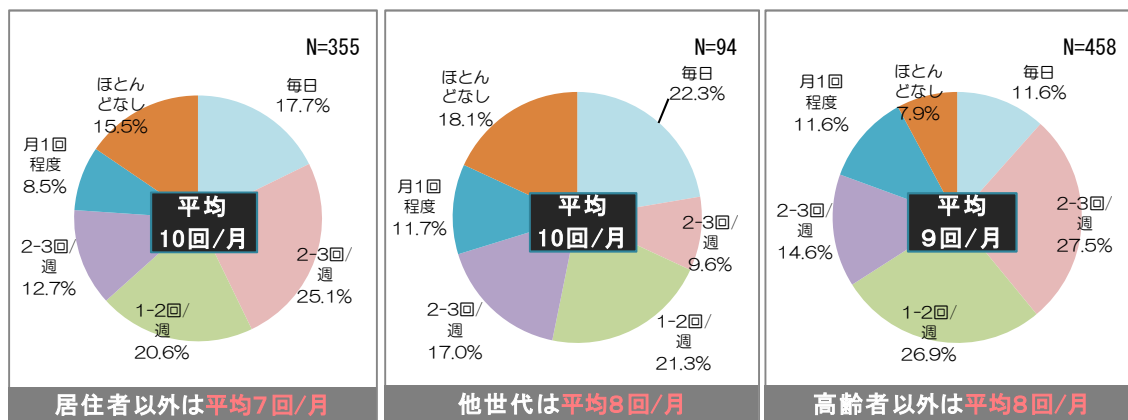
中心市街地居住者や子育て世代、高齢者は、町域全体と比べ来訪頻度が高くなっている。

■ 中心市街地への来訪頻度の推移



【町域全体】

■ 中心市街地への来訪頻度



【中心市街地居住者】

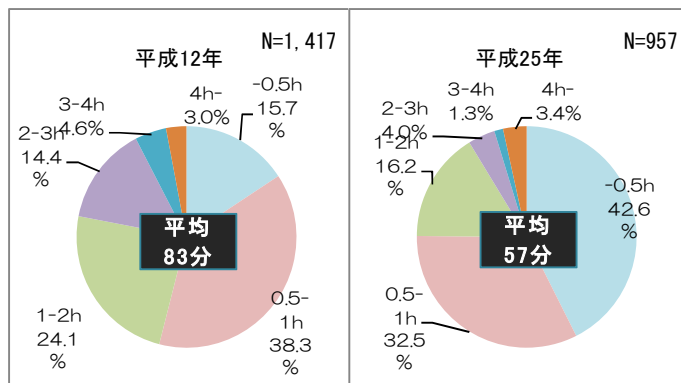
【子育て世代】

【高齢者】

④ 中心市街地の滞在時間

中心市街地の滞在時間は、平成 12 年が平均 83 分であったのに対し、平成 25 年では平均 57 分と減少している。

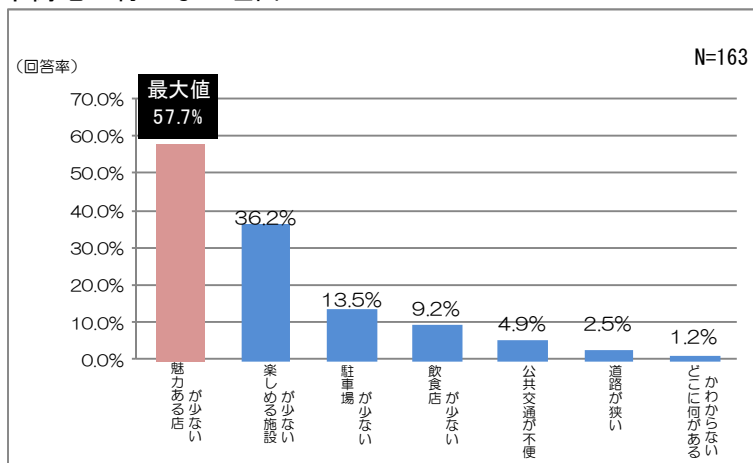
■ 中心市街地の滞在時間



⑤ 中心市街地に行かない理由

中心市街地を利用しない人の理由として、「魅力ある店が少ない」が 57.7%と最も多く、次いで、「楽しめる施設がない」が 36.2%となっている。

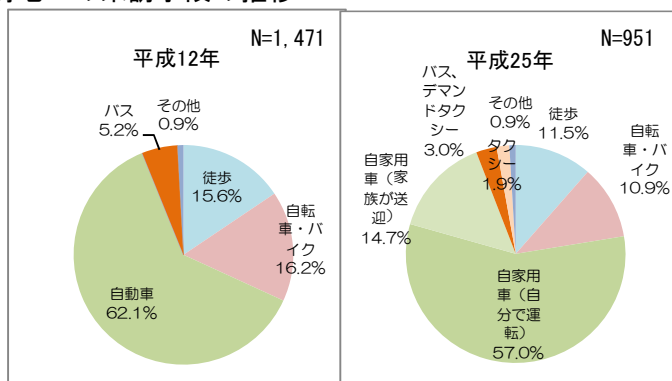
■ 中心市街地に行かない理由



⑥ 中心市街地への来訪手段

中心市街地への来訪手段は平成 12 年と比較すると、「徒歩」や「自転車・バイク」の割合が低下し、「自動車」の割合が高まっている。一方、「バス」や「タクシー」利用者の割合は変化がない。

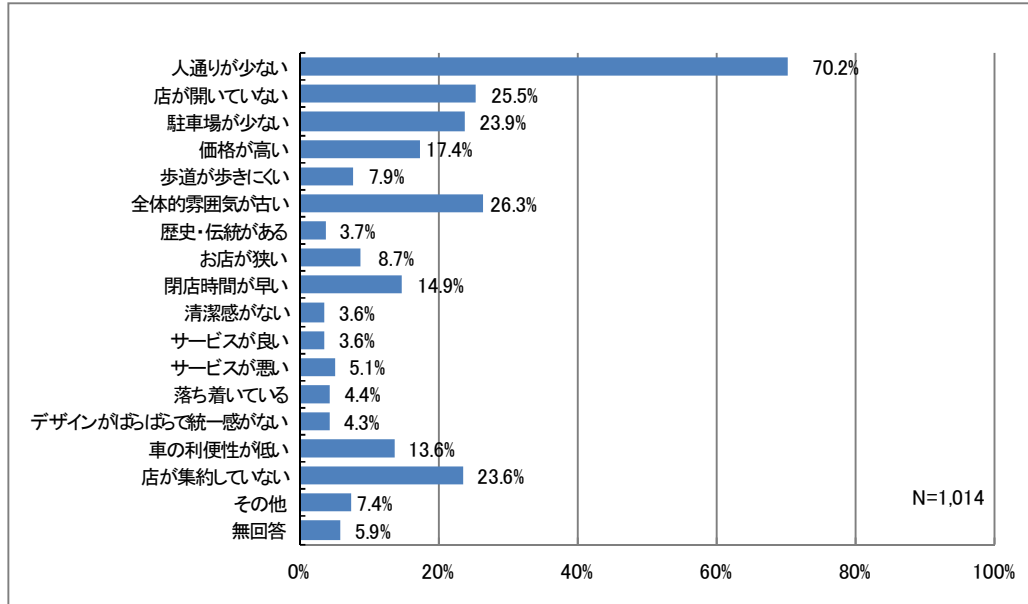
■ 中心市街地への来訪手段の推移



⑦ 中心市街地に対するイメージ

「人通りが少ない」とのイメージを持つ回答者が 70.2%と最も多く、次いで「全体的雰囲気古い」「店が開いていない」「駐車場が少ない」「店が集約していない」の順となっている。

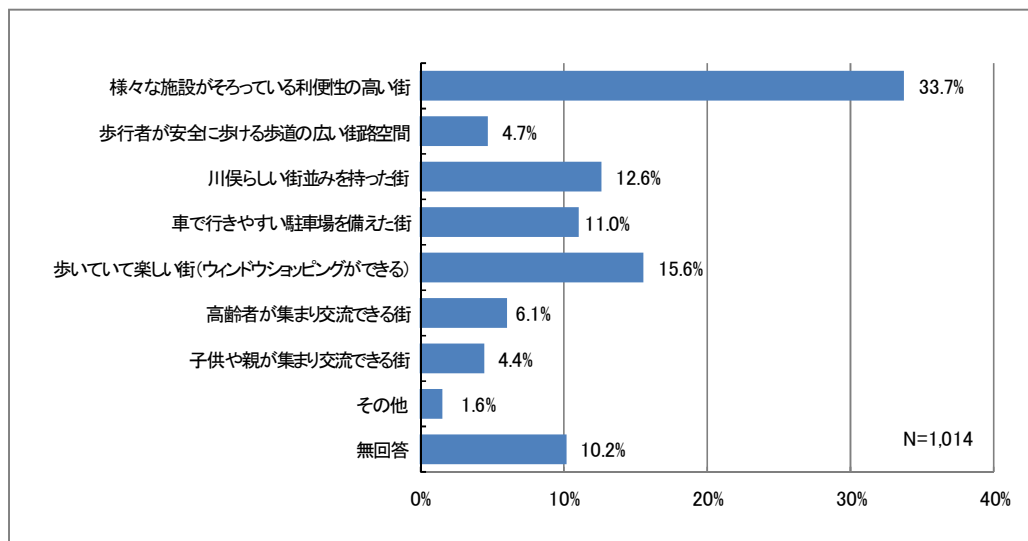
■ 中心市街地に対するイメージ（回答率）



⑧ 中心市街地の将来像

中心市街地の将来像は「利便性の高い街」を求める回答者が 33.7%と最も多く、次いで「歩いて楽しい街」「川俣らしい街並みを持った街」の順となっている。

■ 望ましい中心市街地の将来像（回答率）



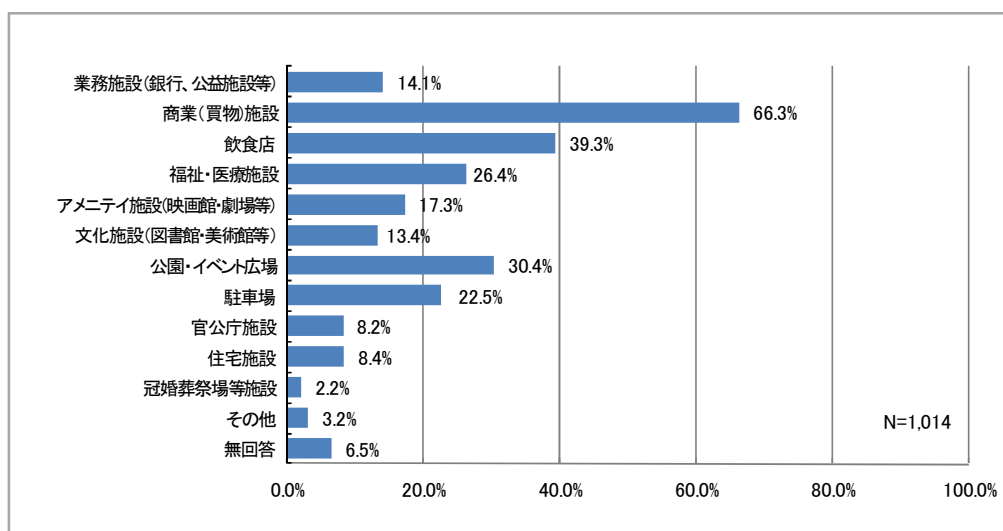
⑨ 中心市街地に必要な施設

中心市街地に必要な施設は、「商業（買物）施設」が 66.3%、「飲食店」が 39.3%と商業施設が上位を占め、次いで「公園・イベント広場」「福祉・医療施設」など商業施設以外の施設が続いている。

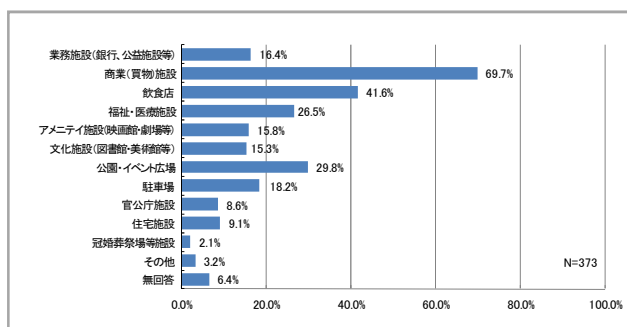
子育て世代では、「公園・広場」が 37.1%、「駐車場」が 32.0%となっており、町域全体と比較して、それぞれ 6.7 ポイント、9.5 ポイント高くなっている。

高齢者では、「福祉・医療施設」が 34.6%となっており、町域全体と比較して 8.2 ポイント高くなっている。

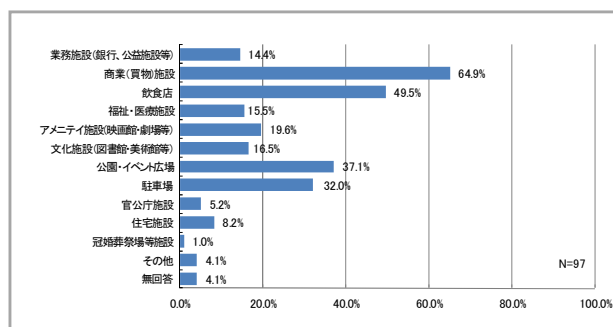
■ 中心市街地に必要な施設（回答率）



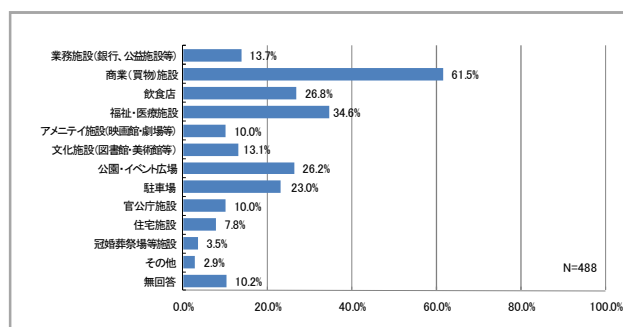
【町域全体】



【中心市街地居住者】



【子育て世代】

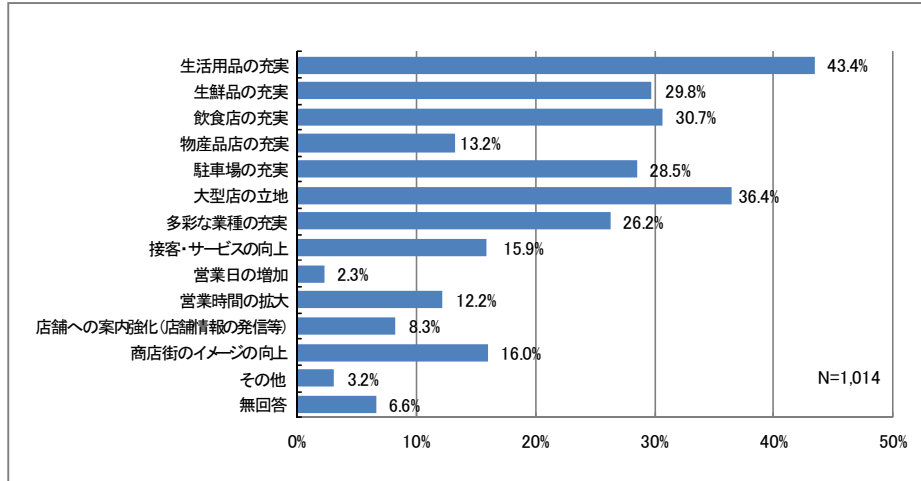


【高齢者】

⑩ 中心市街地に望む事項

「生活用品の充実」が43.4%と最も高く、次いで「大型店の立地」「飲食店の充実」「生鮮品の充実」の順となっている。

■ 中心市街地に望む事項（回答率）

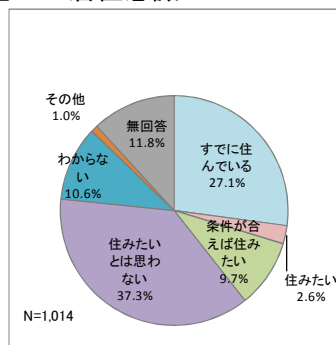


⑪ 中心市街地への居留意識

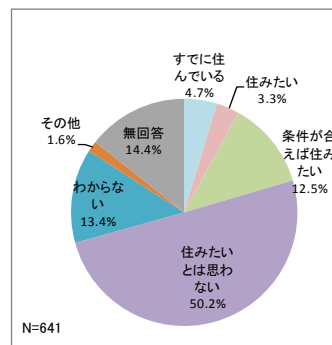
中心市街地に「住みたい」「条件が合えば住みたい」との回答は、全町民の12.3%である。中心市街地以外の居住者は15.8%、子育て世代は15.5%と町域全体をわずかに上回っている。

一方、山木屋地区避難者については、41.1%が住みたいと考えている。

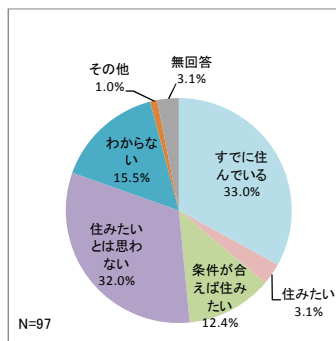
■ 中心市街地への居留意識



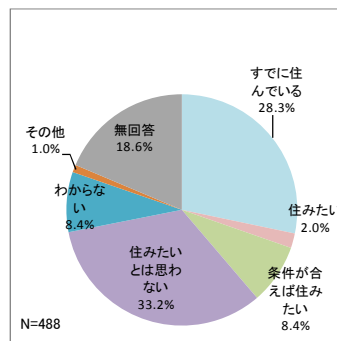
【町域全体】



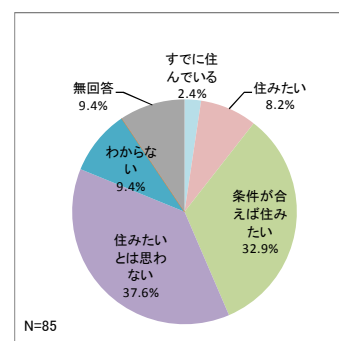
【中心市街地外居住者】



【子育て世代】



【高齢者】

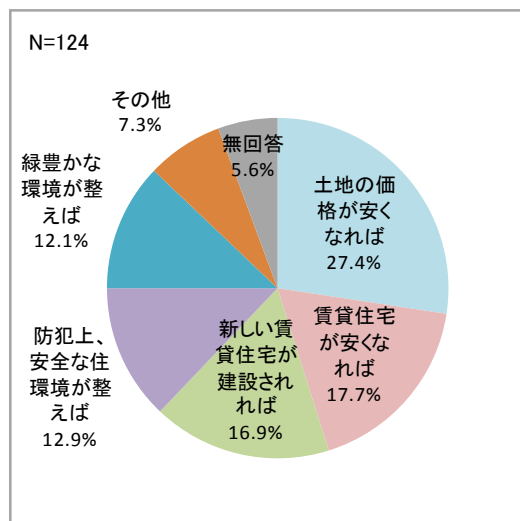


【山木屋地区避難者】

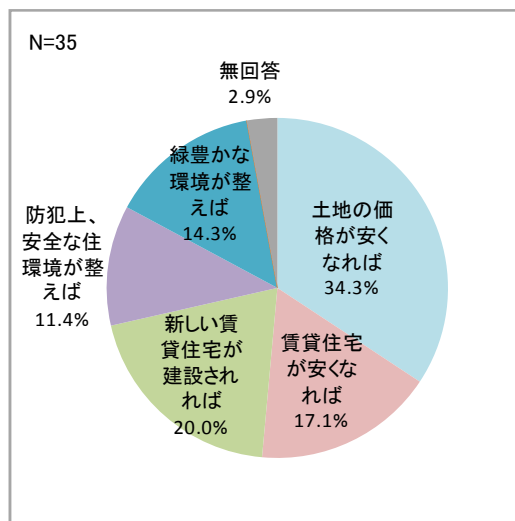
⑫ 中心市街地に居住するための条件

「土地や家賃が安くなれば」との回答が町域全体で 45.1%、山木屋地区避難者で 51.4%を占めている。

■ 中心市街地の居住条件



【町域全域】



【山木屋地区避難者】

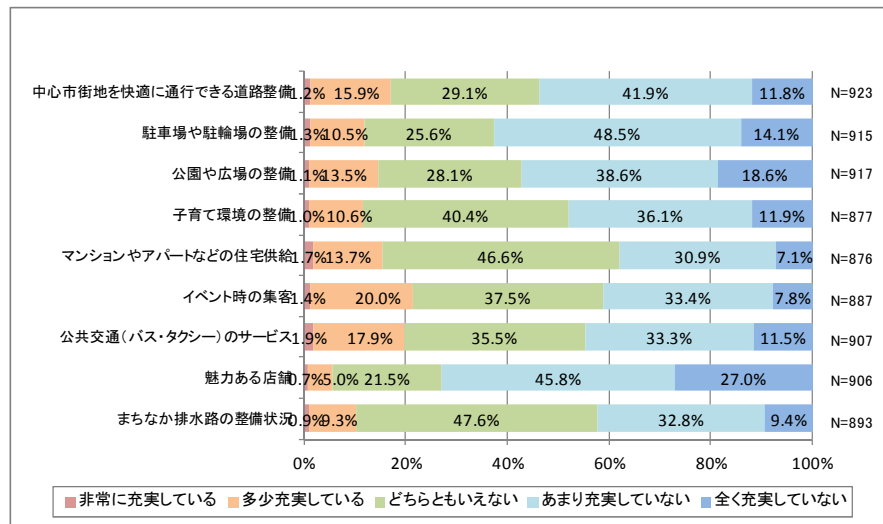
⑬ 中心市街地に対する評価

肯定的な評価（「非常に充実している」「多少充実している」）は、全体的に低くなっている。

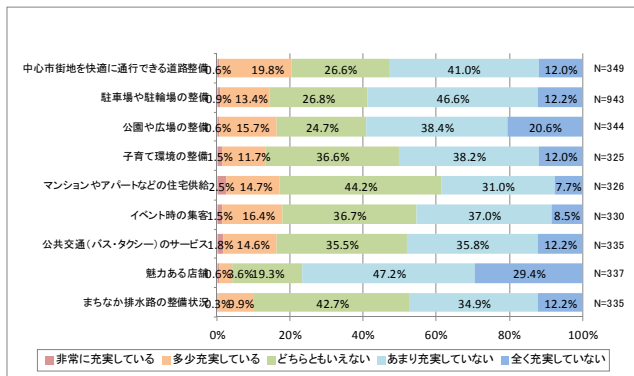
特に、「魅力ある店舗」は否定的な評価（「全く充実していない」「あまり充実していない」）が72.8%と最も高い。

子育て世代では、「公園や広場の整備」の否定的な評価が71.9%となっており、町域全体と比較して14.7ポイント高くなっている。

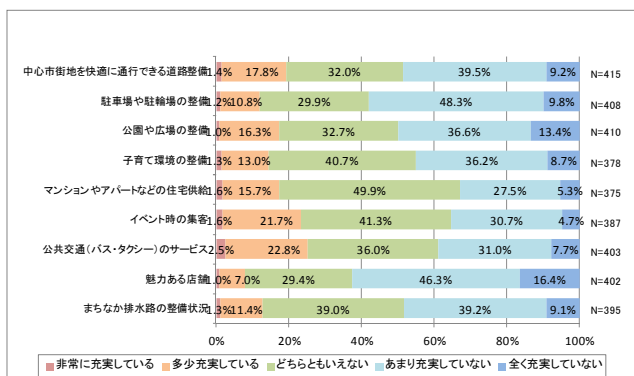
■ 中心市街地の評価



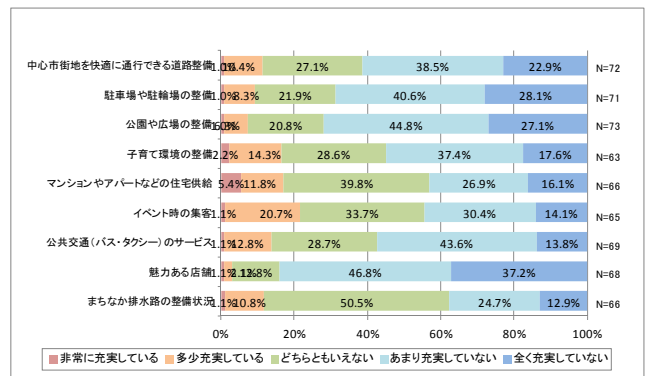
【町域全域】



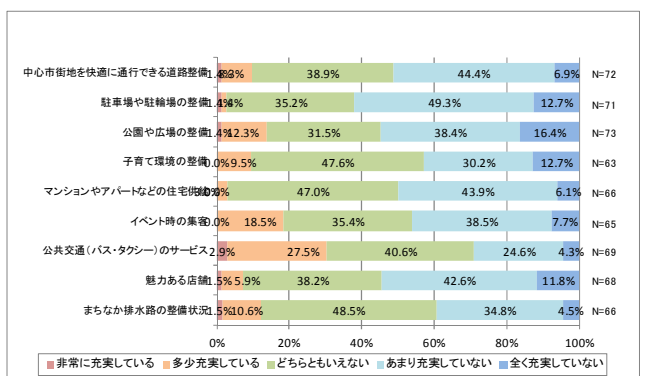
【中心市街地居住者】



【高齢者】



【子育て世代】



【山木屋地区避難者】

◇住民意向の把握・分析のまとめ◇

◇買い物の場としての機能が低下している

町内での最寄り品の買い物場所は、平成 12 年と比較して「道の駅周辺」が増加し、「中心市街地」が減少傾向にある。一方、買い回り品の買い物場所は「福島市」が多く、特に子育て世代の若い世帯はその傾向が顕著である。

中心市街地への来訪目的は、平成 12 年と比較して「買い物」の割合が低下しており、その背景として、中心市街地に行かない理由に「魅力がある店が少ない」との回答が多く挙げられている。

そのため、来訪頻度は平成 12 年と比較して 2 回/月減少し、平均滞在時間も 26 分減少している。

◇中心市街地の評価が低くなっている

中心市街地に対する評価は、総じて低くなっており、特に「魅力ある店舗」に対する否定的な評価が 72.8%と高くなっている。

また、子育て世代では、「公園や広場の整備」に対する否定的な評価が 71.9%と高くなっている。

◇利便性の高い中心市街地が求められている

町民は、現在の中心市街地のイメージとして「人通りが少ない」と感じており、中心市街地の将来像として「様々な施設がそろっている利便性の高い街」を望んでいる。

「利便性の高い街」の具体的な施設として、商業施設・飲食店のほか、公園・イベント広場、福祉・医療施設、駐車場の回答が多く挙げられている。

◇中心市街地居住者や高齢者の生活を支える重要な場として機能している

中心市街地居住者や高齢者は、町域全体と比較して 2 回/月程度来訪頻度が多く、主たる来訪目的は「買い物」となっていることから、両者にとって中心市街地が、生活を支える重要な場として機能しているものと考えられる。

◇中心市街地への居住意向が一定程度確認される

中心市街地以外の居住者の 15.8%が「中心市街地への居住意向」を示しており、その条件として、地価や家賃の低廉化が挙げられている。

また、山木屋地区避難者では、41.1%が「中心市街地への居住意向」を示している。

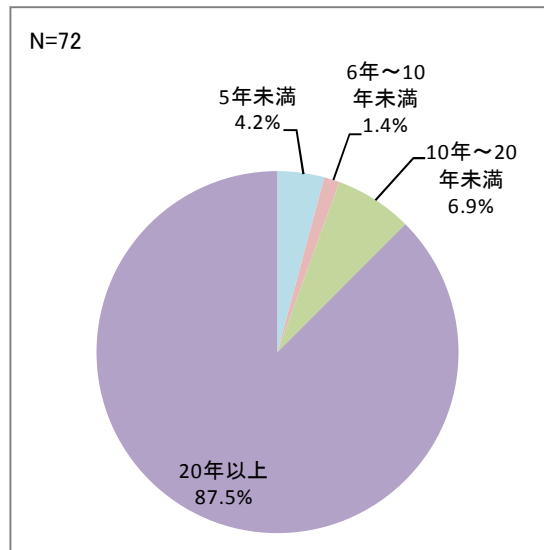
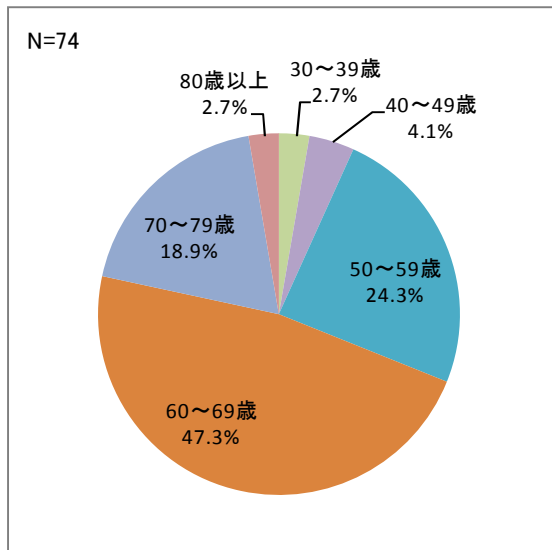
(5) 商業者意向の把握・分析

① 商店経営者の年齢と経営年数

商店経営者の年齢は60歳以上が68.9%を占めており、50歳未満は6.8%である。

経営年数は20年以上が87.5%であり、5年未満は4.2%となっている。

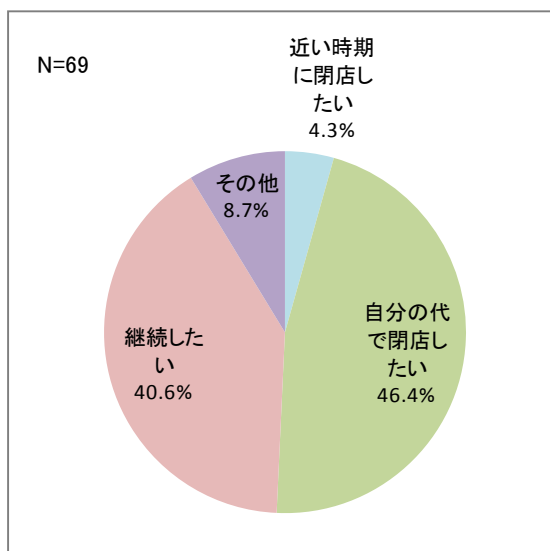
■ 商店経営者の年齢と経営年数



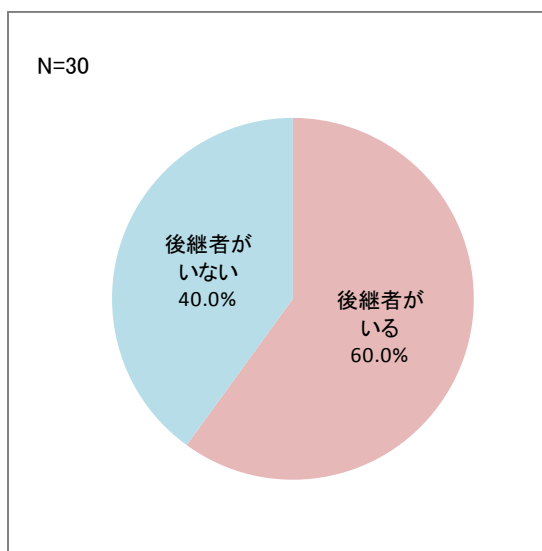
② 事業の継続意向

「閉店したい」との回答が、50.7%を占めている。「継続したい」との回答は40.6%となっているが、その中で「後継者がいない」との回答が40.0%を占めている。

■ 事業継続意向



■ 後継者の有無（継続意向のある回答者のみ）



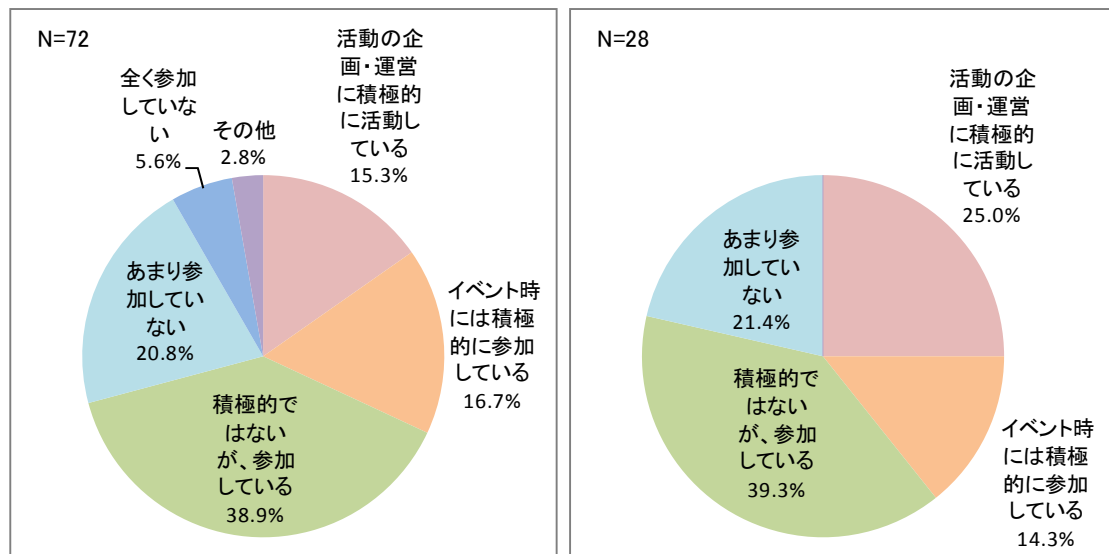
③まちづくり活動への参加状況

まちづくり活動への参加状況は「積極的に参加」が 32.0%、「積極的ではないが参加」が 38.9%、「参加していない」が 26.4%となっており、それぞれ 1/3 程度の割合となっている。

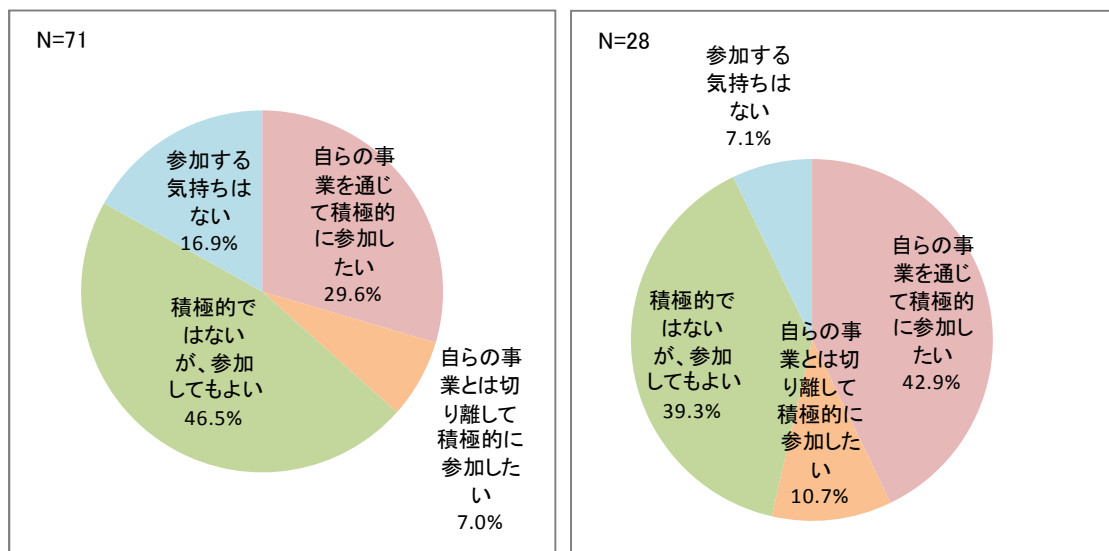
事業継続意向経営者では、「積極的に参加」が 39.3%を占め、全体と比較して 7.3 ポイント高くなっている。

今後の参加意向においては、「積極的に参加」が全体で 36.6%に対して、事業継続意向経営者は 53.6%と高くなっており、その参加形態は「自らの事業を通じて積極的に参加」する意向割合が高い。

■まちづくり活動への参加状況（全体）（事業継続意向回答者）



■今後のまちづくり活動への参加意向（全体）（事業継続意向回答者）



◇商業者意向の把握・分析のまとめ◇

◇高齢の経営者が多い

経営年数は20年以上と長い経営者が多く、60歳以上の経営者が約7割を占めている。

◇事業継続の不安

「閉店したい」との回答が約半数を占める一方、「継続したい」が約4割となっているが、そのうち後継者がいないとの回答が約4割を占め、時間経過とともに事業者の減少、さらには空き店舗の増加が懸念される。

◇まちづくり活動への積極的参加意向が弱い

商店街でのまちづくり活動への参加状況では、「積極的に参加」「積極的ではないが参加」「参加していない」がそれぞれ1/3程度となっており、今後の参加意向としても消極的な意見が半数を超えている。

なお、事業継続意向経営者は、全体と比較して「積極的に参加」する意向が強く、特に「自らの事業を通じて積極的に参加」することを希望している。

[3] 中心市街地でのこれまでの取り組みと評価

中心市街地では、平成13年3月に旧法に基づく「川俣町中心市街地整備改善活性化基本計画」を策定し、74の事業を位置づけ、中心市街地活性化に取り組んできたが、全体の25.7%にあたる19事業が実現し、74.3%にあたる55事業が実現に至らなかった。

実現に至らなかった事業を事業主体別にみると、町が主体となる道路整備事業や公園整備事業等のハード整備事業は、「事業費」や「用地取得」が確保できなかったことが、実現に至らなかった主たる要因となっている。一方、民間事業者等が主体となる商店活性化事業等のソフト事業や、管理・運営の民間委託を見込んだ観光施設整備事業は、「実施主体」が確定しなかったことが実現に至らなかった要因となっている。

実現した事業を事業主体別にみると、町が主体となる各種ハード事業やソフト事業が多い一方、民間等を主体とする商業活性化等に係る施策が少ない状況であり、改善点として、「まちづくり会社の継続的取り組みの展開」や「ソフトとハードの連携」を挙げている。

以上のことから、今後、中心市街地活性化対策を展開する上では、計画策定段階から「事業費」「用地」「実施主体」などについて、実現性を十分に検証することが重要である。

また、まちづくり活動を支える組織・体制づくりや、その組織が継続的に活動できる仕組みづくりも検討することが重要である。

■前計画に位置づけた施策の実現状況

施策区分	施策数	構成	
実現した施策	12	16.2%	25.7%
一部実現した施策	7	9.4%	
検討したが実現していない施策	1	1.4%	74.3%
全く実現していない施策	54	73.0%	
合計	74	100.0%	100.0%

■実現していない施策の要因と反省点

要因	実施主体・施策数	概要	反省点
事業費が莫大	町：16 町・民間等：1 民間等：9	「道路整備事業」や「公園整備事業」等のハード施策が中心で、施策の事業費が莫大であり、予算措置が困難であった	事業規模を勘案し身の丈に合った事業を計画することが必要
用地確が困難	町：8	「道路整備事業」が中心で、施策実施にあたり沿道状況等から用地確保が困難であった	用地確保の可能性など実現性を考慮した計画とすることが必要
主体施策が未実施	町：7	道路整備事業と連携した「案内・サイン施設整備事業」が中心で、「道路整備事業」が未実施のため実施が不可能であった	
事業主体が不明確・不確実	町・民間等：4 民間等：2	「商店活性化事業」が中心で、民間の事業主体を想定していたが、主体が確定できず実施が困難であった	事業主体を明確にし、実現性の検証を行った計画とすることが必要
施の熟度が低	町：1 町・民間等：2 民間等：1	「住環境整備事業」や「観光施設整備事業」が中心で、施策内容がアイデアレベルであり、目的や必要性が不明確で実施に向けた合意が不調に終わった	施策の目的や必要性を明確にした上で、実現に向けて関係機関と調整を図った計画とすることが必要
他事業で代替	町：3	「バス運行事業」「光ファイバー整備事業」「景観条例等の制定」は、施策の目的が他事業で達成された	計画のメンテナンスを行い、必要に応じた見直しが必要
事業主体が未実施	1	「広瀬川自然環境整備事業」は、国や県が実施する施策であり、事業主体の判断で未実施であった	

■実現した施策の概要

事業種別	実施主体・施策数	実施施策の内容・効果	改善点
道路整備事業	町：2	側溝や歩道整備を行い、車両や歩行者の安全を確保した	未整備区間の対応や、街路樹等の維持管理を継続的に実施する必要がある
教育・福祉施設整備事業	町：5	川俣中学校ランチルームや川俣小学校水泳プール等の整備により、良好な教育環境を確保した。特に、「わいわいクラブ」の整備により保育所の待機児童解消にも貢献した	改修により整備を行った施設については、老朽部分が残るものもあり、引き続き整備を行っていく必要がある。また、各施設の効果的な管理・運営を行っていく必要がある
商業活性化補助事業	町：2 民間等：1	空き店舗対策事業として「活用事業補助金」を創設し空き店舗の活用を支援した。また、民間主導の「川俣シャモ親子丼のメニュー化」により、川俣シャモの地元消費促進に寄与した	中心市街地への来訪が減少しており、空き店舗活用や駐車場利用等のニーズも減少傾向にあることから、回遊・集客に効果的な施策が必要である。また、「川俣シャモ料理」の裾野を広げ、リピーターを確保するための新規メニュー開発の継続が必要である
公共交通整備事業	町：4	街なか駐車場を整備するなど活性化に向けた環境形成に寄与した。また、デマンド型乗合タクシーの導入により、中心市街地への来訪機会の増加促進に寄与した	
まちづくり支援事業	民間等：5	TMOとして「まちづくり川俣」を設置し、絹蔵（空き店舗）を活用した地域生活者支援サービスや商店街利用者サービス提供を行うほか、放課後児童保育「わいわいクラブ」の運営を実施し、賑わいの創出や子育て環境の向上に寄与した	国の活動費補助が打ち切りとなり、資金調達が困難となり、活動が停滞していることから、収益事業の創出やまちづくり川俣を活用したまちづくり活動の体系構築など、活動資金が確保できる仕組みづくりを進めるとともに、活動を担う人材育成を行う必要がある

■前計画に位置付けた施策と実現状況（1/2）

施策区分	No	事業名（仮称）	実施予定者		おおよその実施時期	当該事業の種類	概要	担当課
			事業主体	管理運営主体				
市街地の整備改善のための事業	1	都市計画道路中丁・鉄炮町線1	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路中丁・鉄炮町線の（都）五百田・中道線～（都）川端・壁沢線間を整備する。全延長L＝550m（W＝12m）のうち、L＝260m（W＝12m）	建設水道課
	2	都市計画道路五百田・中道線	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路五百田・中道線の昌平橋～中丁・寺前線付近までを整備する。全延長L＝1,850m（W＝12m）のうち、L＝270m（W＝12m）	建設水道課
	3	新規道路 1（中丁本田タクシー～）	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路中丁・鉄炮町線の北端～大日堂橋までの新規道路を整備する。L＝75m、W＝12m	建設水道課
	4	中丁・寺前線拡幅（中丁常泉寺入口～）	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	中丁・寺前線の常泉寺橋～（都）五百田・中道線間を拡幅整備する。L＝75m、W＝7m	建設水道課
	5	緑道 1	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	広瀬川右岸の昌平橋～常泉寺橋間に緑道を整備する。L＝250m、W＝4m	建設水道課
	6	緑道 2	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	広瀬川右岸の昌平橋～（都）川端・壁沢線（向上橋付近）間に緑道を整備する。L＝260m、W＝4m	建設水道課
	7	新規道路 2（瓦町町駐車場～）	町	-	H24年以内着手	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	（都）中丁・鉄炮町線～広瀬川（八反田橋付近）の新規道路を整備する。L＝70m、W＝8m	建設水道課
	8	都市計画道路中丁・鉄炮町線2	町	-	H25年以降	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路中丁・鉄炮町線の（都）川端・壁沢線～網蔵前間を整備する。全延長L＝550m（W＝12m）のうち、L＝280m（W＝12m）	建設水道課
	9	中丁・寺久保線拡幅（後田）	町	-	H25年以降	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	中丁・寺久保線を拡幅整備する。L＝210m、W＝6m	建設水道課
	10	緑道 3	町	-	H25年以降	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	広瀬川右岸の広瀬橋～（都）川端・壁沢線（向上橋付近）間に緑道を整備する。L＝290m、W＝4m	建設水道課
	11	緑道 4	町	-	H25年以降	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	網蔵～中央公園～（都）川端・壁沢線間に緑道を整備する。L＝540m、W＝4～12m	建設水道課
	12	新規道路 3（鉄炮町）	町	-	H25年以降	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	（都）中丁・鉄炮町線～広瀬川（日和田橋付近）の新規道路を整備する。業 L＝75m、W＝7m	建設水道課
	13	ポケットパーク	町	-	H25年以降	身近なまちづくり支援街路事業（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	広瀬川右岸沿いにポケットパークを9箇所整備する。（430㎡、520㎡、510㎡、4750㎡、610㎡）	建設水道課
	14	交流ゾーン整備事業	町	-	H24年以内着手	街なか再生型の市街地再開発事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課）（国土交通省住宅局市街地整備課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	（都）中丁・鉄炮町線と（都）川端・壁沢線交差点周辺の街区を交流ゾーンと位置づけ、街路や面整備を行う。	建設水道課
	15	地域情報端末の設置	町	-	H24年以内着手	マルチメディア街中にぎわい創出事業（総務省情報通信政策局地域通信振興課）	コミュニティ、防災、福祉、観光情報に関する情報端末を設置する	企画財政課
	16	町道熊ノ宮・京田線改良	町	-	H18年以内着手	賑わいのづくり事業（国土交通省道路局地方道・環境課地域道路課監室）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	町道熊ノ宮・京田線を改良・整備する。L＝280m、W＝13m	建設水道課
	17	シルバーハウジング整備事業	町	-	H24年以内着手	シルバーハウジングプロジェクト・高齢者世帯付住宅の整備（国土交通省住宅局住宅総合整備課）生活援助員派遣事業（厚生労働省老健局計画課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	（都）中丁・鉄炮町沿線（網蔵北側）に高齢者住宅を整備する。A＝6,900㎡	建設水道課
	18	ヤングハウジング整備事業	町	-	H25年以降	特定優良賃貸住宅供給促進事業（国土交通省住宅局住宅総合整備課）地域活性化住宅制度（国土交通省住宅局住宅総合整備課）住宅金融公庫の都市居住再生融資制度（国土交通省住宅局市街地整備課）	広瀬川左岸八反田橋～向上橋付近に若年者住宅や留学生寮を整備する。A＝6,900㎡	建設水道課
	19	住環境整備	町	-	H25年以降	住民等のおまちづくり活動支援（国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市総合事業推進室・都市防災対策室）	防災上危険な密集市街地を対象として、適用すべき事業手法が未確定な地区を含め、事業着手以前の段階での住民等の主体的なまちづくり活動を醸成し、これを積極的に支援する。（防災不燃化）	総務課
市街地の整備改善のための事業	20	川俣中学校ランチルーム整備	町	-	H18年以内着手	町単独事業	川俣中学校にランチルームを整備する。	こども教育課
	21	川俣小学校水泳プール建設事業（地域開放型）	町	-	H18年以内着手	社会体育施設整備費補助金（文部省体育局体育課）	川俣小学校のプールを地域開放型として建設する。	こども教育課
	22	川俣中学校大規模改修事業	町	-	H24年以内着手	文部省関連事業	川俣中学校を大規模に改修する。	こども教育課
	23	広瀬川周辺の景観保全整備	町	-	H24年以内着手	快適な河川空間の整備（国土交通省河川局河川環境課・治水課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	広瀬川左岸の日和田橋～八反田橋間に河川公園を整備し、親水空間を創出する。A＝4,700㎡	建設水道課
	24	都市軸から都市公園ゾーンへのサイン整備事業	町	-	H25年以降	国際交流拠点・快適親水空間の整備（国土交通省総合政策局観光部観光地域振興課観光レクリエーション計画室）	市街地内から都市公園に誘導するサインを整備する。	建設水道課
	25	都市計画道路川端・壁沢線1	町	-	H18年以内着手	都市内道路の整備に対する補助：街路事業費補助（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路川端・壁沢線の広瀬川以西の区間を歩車共有道路として整備する。L＝590m、W＝16m	建設水道課
	26	都市計画道路川端・壁沢線2	町	-	H18年以内着手	都市内道路の整備に対する補助：街路事業費補助（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路川端・壁沢線の広瀬川～中丁・寺久保線間を歩車共有道路として整備する。L＝140m、W＝12～16m	建設水道課
	27	都市計画道路川端・壁沢線3	町	-	H24年以内着手	都市内道路の整備に対する補助：街路事業費補助（国土交通省都市・地域整備局街路課）※もしも（ば）まちづくり総合支援事業	都市計画道路川端・壁沢線の中丁・寺久保線以西の区間を歩車共有道路として整備する。L＝390m、W＝12m	建設水道課
	28	都市軸から各ゾーンへのサイン整備事業	町	-	H24年以内着手	国際交流拠点・快適親水空間の整備（国土交通省総合政策局観光部観光地域振興課観光レクリエーション計画室）	市街地内の各所を誘導するサインを整備する。	建設水道課
	29	■広瀬川自然環境再生事業	町	TMO 聚楽会	H17～27	自然環境再生事業（環境省）まちづくり交付金事業（国交省）快適な河川空間の整備（国交省）	広瀬川に自然を取り戻し、情緒のある憩いとふれあいの場として再生する。自然を取り戻すことで、魚、鳥、草木等とふれあえるようにしていく。川ガキ（川遊びをする子供たち）を復活させて、川と親しみながら子育てできる環境をつつていく。	建設水道課
	30	1)案内板・サイン設置事業	町	TMO 商工会	H18～20	賑わいのづくり事業（国交省）くらしのづくり事業（国交省）中心市街地活性化広場公園整備事業（国交省）まちづくり交付金（国交省）	広瀬川と商店街を散策道路によってつなげるため、案内サイン、誘導サイン、街灯などによってルートづくりをする。小手短彫刻、フォルクローレ楽器のオブジェなどを設置する。	建設水道課
	31	■広瀬川周辺ルート整備事業	町	TMO	H18～20	賑わいのづくり事業（国交省）くらしのづくり事業（国交省）中心市街地活性化広場公園整備事業（国交省）まちづくり交付金（国交省）	広瀬川と商店街を結ぶ散策道路の曲がり角等にオブジェや花、緑などを設置し、歩み楽しさを感じるルートづくりを行う。	建設水道課
	32	3)文化の香る橋づくり事業	町	TMO	H17～22	中心市街地活性化広場公園整備事業（国交省）まちづくり交付金（国交省）	広瀬川と商店街を結ぶルートに架かる橋の欄干に地域文化や歴史の浪漫が薫るデザインを使用するなどして、風格のあるルートづくりを行う。	建設水道課
	33	4)ベンチ設置事業	町	TMO	H17～19	中心市街地活性化広場公園整備事業（国交省）まちづくり交付金（国交省）	広瀬川周辺ルート各所にベンチを設置し、高齢者等がひと休みできるようにする。	建設水道課
	34	1)小手短の道景観整備事業	町	TMO	H20～24	賑わいのづくり事業（国交省）くらしのづくり事業（国交省）中心市街地活性化広場公園整備事業（国交省）まちづくり交付金（国交省）	（中心市街地～中央公園）ルート上の曲がり角等に小手短にちなんだ案内板や信夫ずりの岩などをデザインしたオブジェ等を設置し、古の技と芸を感じる街道づくりを行う。	建設水道課
	35	2)城（しろ）の道景観整備事業	町	TMO	H20～24	賑わいのづくり事業（国交省）くらしのづくり事業（国交省）中心市街地活性化広場公園整備事業（国交省）まちづくり交付金（国交省）	（中心市街地～河段城）ルート上の曲がり角等に河段城にちなんだ歴史案内板等を設置する。また河段城から発掘された大甕などの遺物を「街角ギャラリー」として店先の一部等に設置する。	建設水道課
	36	■五街道整備事業	町	TMO	H20～24	賑わいのづくり事業（国交省）くらしのづくり事業（国交省）中心市街地活性化広場公園整備事業（国交省）まちづくり交付金（国交省）	（国）の駅～中央公園（旧道）「絹の道」として景観整備を行う。案内板やサインには絹産業の歴史を記述する。また、織玉をデザインした街灯を設置するなどして、川俣町が絹で栄えた町であることを実感できるようにする。	建設水道課
	37	4)門前の道景観整備事業	町	TMO	H22～26	賑わいのづくり事業（国交省）くらしのづくり事業（国交省）中心市街地活性化広場公園整備事業（国交省）まちづくり交付金（国交省）	（中心市街地～常泉寺）大正・昭和時代にあった「川俣座」をイメージした演出を行う。国道349号から常泉寺を見上げる景観に配慮したサインを設置する。案内板やサインには寺の歴史を記述するなどし、常泉寺への関心も深めてもらう。	建設水道課
	38	5)神宮の道景観整備事業	町	TMO	H22～26	賑わいのづくり事業（国交省）くらしのづくり事業（国交省）中心市街地活性化広場公園整備事業（国交省）まちづくり交付金（国交省）	（春日神社～五百田橋～川）の「信達一宮」と呼ばれた春日神社の参道等を「神宮の道」として整備していく。古く静かな佇まい「癒シルク」をテーマとした「川の国」をつなぎ、歴史を感じるまちのみ形と、健康・美容・長寿に関する産業育成を図る。	建設水道課
	39	■学童保育周辺環境整備事業	町	TMO	H18～	まちづくり交付金（国交省）	（後）まづり川俣が実施している学童保育の周辺整備を実施する。	こども教育課

実現した施策

一部実現した施策

検討したが実現していない施策

全く実現していない施策

■前計画に位置付けた施策と実現状況（2/2）

施策区分	No	事業名（仮称）	実施予定者		おおよその実施時期	当該事業の種類	概要	担当課	
			事業主体	管理運営主体					
商業等の活性化のための事業	40	景観条例等の制定	町	-	H18年以内着手	景観アドバイザー制度（福島県民生活課）	景観アドバイザー制度を活用した景観条例等を制定する。	建設水道課	
	41	■空き店舗対策事業	町	TMO	H18～	商店街空き店舗対策事業（県） （テナントミックス管理事業） 活力ある商店街整備事業（経済省） 中心市街地商業活性化推進事業（基金）	空き店舗でチャレンジショップなどを実施する。商店街全体としてMD（マーチャンダイジング）を活性化していく。	産業課	
	42	市町村生活バス運行事業	町	-	H18年以内着手	福島県市町村バス補助事業	新たに整備検討を図る「導入ゾーン」のバスプールへ生活バス路線を連携させ市街地のにぎわいの創出を図る。	企画財政課	
その他の事項	43	光ファイバーケーブルの導入	町	-	H18年以内着手	マルメディア街中にぎわい創出事業（総務省情報通信政策局地域通信振興課）	「道の駅」とまちを結ぶ光ファイバーケーブルの導入	企画財政課	
商業の活性化のための事業	44	■広瀬川周遊ルート整備事業	町 TMO 商店組合	TMO 商店組合	H19～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経済産省）〕	広瀬川周遊ルート沿道の店舗や民家等において、門・塙、車庫、建物の色彩等に対し、沿道景観に配慮した工夫を行う。蔵などの古い建築物も町の遺産と捉え保全・改築を行い個性ある沿道景観づくりを行う。	建設水道課	
	45	■道の股周遊整備事業	町 TMO	TMO	H16～18	コミュニティ施設活用商店街活性化事業	道の股周辺の納蔵を活用し、高齢者等交流と商店街利用者サービスに必要な施設を設置、運営する。	産業課	
	46	■道の股周遊整備事業（拠点1）	町 TMO	TMO	H17～20	中心市街地整備推進機構による用地取得（国交省） 商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経済産省）〕 商業・サービス集積関連施設整備事業	納蔵活用事業の敷地と隣接するセブンイレブン跡地において、リノベーション事業を実施し、テナントミックスを行う。特に中心市街地に不足している町独自の食材の供給と販売を行うことにより、農林水産物の振興と特産品の生産振興を図る。	産業課	
	47	■川の股周遊整備事業	町 TMO	TMO	H19～21	中心市街地整備推進機構による用地取得（国交省） 商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経済産省）〕 起業家育成施設等の整備に対する補助（経済産省）	「癒しるく」をテーマに健康・美容・長寿に関する産業の集積を図る。また、自然・環境関連の産業や店舗、コミュニティビジネスの支援に必要な施設などを整備する。	産業課	
	48	■川の股周遊整備事業（拠点2）	町 TMO	TMO	H19～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経済産省）〕	コープ周辺の川沿いに立地する蔵を活用し、歴史民俗資料館として再生する。川俣町には、河段域から発掘された遺物や、明治・大正・昭和にかけての貴重品も多い。町民や来訪者に町の魅力を再発見してもらう。	生涯学習課	
	49	■蔵の股周遊整備事業	町 TMO	TMO	H18～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経済産省）〕	現在、川俣町に不足している駐車場を補う。来街者の受け入れを十分行えるようにする。	産業課	
	50	■蔵の股周遊整備事業	町 TMO	TMO	H21～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経済産省）〕	未利用の蔵を活用して親子ずり（川俣シャモ）を中心に食をテーマにした店舗を集積する。	産業課	
	51	■蔵の股周遊整備事業（サブ拠点1）	町 TMO	TMO	H21～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経済産省）〕	蔵の一部を街角ギャラリーとして開放してもらい、絵画、工芸、書道など、様々なものを展示していく。	産業課	
	52	■コスキン道場整備事業（サブ拠点2）	町 TMO	TMO	H20～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経済産省）〕 生涯学習の推進（文部科学省） 活力ある商店街整備事業（県）	町内外のフォルクローレファンが集い、いつでも練習ができ、その練習風景を見学できる「コスキン道場」を倉庫蔵を活用して整備する。	生涯学習課	
	53	■川沿いの店舗活性化事業	町 TMO	TMO 商工会	H22～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経済産省）〕 活力ある商店街整備事業（県） 中心市街地商業活性化推進事業（基金）	広瀬川沿いの店舗を川に向かって拓くことで、広瀬川とのつながりを持った店舗を整備していく。	産業課	
	54	■横丁店舗活性化事業	町 TMO	TMO 商工会	H22～	商店街リノベーション事業補助金（中小企業庁） 〔中小小売商業高度化事業（経済産省）〕 活力ある商店街整備事業（県） 中心市街地商業活性化推進事業（基金）	広瀬川周遊ルートに囲まれた地域（広瀬川とバス通りに挟まれた地域）を小粋な横丁として整備して店舗を活性化していく。例えば、テーマを昭和などとして独特の雰囲気づくりをしていく。	産業課	
	その他の事項	55	新多目的交通システムの導入	TMO	-	H18年以内着手	マルメディア街中にぎわい創出事業（総務省情報通信政策局地域通信振興課）	ディマンドタクシーへの新多目的交通システム（運行管理システム）の導入	企画財政課
	市街地の整備改善のための事業	56	コミュニティゾーン整備事業	民間企業	-	H18年以内着手	PF事業	庁舎の老朽化をふまえ、公共施設の再整備と再配置を検討し、多様化する住民ニーズに対応しうる「高度・多機能コミュニティゾーン」の形成を促進する特に「新しい行政センター機能」の整備を図り、地域コミュニティの核を形成する。 役場庁舎・多目的ビル等 A＝23,000㎡	企画財政課
		57	学校給食センター整備事業（関連事業）	民間企業	-	H18年以内着手	PF事業	PFI事業により給食センターを整備する。	こども教育課
58		蔵の集積	区画整理組合（TMOによる調整）	-	H24年以内着手	都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	土地区画整理事業実施時に蔵を移築する。	建設水道課	
59		歩行者専用道路 瓦町 1	区画整理組合（TMOによる調整）	-	H24年以内着手	都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	土地区画整理事業により、（都）中丁・鉄炮町～中丁・寺久保線間に歩行者専用道路を整備する	建設水道課	
60		歩行者専用道路 瓦町 2	区画整理組合（TMOによる調整）	-	H24年以内着手	都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	土地区画整理事業により、（都）中丁・鉄炮町～広瀬川間に歩行者専用道路を整備する	建設水道課	
61		歩行者専用道路 瓦町 3	区画整理組合（TMOによる調整）	-	H25年以降	都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	土地区画整理事業により、（都）中丁・鉄炮町～中丁・寺久保線間（連環橋付近）に歩行者専用道路を整備する	建設水道課	
62		拡幅道路（瓦町・五百田線）	区画整理組合（TMOによる調整）	-	H25年以降	都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	土地区画整理事業により、（都）中丁・鉄炮町～広瀬川間（連環橋付近）の道路を拡幅する。	建設水道課	
63		バティオ整備事業	区画整理組合（TMOによる調整）	-	H18年以内着手	中小小売商業高度化事業、中心市街地商店街等リノベーション補助金等（経済産省中小企業庁商業課） 高度化事業、商店街バティオ事業「融資事業」等（中小企業事業団） 都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課）	区画整理地内においてバティオ（中庭）型の建物を整備する。	建設水道課	
64		新規商業施設	事業協同組合（TMOによる調整）	-	H24年以内着手	都市再生区画整理事業（国土交通省都市・地域整備局市街地整備課） 優良建築物等整備事業（国土交通省住宅局市街地建設課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	バティオ型施設に新規商業施設を設置する。	産業課	
65		瓦町地区土地区画整理事業	コスキン館（仮称）建設	TMO	-	H24年以内着手	（国土交通省住宅局市街地建設課） ※もしくは「まちづくり総合支援事業」	コスキン館（仮称）を建設する。	生涯学習課
商業等の活性化のための事業	66	ポケットパークの設置	TMO	-	H24年以内着手	中小小売商業高度化事業、商業・サービス集積関連施設整備事業等（経済産省商務情報政策局流通産業課中心市街地活性化室）	商業ゾーンにおけるポケットパークの設置 A＝17,400㎡ 2,120㎡、480㎡、920㎡、790㎡の4ヶ所	建設水道課	
	67	イベント広場・駐車場整備	TMO	-	H24年以内着手	中小小売商業高度化事業、商業・サービス集積関連施設整備事業等（経済産省商務情報政策局流通産業課中心市街地活性化室）	バティオ施設と一体型のイベント広場や駐車場を整備する。	産業課	
	68	駐車場の利用促進事業	TMO	-	H24年以内着手	中小小売商業高度化事業、商店街等活性化先進事業補助金「商店街駐車対策事業」等（経済産省中小企業庁商業課）	TMOによる駐車場の利用促進対策（商店街内に点在する駐車場の共通駐車券システムの構築等）	産業課	
	69	空き店舗対策事業	TMO	-	H18年以内着手	中小小売商業高度化事業、商店街等活性化先進事業補助金「商店街空き店舗対策事業」等（経済産省中小企業庁商業課）	TMOによる空き店舗対策を実施	産業課	
	70	テナントミックス事業	TMO	-	H18年以内着手	中小小売商業高度化事業、中心市街地商業活性化基金事業「テナント・ミックス管理事業」等（経済産省中小企業庁商業課）	TMOによるテナントミックスを実施	産業課	
	71	ディマンドタクシーの導入	TMO	-	H18年以内着手	中小小売商業高度化事業、商店街等活性化先進事業補助金「商店街駐車対策事業」等（経済産省中小企業庁商業課）	先進モデルとしてディマンドタクシーの実験を行う。	企画財政課	
	72	TMO構想、TMO計画策定	TMO	-	H18年以内着手	タウンマネージメント計画策定事業（中小企業庁小売商業課）	TMO構想及びTMO計画を作成する。	産業課	
	73	TMOの立ち上げ及び運営	人材育成	TMO	-	H18年以内着手	タウンマネージャー養成研修事業（中小企業総合事業団大学校事務局企画調整課）	まちづくりの専門家を養成する。	産業課
74	専門家派遣	TMO	-	H18年以内着手	タウンマネージャー派遣事業（中小企業総合事業団指導部指導課）	中心市街地活性化に関する各分野の専門家を長期にわたり派遣する。	産業課		

実現した施策

一部実現した施策

検討したが実現していない施策

全く実現していない施策

[4] 中心市街地の課題整理

誰もが住みやすいコンパクトで質の高いまちづくりを進めていくため、中心市街地の現状や住民ニーズを踏まえ、中心市街地の課題を以下のとおり整理する。

課題①：多様な賑わいの創出

【商業機能に係る課題】

- | | |
|------------|----------------|
| ➤商業機能の維持 | ➤他都市や郊外店舗との差別化 |
| ➤地場産品の活用促進 | ➤各種イベントの継続・見直し |

- ・中心市街地は、商業施設や公共施設、医療施設など、多様な機能が集積した生活利便性の高い地域である。また、絹織物や川俣シャモ等の地場産品の販売やコスキン・エン・ハポン等の各種イベントにより、町内外の人々による、一定の観光交流が行われている。
- ・しかし、町民の購買活動の広域化や多様化により、主たる購買活動の場所が中心市街地から「道の駅」周辺の商業施設に移行しつつあり、低未利用地や空き店舗が増加するなど、最寄り品の買い物の場として商業機能が低下し、歩行者数も大きく減少している。
- ・また、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による商圏人口の減少も想定され、商業機能低下の一因となっていることが考えられる。
- ・以上のように、商業機能は低下しつつあるものの、依然として中心市街地居住者や高齢者にとって、中心市街地は最寄り品の主要な買い物先となっており、両者の生活を支える重要な場として、重要な役割を担い続けている。
- ・町民アンケートにおいて回答者の約7割が「魅力ある店舗」に対し否定的な評価を行い、中心市街地に必要な施設として「商業（買い物）施設」を挙げており、「新規店舗の誘致」や「既存店舗の継続」が望まれているものと考えられる。
- ・一方で、中心市街地の商店は高齢の経営者が多く、事業者アンケートにおいて回答者の約4割が「事業継続を望む」とする一方で、事業継続を望む回答者のうち「後継者がいない」との回答が約4割を占めるなど、今後の事業継続が不安視されている。

◆「最寄り品の主要な買い物先」という重要な生活支援機能を維持するため、中心市街地で商売を継続できる実践づくりや「道の駅」周辺の商業施設との連携を図りつつ、既存の商業機能を維持することが必要である。

◆町内外の人々が中心市街地を利用し、買い物をすることのできる環境づくりを行うため、地場産品の活用促進や既存イベントの継続・見直しなど、他都市や郊外店舗との差別化を図っていくことが必要である。

【子育て・高齢者福祉機能に係る課題】

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ➤子育て環境や高齢者福祉環境の充実 | ➤買い物以外でも楽しめる魅力の創出 |
|-------------------|-------------------|

- ・町民アンケートにおいて、中心市街地の将来像として「様々な施設がそろっている利便性の高い中心市街地」が望まれており、「商業施設・飲食店」のほか、「公園・イベント広場」「福祉・医療施設」など、多様な交流機能が求められている。

◆子育て環境や高齢者福祉環境の充実など、中心市街地が持つ多様な機能を活用・強化し、買い物以外でも楽しめる魅力を創出していくことが必要である。

【中心市街地の移動環境に係る課題】

➤移動しやすい環境の創出（都市計画道路・駐車場・公共交通）

- ・町民アンケートにおいて、回答者の約7割が、中心市街地への来訪手段として「自家用車（送迎含む）」と回答している一方で、都市計画道路の整備率は低い状況にあり、中心市街地に必要な施設として駐車場を求める意見も多い。
- ・また、高齢化が進行する中であって、自家用車を運転しない高齢者等の日常生活の移動を支援する機能として、公共交通の果たす役割が大きくなっている。

◆中心市街地内・外の移動が容易で、利便性の高い環境づくりを行うため、都市計画道路の整備や駐車場の確保、新たな公共交通の導入など、移動しやすい環境を創出していくことが必要である。

課題②：街なか居住の促進

【居住機能に係る課題】

➤中心市街地での居住促進・流出抑制

➤地域コミュニティの維持

➤低未利用地の活用促進

- ・本町は、人口減少や少子高齢化が進行しているが、人口や各種都市機能が集積している中心市街地において、その傾向が表れており、地域コミュニティの弱体化が懸念される。
- ・また、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故により、町外への避難者が生じており、更なる流出も懸念される。
- ・さらに、最寄り品の主要な買い物先である中心市街地商店街にとって、中心市街地居住者の減少は重大な問題である。
- ・中心市街地の地価は郊外部と比較して高く、戸建て住宅建築や民間主体による住宅供給が停滞している。町民アンケートにおいては、中心市街地への居住意向が一定程度確認されるものの、その居住条件として「地価や家賃の低廉化」が挙げられている。
- ・中心市街地には、低未利用地や空き店舗が点在しており、中心市街地の環境やイメージを低下させ、空洞化の一因となっている。

◆街なか居住を促進するため、中心市街地の利便性の高さを活かした街なか居住促進支援など、中心市街地での居住促進・流出抑制や地域コミュニティの維持を図ることが必要である。

◆良好な居住環境を創出し、街なか居住促進や長期避難者に対する避難生活の場として中心市街地を活用していくため、低未利用地を活用し、居住空間を確保することが必要である。

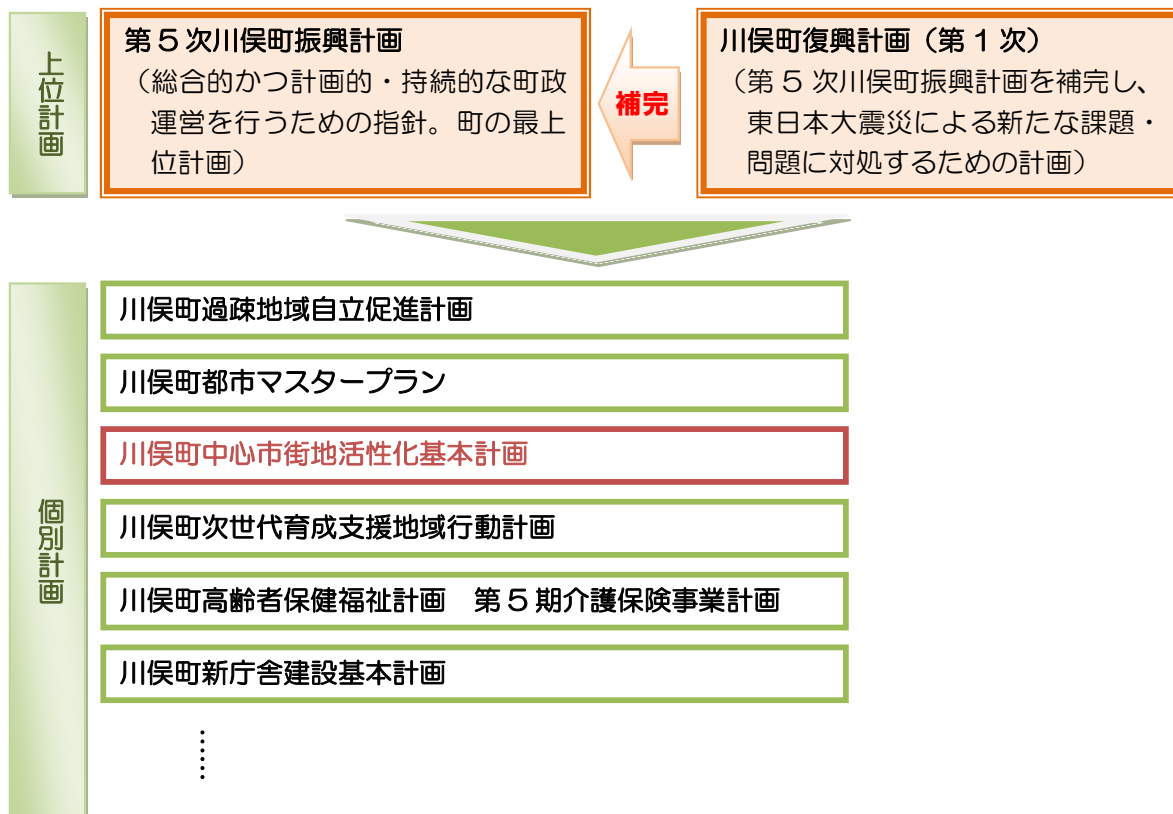
[5] 中心市街地活性化の方針

(1) 中心市街地活性化基本計画の位置づけ

本計画は、第5次川俣町振興計画に整合し、「中心市街地の再生と魅力あるまちづくり」「東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による被害から脱却」を行うため、町民・事業者・町が総合的かつ一体的に取り組む指針となる。

本計画に位置付ける各種取り組みについては、計画期間である5年間の中で確実に着手・実行することを目標とする。

■ 中心市街地活性化基本計画の位置づけ



(2) 中心市街地の目指すべき姿

本町が目指す「誰もが住みやすいコンパクトなまちづくり」を進めて行くためには、中心市街地に集積されている多様な機能が相乗効果を発揮し、様々な住民サービスが提供されることが必要である。

そのため中心市街地においては、中心市街地の課題に対応しつつ「行政機能、保健・福祉・医療機能、商業機能、文化教育機能が確保（機能の維持・向上）された中心市街地」を将来も目指すべき姿として位置づける。

(3) 基本コンセプト

中心市街地の活性化に向けたこれまでの取り組みの反省点を踏まえると、今後の取り組みについては、実現性を十分に検証したうえで確実に実行し、一つずつ成果を上げていくことが重要である。

以上のことから、中心市街地の活性化に向けた5年間の実行計画として、本計画のコンセプトを以下のとおり設定する。

～ 人々の元気・賑わいのあふれるまち ～

中心市街地の抱える2つの主要課題に対し、「道の駅」周辺地域と連携を図りながら、人々が行き交う舞台として「元気・賑わい」を取り戻すため、町や商工会・商店会等の住民組織が一体となって、「様々な交流が行われる場」「住み良い環境を提供する場」を作り出す。

(4) 中心市街地活性化の基本方針

中心市街地の活性化に向けた基本方針を以下のとおり設定する。

基本方針①：人々が集い、気軽に楽しく交流が行われる場を作る。(みんなが集まる場の形成)

地域生活を支える重要な商業機能を維持するため、個店の魅力向上に関する取り組みを進めつつ、「道の駅」周辺地区との連携を図りながら商店街の活性化を支援する。

また、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に立ち寄り、多世代が遊び・語り合うことができる交流の場を形成するため、中心通りに子育て支援機能や高齢者福祉機能、交流機能等を新たに導入する。

さらに、移動しやすい・歩きやすい環境を形成するため、駐車場や新たな公共交通ネットワークを配置するほか、中心商店街を中心とした歩行ネットワークを配置する。

これらの取り組みと合わせ、商店会や商工会等の住民組織が主体となった活動により、中心市街地における様々な交流を生み、人々の活動の舞台を再生する。

基本方針②：人にやさしく・便利で住みやすいと感じる場を作る。(みんなが住みやすい場の形成)

中心市街地での居住促進・流出抑制を図るため、集約された都市基盤、都市機能を活かしつつ、官・民が協働し、新たな居住者の受け皿となる宅地等の供給を促進する。

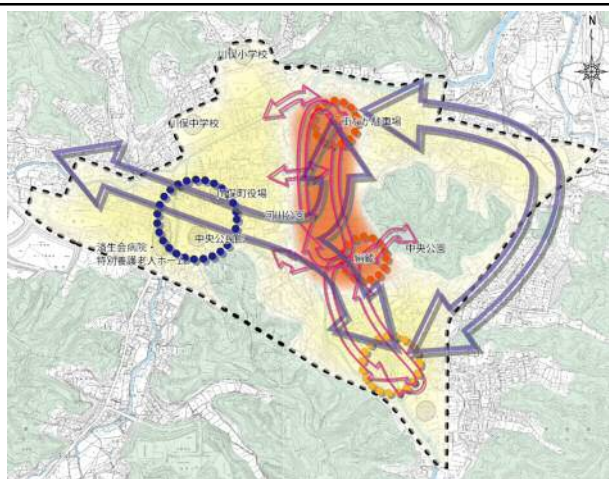
また、中心市街地の居住地としての魅力を高め、住んでみたいと思わせる居住の場を作るため、中心市街地への居住支援や生活環境整備を実施する。

さらに、利便性の高い生活環境を形成するため、新たな公共交通ネットワークを配置するほか、中心商店街を中心とした歩行ネットワークを配置する。

将来の中心市街地の姿

— 凡例 —

- ：居住地
- ：中心商店街
- ：交流を支援する場
- ：新たに居住環境を形成する場
- ：公共公益サービスを提供する場
- ：公共交通ネットワーク
- ：歩行ネットワーク
- ：公民館・公園等
- ：中心市街地



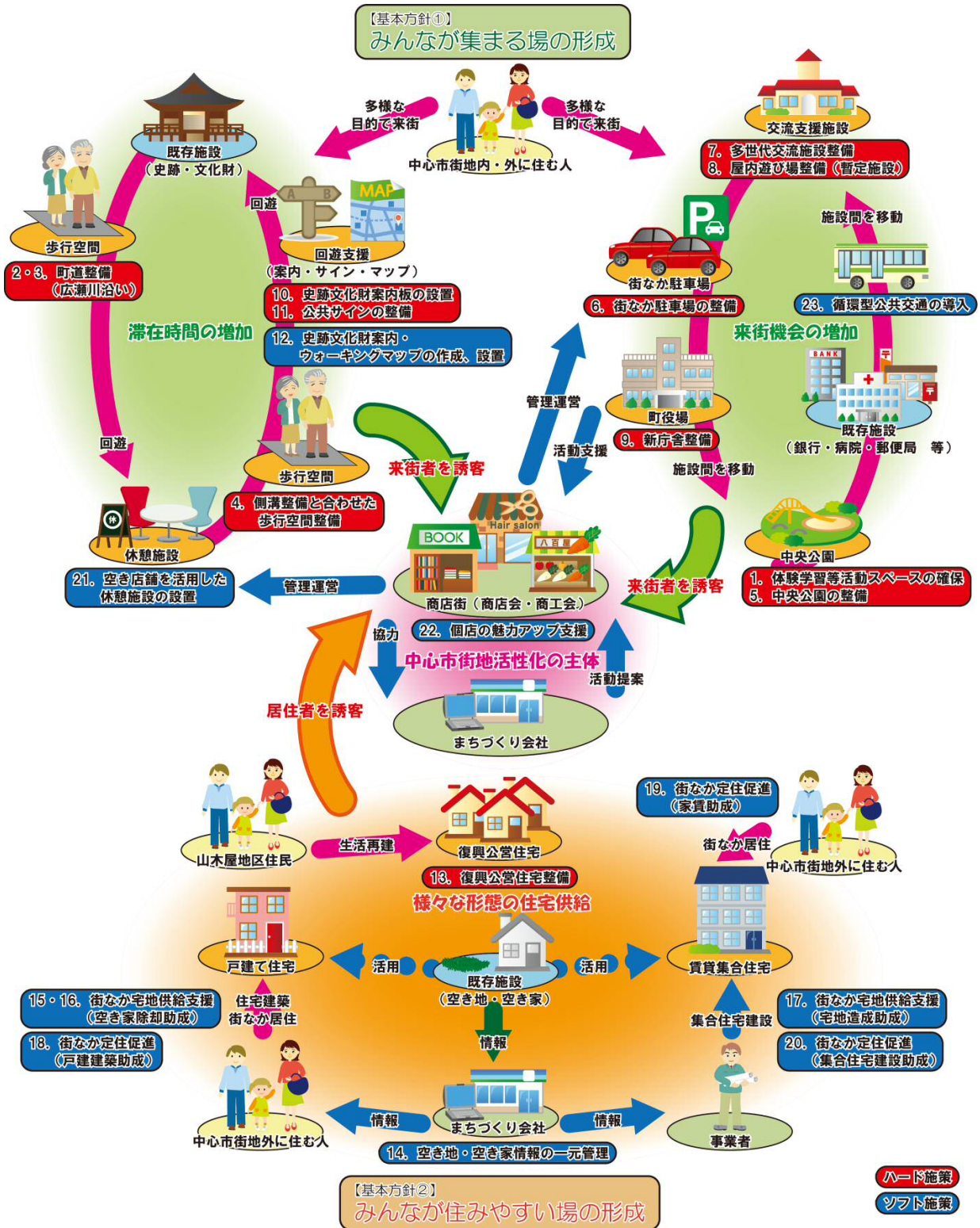
施策の体系

【基本方針①】

人々が集い、気軽に楽しく交流が行われる場を作る。（みんなが集まる場の形成）

【基本方針②】

人にやさしく・便利で住みやすいと感じる場を作る。（みんなが住みやすい場の形成）



2. 中心市街地の位置及び区域

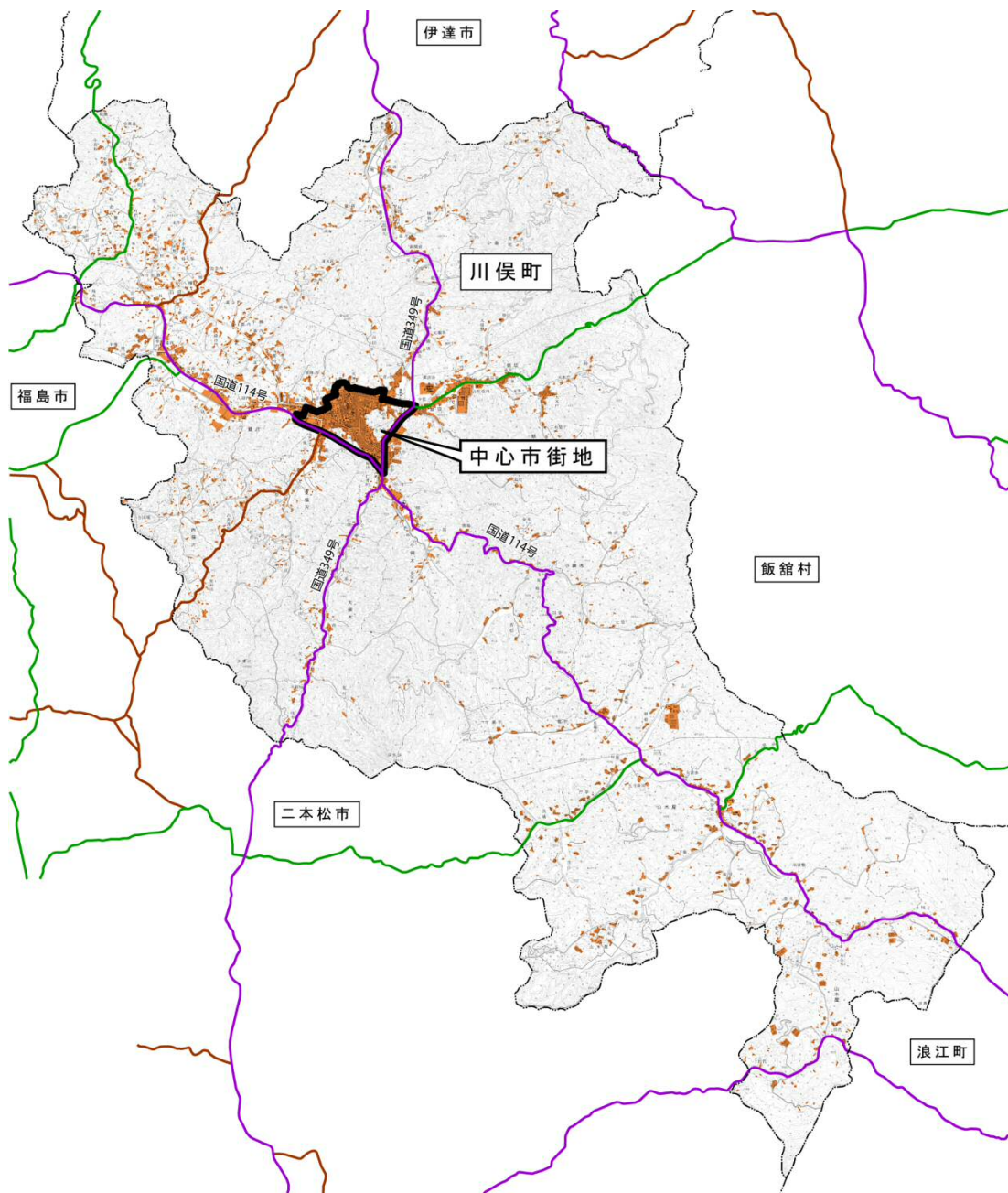
[1] 位置

位置設定の考え方

本町の中心市街地は、国道 114 号と国道 349 号が交差する交通結節点であり、町内で最も人口や都市機能が集積している地域である。

旧街道沿いには瓦町、鉄炮町、中丁等の商店街が形成されており、金融機関等も立地しているほか、町役場や中央公民館などの公共施設、総合病院など、各種生活利便施設が集積していることから、川俣町の中心市街地として設定する。

(位置図)



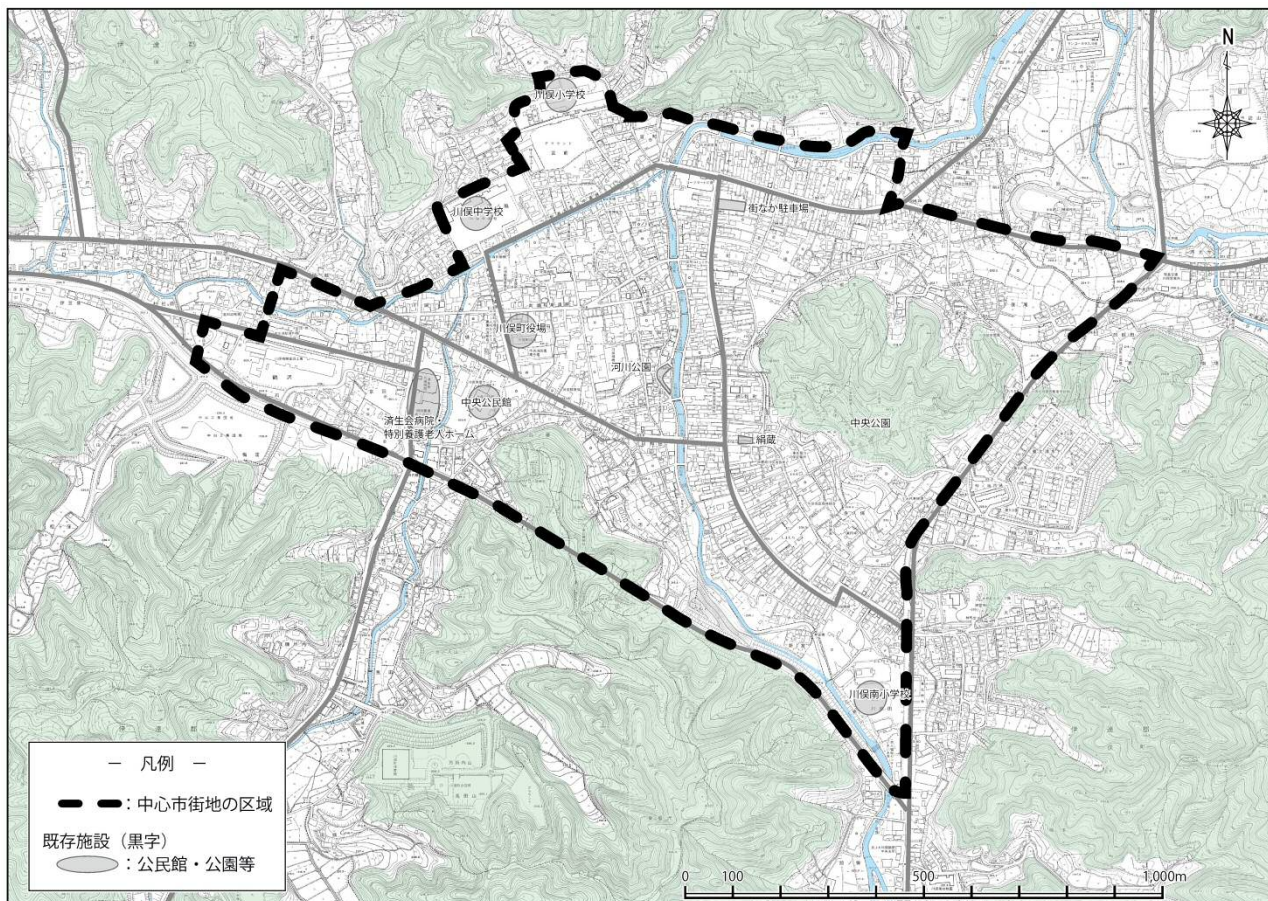
[2] 区域

区域設定の考え方

中心市街地の区域は、古くから地域の中心であった「川俣地区」を主として、旧街道沿道に立地する商店街（商業地域・近隣商業地域）を中心として、町役場や中央公民館、小中学校などの主要な生活利便施設を包含した約 128ha のエリアを設定する。

区域の境界は、国道 114 号及び国道 349 号を境界とし、北部は幹線町道及び河川等を境界として、下図のとおり設定する。

(区域図)



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明																																																																																													
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	○小売業の集積 中心市街地に位置する中丁・瓦町・鉄炮町の商店街における小売業の町内シェアを見ると、店舗数が 42.2%、従業者数が 33.5%、年間販売額が 28.1%、売場面積が 25.9%となっており、当該市街地に相当数の小売商業者が集積している。 ■町域に占める中心市街地の小売業の割合 <table><tr><th colspan="2"></th><th>中心市街地 (商店街)</th><th>町域</th><th>中心市街地 シェア</th></tr><tr><td>店舗数</td><td>件</td><td>81</td><td>192</td><td>42.2%</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>人</td><td>324</td><td>966</td><td>33.5%</td></tr><tr><td>年間販売額</td><td>百万円</td><td>3,522</td><td>12,525</td><td>28.1%</td></tr><tr><td>売場面積</td><td>m²</td><td>7,325</td><td>28,336</td><td>25.9%</td></tr></table> (資料：平成 19 年商業統計) ○都市機能の集積 都市計画区域に占める中心市街地の面積は 6.6%であるが、土地利用のシェアを見ると、専用商業施設用地が 58.2%、公共公益施設用地が 35.2%を占めるなど、中心市街地に商業機能や公共公益機能の多くが集積している。 ■都市計画区域に占める中心市街地の土地利用の割合 <table><tr><th></th><th>中心市街地(m²)</th><th>都市計画区域(m²)</th><th>中心市街地シェア</th></tr><tr><td>住宅用地</td><td>334,206</td><td>1,414,400</td><td>23.6%</td></tr><tr><td>専用商業施設</td><td>42,019</td><td>72,256</td><td>58.2%</td></tr><tr><td>店舗併用住宅</td><td>55,646</td><td>197,901</td><td>28.1%</td></tr><tr><td>専用工業施設</td><td>95,117</td><td>417,867</td><td>22.8%</td></tr><tr><td>作業所併用住宅</td><td>6,717</td><td>16,885</td><td>39.8%</td></tr><tr><td>公共公益施設用地</td><td>144,146</td><td>409,789</td><td>35.2%</td></tr><tr><td>その他の建築用地</td><td>7,400</td><td>24,717</td><td>29.9%</td></tr><tr><td>道路用地</td><td>197,511</td><td>1,453,652</td><td>13.6%</td></tr><tr><td>公園・緑地・レジャー施設等</td><td>65,443</td><td>191,585</td><td>34.2%</td></tr><tr><td>その他の空地</td><td>30,123</td><td>136,884</td><td>22.0%</td></tr><tr><td>田</td><td>35,216</td><td>1,803,602</td><td>2.0%</td></tr><tr><td>畑</td><td>76,571</td><td>2,690,222</td><td>2.8%</td></tr><tr><td>山林</td><td>98,780</td><td>9,655,534</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>水面</td><td>57,202</td><td>384,851</td><td>14.9%</td></tr><tr><td>その他の自然地</td><td>33,903</td><td>529,854</td><td>6.4%</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,280,000</td><td>19,400,000</td><td>6.6%</td></tr></table> (資料：平成 24 年都市計画基礎調査)			中心市街地 (商店街)	町域	中心市街地 シェア	店舗数	件	81	192	42.2%	従業者数	人	324	966	33.5%	年間販売額	百万円	3,522	12,525	28.1%	売場面積	m ²	7,325	28,336	25.9%		中心市街地(m ²)	都市計画区域(m ²)	中心市街地シェア	住宅用地	334,206	1,414,400	23.6%	専用商業施設	42,019	72,256	58.2%	店舗併用住宅	55,646	197,901	28.1%	専用工業施設	95,117	417,867	22.8%	作業所併用住宅	6,717	16,885	39.8%	公共公益施設用地	144,146	409,789	35.2%	その他の建築用地	7,400	24,717	29.9%	道路用地	197,511	1,453,652	13.6%	公園・緑地・レジャー施設等	65,443	191,585	34.2%	その他の空地	30,123	136,884	22.0%	田	35,216	1,803,602	2.0%	畑	76,571	2,690,222	2.8%	山林	98,780	9,655,534	1.0%	水面	57,202	384,851	14.9%	その他の自然地	33,903	529,854	6.4%	合計	1,280,000	19,400,000	6.6%
		中心市街地 (商店街)	町域	中心市街地 シェア																																																																																										
店舗数	件	81	192	42.2%																																																																																										
従業者数	人	324	966	33.5%																																																																																										
年間販売額	百万円	3,522	12,525	28.1%																																																																																										
売場面積	m ²	7,325	28,336	25.9%																																																																																										
	中心市街地(m ²)	都市計画区域(m ²)	中心市街地シェア																																																																																											
住宅用地	334,206	1,414,400	23.6%																																																																																											
専用商業施設	42,019	72,256	58.2%																																																																																											
店舗併用住宅	55,646	197,901	28.1%																																																																																											
専用工業施設	95,117	417,867	22.8%																																																																																											
作業所併用住宅	6,717	16,885	39.8%																																																																																											
公共公益施設用地	144,146	409,789	35.2%																																																																																											
その他の建築用地	7,400	24,717	29.9%																																																																																											
道路用地	197,511	1,453,652	13.6%																																																																																											
公園・緑地・レジャー施設等	65,443	191,585	34.2%																																																																																											
その他の空地	30,123	136,884	22.0%																																																																																											
田	35,216	1,803,602	2.0%																																																																																											
畑	76,571	2,690,222	2.8%																																																																																											
山林	98,780	9,655,534	1.0%																																																																																											
水面	57,202	384,851	14.9%																																																																																											
その他の自然地	33,903	529,854	6.4%																																																																																											
合計	1,280,000	19,400,000	6.6%																																																																																											

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

○小売業の衰退

中心市街地に位置する商店街では、平成14年から平成19年の5年間で、商店数が12.9%、従業者数が13.6%、年間販売額が15.3%、売場面積が10.1%減少している。

■中心市街地商店街の推移

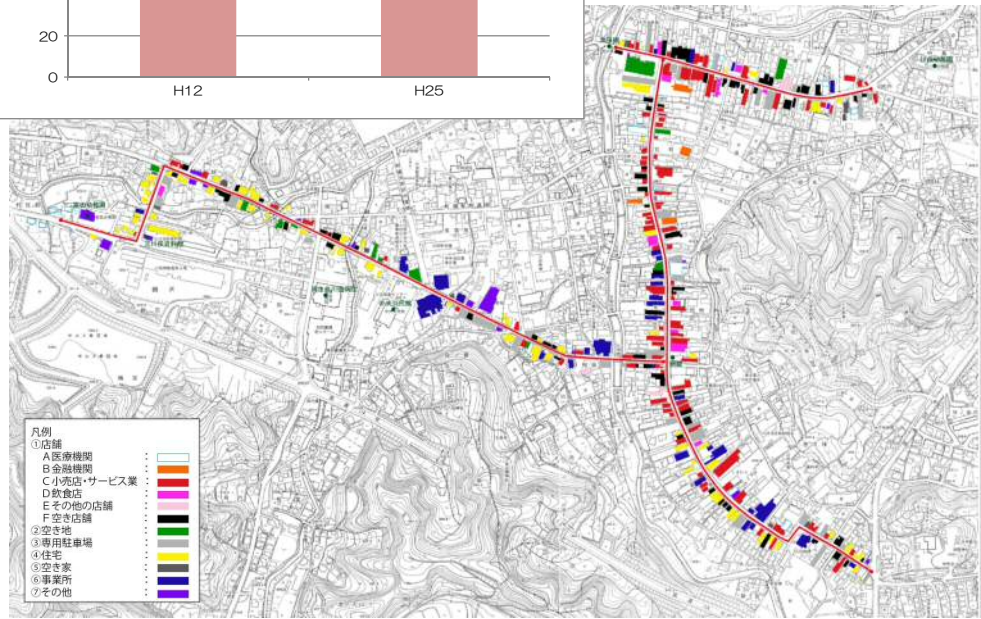
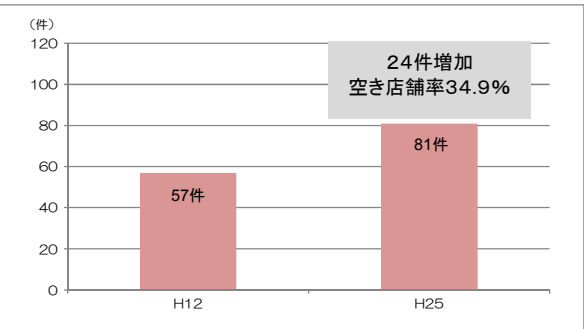
		平成14年	平成19年	増減
商店数	件	93	81	▲12(▲12.9%)
従業者数	人	375	324	▲51(▲13.6%)
年間販売額	百万円	4,156	3,522	▲634(▲15.3%)
売場面積	m ²	8,144	7,325	▲819(▲10.1%)

(資料：平成14・19年商業統計)

○空き店舗の増加

中心市街地商店街の空き店舗数は、平成12年と比べ24件増加し、空き店舗率が34.9%となっている。

■空き店舗数の推移及び空き店舗の状況（平成25年）



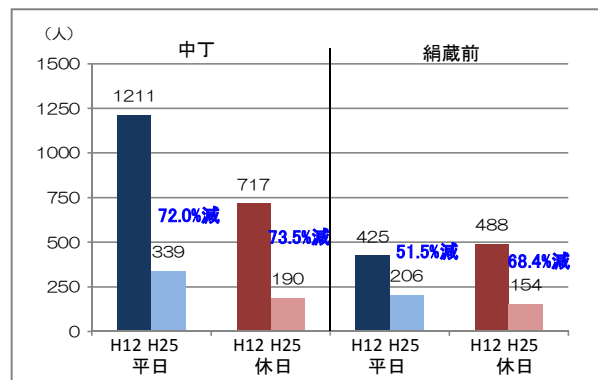
■中心商店街の建物の状況（平成 25 年）

① 店舗							②	③	④	⑤	⑥	⑦	計
A 医療機関	B 金融機関	C 小売店・ サービス業	D 飲食店	E その他の 店舗	F 空き店舗	小計	空き 地	専用駐 車場	住宅	空き 家	事業 所	その他	
12	4	117	12	6	81	232	22	57	89	11	18	35	464
2.6%	0.9%	25.2%	2.6%	1.3%	17.5%	50.0%	4.7%	12.3%	19.2%	2.4%	3.9%	7.5%	100.0%

○歩行者通行量の減少

中心市街地における歩行者通行量は、平成 12 年と比較すると、中丁の平日で 72.0%減少しているなど、大幅に減少している。

■歩行者通行量の推移

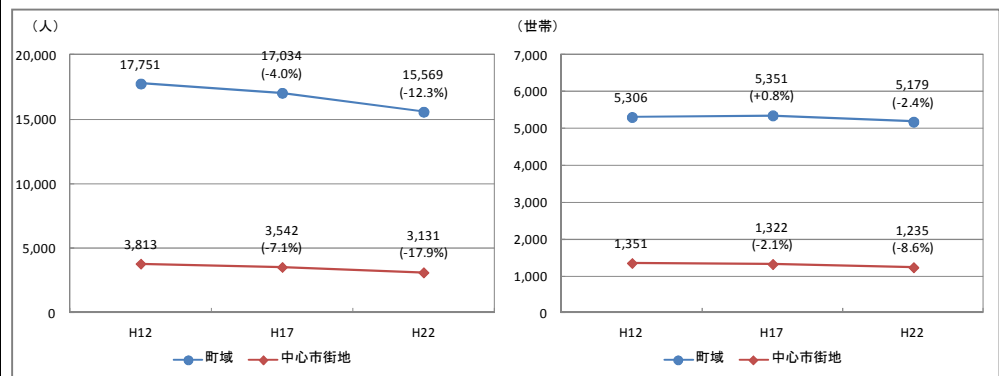


○人口・世帯数の減少

中心市街地の人口は平成 12 年から平成 22 年の 10 年間で 682 人（17.9%）減少しており、町域の減少率（12.3%）を上回って減少している。

世帯数は 10 年間で 116 世帯（8.6%）減少しており、町域の減少率（2.4%）を上回って減少している。

■中心市街地の人口・世帯数の推移

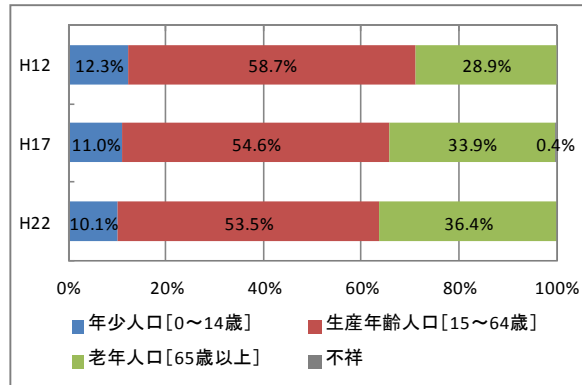


（資料：国勢調査）

○少子高齢化の進行

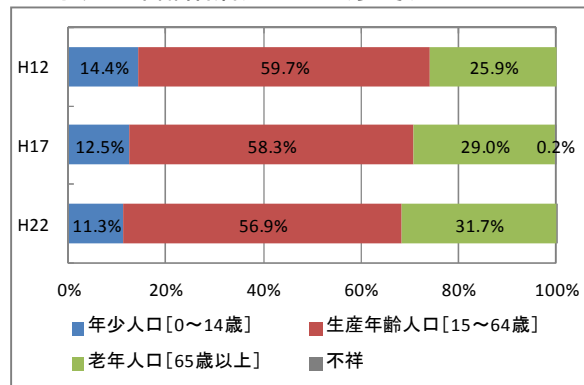
中心市街地の年齢階層別人口は、年少人口率が減少するとともに、老年人口率が増加しており、平成 22 年時点の高齢化率は 36.4%と高く、町域の 31.7%と比較しても高い。

■中心市街地の年齢階層別人口



(資料：国勢調査)

■町域の年齢階層別人口（参考）



(資料：国勢調査)

第3号要件

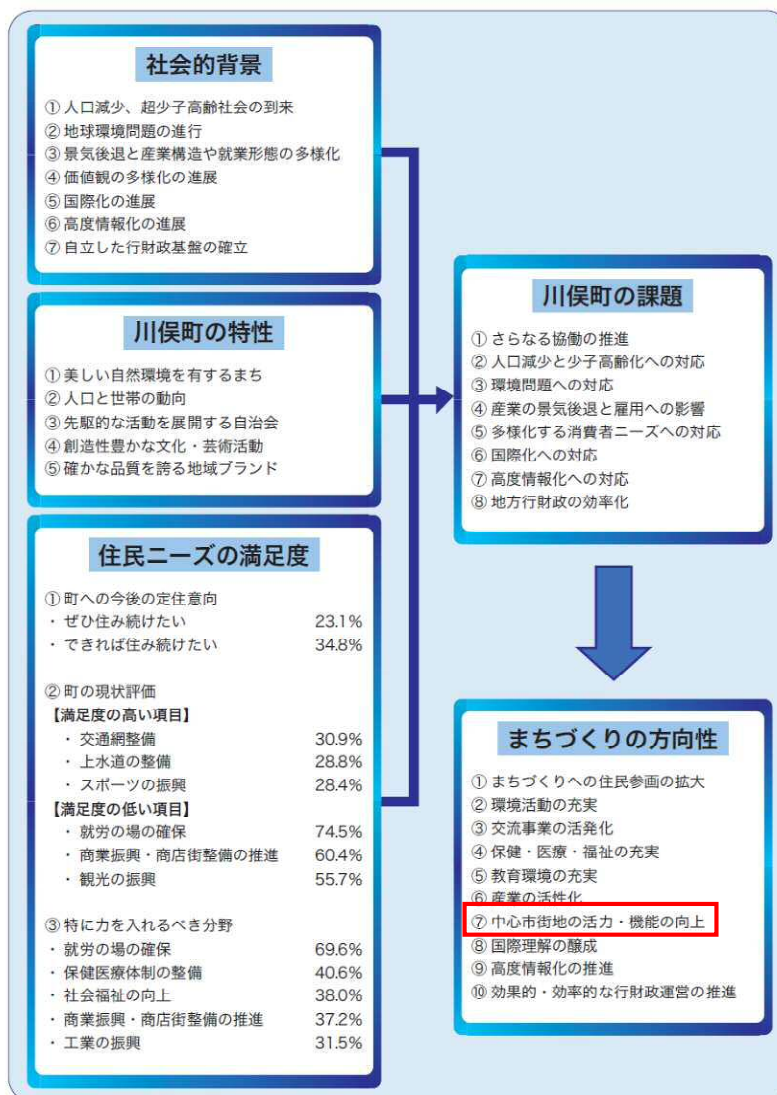
当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

中心市街地の活性化は、振興計画等との整合性をもって進めることとしており、中心市街地の活性化は川俣町全体の発展に有効かつ適切である。

○第5次川俣町振興計画における位置づけ

第5次川俣町振興計画（構想の期間：平成23年度～平成34年度）の「まちづくりの方向性」において、「中心市街地の活力・機能の向上」が位置づけられているとともに、重点施策として「中心市街地の活性化」が位置づけられている。

■第5次川俣町振興計画における位置づけ（抜粋）（1/2）



【計画の背景と方向性】

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地活性化に向けた、基本方針に対応した目標を以下のとおり定め、目標の実現に向けた活性化事業に取り組むこととする。

基本方針①：人々が集い、気軽に楽しく交流が行われる場を作る。（みんなが集まる場の形成）

目標 1：中心市街地利用者を増やす

中心市街地は、これまで商業機能を主体として、多くの人々の交流が生じていたが、近年は商業機能の低下により、来訪者が減少している。

一方、中心市街地は商業機能以外にも、公共公益施設、金融機関、文化施設など様々な機能を有しており、多様な機能の集積が特徴となっている。

そのため、少子高齢社会を見据え、子育て世代や高齢者に着目しながら、新たな機能の導入や既存のストックとの連携を図ることで、様々な世代の人々を町内外から中心市街地に呼び込むことを目指す。

中心市街地に様々な人々を呼び込み交流を生み出すことで、町民が抱く「人通りが少ない」というイメージの脱却を図るとともに、衰退傾向にある商業機能の維持・向上へと結びつけていく。

- ◆「道の駅」周辺地区との連携を図りながら、地域生活を支える商店街の活性化を支援
- ◆子育て支援機能や高齢者福祉機能、交流機能等を新たに導入
- ◆各種機能が利用しやすくなるよう、移動しやすく、歩きやすい環境を形成
- ◆商店会や商工会等の組織が主体となった活動を支援

基本方針②：人にやさしく・便利で住みやすいと感じる場を作る。（みんなが住みやすい場の形成）

目標 2：人口の減少に歯止めをかける

中心市街地では、これまで多くの人々が居住する生活空間としての役割を担ってきており、利便性の高い生活空間として、一定の居住ニーズが見られる。

しかし、近年は居住ニーズに反し、居住空間形成に向けた再投資が減少し、空き地や空き家が目立ち始めている。

そのため、生活利便性を高めつつ、新たな居住者の受け皿となる宅地や住宅供給を促進し、定住を促すことで、人口減少に歯止めをかけることを目指す。

- ◆官・民が協働し、新たな居住者の受け皿となる宅地等の供給を促進
- ◆居住地としての魅力を高める生活環境整備や中心市街地居住の支援
- ◆生活利便性を高める公共交通や歩行ネットワークを配置

[2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 5 年とし、その最終年度である平成 30 年度を目標年次とする。

[3] 目標指標設定の考え方

中心市街地活性化の目標の達成状況を的確に把握するため、目標毎に数値目標指標を設定する。

(1) 「目標 1：中心市街地利用者を増やす」の数値目標指標の考え方

「人通りが少ない」という中心市街地に対する町民のイメージを踏まえ、「中心市街地利用者の増加」を示す数値目標を「歩行者通行量」と設定する。

数値目標指標：歩行者通行量（中丁・絹蔵前の平均値）

(2) 「目標 2：人口の減少に歯止めをかける」の数値目標指標の考え方

「人口の減少に歯止めをかける」施策の達成状況を把握する数値目標を、「中心市街地の定住人口」と設定する。

数値目標指標：中心市街地の定住人口

※中心市街地に含まれる字の人口の合計

[4] 数値目標の設定

(1) 目標指標：歩行者交通量（中丁・絹蔵前の平均値）

①具体的な目標数値の考え方

実施施策は、中心市街地の来訪機会の創出と来訪者の回遊促進であることから、町民の来訪回数増加と来訪時の回遊回数増加の視点から、歩行者通行量を推計し目標値とする。

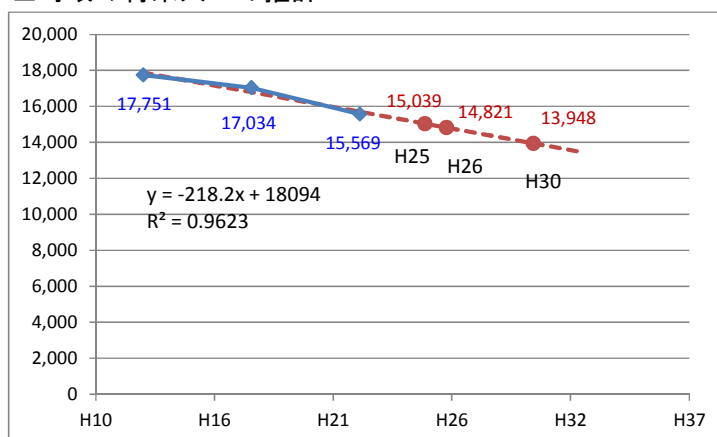
まず、川俣町の人口とアンケート調査による中心市街地来訪回数から、現在の中心市街地への来訪者数を想定し、歩行者通行量の実測値を用いて、現況の回遊率を設定する。

その上で、将来人口の推計を行い、施策による来訪回数増加及び回遊率の増加を加味して、歩行者通行量を推計し目標値とする。

②目標値の設定

平成 12 年から平成 22 年の国勢調査に基づく町域人口から、平成 25 年及び将来の人口を推計すると、平成 25 年が 15,039 人、平成 26 年（計画初年）が 14,821 人、平成 30 年（目標年）が 13,948 人と推計される。

■町域の将来人口の推計



アンケート調査結果から、現在の中心市街地来訪回数は 8.3 回/月であることから、現在の中心市街地来訪者数は平均で 4,160 人/日（15,039 人×8.3 回/月÷30 日）と推計される。

また、歩行者数の実測値及び来訪者が歩行者となる率（＝回遊率）は下表のとおりとなる。

■現在の回遊率の推計

		推計来訪者数 (人/日)	歩行者数 (人/12h) 実測値	回遊率
中丁	平日	4,160 (15,039 人×8.3 回/月÷30 日)	339	8.1%
	休日		190	4.6%
絹蔵前	平日		206	5.0%
	休日		154	3.7%
平均	平日		272.5	6.6%
	休日		172.0	4.1%

同様に、平成 12 年時点における中心市街地来訪者数及び回遊率は下表のとおりとなる。

■平成 12 年時点の回遊率の推計

		推計来訪者数 (人/日)	歩行者数 (人/12h) 実測値	回遊率
中丁	平日	5,976 (17,751 人×10.1 回/月÷30 日)	1,211	20.3%
	休日		717	12.0%
絹蔵前	平日		425	7.1%
	休日		488	8.2%
平均	平日		818.0	13.7%
	休日		602.5	10.1%

各種施策の効果は、平成 12 年から平成 25 年までの 10 年間で減少した「中心市街地来訪回数」や「回遊率」について、平成 35 年度までの 10 年間で平成 12 年並みまで回復させることを目標とし、目標年度である平成 30 年度においては、それぞれ下表のとおり想定する。

■施策効果の想定

区分	関連施策	想定する効果 (平成 30 年度)	※参考：想定する効果 (平成 35 年度)
新たな機能 導入による 来訪回数の 増加	・多世代交流支援施設整備 ・屋内遊び場整備(暫定整備) ・体験学習等活動スペースの確保 ・中央公園の整備 ・街なか駐車場の整備 ・史跡文化財案内・ウォーキングマップの作成	来訪回数を 9.2 回/月に増加させる	来訪回数を 10.1 回/月に増加させる
回遊促進策 による回遊 率の増加	・町道整備(広瀬川沿い)＜中丁＞ ・町道整備(広瀬川沿い)＜川原田＞ ・側溝整備と合わせた歩行空間整備 ・公共サインの整備 ・空き店舗を活用した休憩施設の整備 ・史跡文化財案内・ウォーキングマップの作成	回遊率を平日で 10.2%、休日で 7.1%に増加させる	回遊率を平日で 13.7%、休日で 10.1%に増加させる

以上を踏まえ、目標年次における歩行者通行量の目標値を以下のとおり設定する。

平成 30 年度における歩行者数(平均)＝436 人(平日)
＝303 人(休日)

(推計式)

来訪者数＝13,948 人×9.2 回/月÷30 日＝4,277 人/日

歩行者数(平日)＝4,277 人/日×10.2%＝436 人

歩行者数(休日)＝4,277 人/日×7.1%＝303 人

(2) 目標指標：中心市街地の定住人口

①具体的な目標数値の考え方

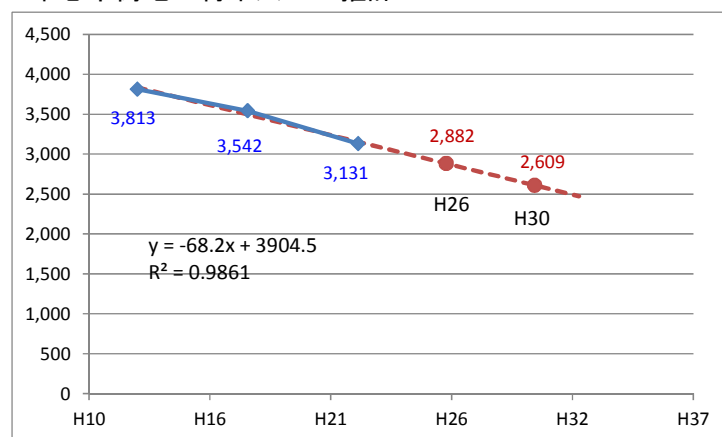
現在、中心市街地の定住人口は減少傾向にあることから、現状のまま推移した将来の人口を、近年の動向を踏まえ推計する。

その上で、施策実施によって、新たに中心市街地に居住する想定人口を加えて、目標数値とする。

②目標値の設定

平成 12 年から平成 22 年の国勢調査に基づく中心市街地の人口から、将来人口を推計すると、平成 26 年（計画初年）が 2,882 人、平成 30 年（目標年）が 2,609 人と推計される。

■中心市街地の将来人口の推計



※x は平成 12 年=1 とし 1 年=1 とした値

一方、計画に位置づけた施策の対象戸数は 105 戸であるが、施策の重複（供給者と居住者）を考慮し、増加戸数を 85 戸と設定する。

■施策による増加戸数の設定

施策名称	施策対象戸数	増加戸数 (重複考慮)
復興公営住宅整備	25 戸	25 戸
街なか宅地供給支援＜宅地造成助成＞	20 戸	30 戸※
街なか定住促進＜戸建建築助成＞	20 戸	
街なか定住促進＜家賃助成＞	20 戸	30 戸※
街なか定住促進＜集合住宅建設助成＞	20 戸	
合計	105 戸	85 戸

※2 施策をそれぞれ単体で活用する場合を 10 戸、2 施策を両方活用する場合を 10 戸想定

平成 22 年国勢調査における中心市街地の人口は 3,131 人で世帯数が 1,235 世帯であるため、世帯あたり人員は 2.54 人となる。

この値を用いて、増加する世帯数を人口に換算すると、215 人（ $=85 \text{ 戸} \times 2.54$ ）となる。

従って、目標年次における中心市街地人口の目標値を下記のとおり設定する。

平成 30 年度における中心市街地人口の目標値＝2,824 人（2,609 人＋215 人）

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(現状分析)

中心市街地における道路網は、これまで大きな変化がなされておらず、市街地内の骨格を形成する道路は旧街道が主体となって、市街地内の移動を支えている。そのため、バイパス整備により、通過交通の市街地内流入は抑制されているものの、市街地内の道路の多くで、歩車道分離がなされておらず、歩行者の回遊が行われにくい環境となっている。

さらに町民アンケートでは、中心市街地に対し、「人通りが少ない」というイメージを多くの町民が持っており、「歩いて楽しい街」を将来像として望む意見が多く挙げられている。

中心市街地への来訪手段を見ると、主たる来訪手段は自動車であり、これまで町営街なか駐車場の整備を行ってきたものの、中心市街地商店街における路上駐車は解消されず、町民アンケートにおいても、「駐車場整備」を望む意見が多くの町民から挙げられている。

中心市街地の地域資源である中央公園は、丘陵地の地形を活かした、自然を身近に感じられる公園であるものの、施設の老朽化や東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響から、十分に活用がされていない状況である。そのため町民アンケートでは、子育てを支援する場として、「公園・広場の整備」を望む意見が、子育て世代から多く挙げられている。

(市街地の整備改善の必要性)

これらの現状を踏まえ、市街地の整備改善の必要性は以下のとおりである。

◆町道整備、歩行空間整備

歩行者の増加による中心市街地の賑わい創出に向け、街なかの回遊に資する歩行空間整備により、移動利便性の向上を図る必要がある。

しかし、未整備の都市計画道路を中心とした中心市街地全体での道路網整備は、地域住民との合意形成や財政上の課題から困難である。そのため、本計画では、中心市街地商店街での回遊性向上を目的とし、商店街の形成された町道鉄炮町・新中町線、広瀬川沿いの町道日和田・中丁線等を対象とした、日常の買い物や散策に資する歩行環境の形成を図る。

◆活動支援・交流支援施設の整備（中央公園）

来訪機会の増加による中心市街地の賑わい創出に向け、様々な活動や交流、子育て支援を行う場である中央公園の機能向上により、人々が集まる魅力を形成する必要がある。

◆街なか駐車場整備

来訪機会の増加による中心市街地の賑わい創出に向け、中心市街地への主要アクセス手段である自動車交通を対象とした来訪支援により、移動利便性の向上を図る必要がある。

(フォローアップの考え方)

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じて行くものとする。

[2] 具体的事業の内容

No.	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
1	事業名： 体験学習等活動スペースの確保 内容： 既存建築物のリニューアル（体験学習スペース、トイレ等の整備）、中心市街地側からのエントランスとしての空間形成（舗装広場・花壇等整備）、絹蔵でのイベント等とも連携し、公園管理事務所敷地内で様々な体験学習等イベントを実施 実施時期： 平成 27 年度～ 平成 30 年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地側から中央公園への良好なエントランス及び活動空間を形成し、隣接する絹蔵と連携を図りながら、中心市街地における体験学習等の屋外活動の拠点形成を図る。 【必要性】 中心市街地内の貴重な自然環境を活用し、子供たちが屋外で安全・安心に活動できる環境を形成するとともに、商店街と公園の連携強化により、来訪者及び公園利用者の増加に寄与することが期待されるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 27 年度～ 平成 30 年度	
2	事業名： 町道整備（広瀬川沿い）＜中丁＞ 内容： 広瀬川の河川改修にあわせ、管理用道路を兼ねた町道日和田・中丁線を整備 実施時期： 平成 27 年度～ 平成 28 年度	川俣町	【位置づけ】 広瀬川の自然環境を活かし、中心市街地の回遊性を高め、居住者の日常の散策等に資するとともに、広瀬川沿いの土地の有効活用を図る。 【必要性】 中心市街地の回遊性が高まれば、歩行者が増加し、街に賑わいが創出されるとともに、商業の活性化にもつながることが期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業 実施時期： 平成 27 年度～ 平成 28 年度	
3	事業名： 町道整備（広瀬川沿い）＜川原田＞ 内容： 広瀬川の河川改修にあわせ、管理用道路を兼ねた町道川原田支線 1 号を整備 実施時期： 平成 25 年度～ 平成 27 年度	川俣町	【位置づけ】 広瀬川の自然環境を活かし、中心市街地の回遊性を高め、居住者の日常の散策等に資するとともに、広瀬川沿いの土地の有効活用を図る。 【必要性】 中心市街地の回遊性が高まれば、歩行者が増加し、街に賑わいが創出されるとともに、商業の活性化にもつながることが期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業 実施時期： 平成 25 年度～ 平成 27 年度	
4	事業名： 側溝整備と合わせた歩行空間整備 内容： 町道鉄炮町・新中町線等において、既設の側溝を改修する。 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 29 年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地における排水機能を改善するとともに、段差解消等による歩行性を改善し、中心市街地内の徒歩による回遊性を高める。 【必要性】 中心市街地の回遊性が高まれば、歩行者が増加し、街に賑わいが創出されるとともに、商業の活性化にもつながることが期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 29 年度	

5	事業名： 中央公園の整備 内容： 町民と協働で園内の清掃や花卉等の植栽充実を図り、市街地の緑を活用した新たな名所を形成 実施時期： 平成 27 年度～ 平成 30 年度以降	川俣町	【位置づけ】 町民と協力しながら、花卉等の植栽を充実させることで中心市街地における新たな名所としていくほか、屋外の子供の遊び場としての機能の充実を図ることで子供が集まる場を形成し、中心市街地の機能を高め、来訪を促進する。 【必要性】 中心市街地の子育て環境を改善し居住を促進するとともに、中心市街地に交流拠点を形成する。また、それを目的とした来訪を増加させることで、街に賑わいが創出されるとともに、商業の活性化にもつながることが期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 福島定住緊急支援交付金（子供元気復活交付金） 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 27 年度～ 平成 30 年度以降	
6	事業名： 街なか駐車場整備 内容： 商店会から駐車場を借り上げ、維持管理費と併せて賃料を支払い、費用の一部をまちづくり活動に還元 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	川俣町	【位置づけ】 商店会を通じ駐車場を借り上げ、街なか駐車場として供用することで、路上駐車解消による歩行環境の向上や、中心市街地利用者の利便性確保を図る。また、賃料の一部は、まちづくり活動に還元を図る。 【必要性】 来訪の主要手段である自動車アクセスへの対応を図ることで来訪者を増加させるとともに、商店会のまちづくり活動を促進させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(現状分析)

中心市街地特有の機能として、町役場、中央公民館、郵便局や病院等の公共公益施設が集積しており、日常の買い物を目的とした来訪のほか、文化活動や医療・福祉活動等を行うことを目的とした来訪も多く見られる。

一方、少子高齢化の進む中心市街地にあつて、町民アンケートでは、子育てを支援する場として「公園・広場の整備」、高齢者の健康増進を支援する場として「福祉・医療施設の整備」を望む意見が、子育て世代や高齢者から多く挙げられている。特に「公園・広場の整備」については、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響から、安全・安心に子供たちを遊ばせることができる空間に対して、要望が強くなっている。

また、中心市街地には文化財や歴史のある建物など、様々な地域資源が点在しているものの、広く認識されておらず、町民アンケートで挙げられた「歩いて楽しい街」の実現のためには、これら地域資源の活用を検討することも重要である。

(都市福利施設の整備の必要性)

これらの現状を踏まえ、都市福利施設の整備の必要性は以下のとおりである。

◆活動支援・交流支援施設の整備（多世代交流支援施設、屋内遊び場（暫定整備）、新庁舎）

多様な機能の集積による中心市街地の利便性向上に向け、教育・文化活動や行政事務手続きなど、様々な活動や交流、子育てを支援する機能の導入により、人々が集まる魅力を形成する必要がある。

◆地域資源の活用促進（史跡文化財案内板、公共サイン、史跡文化財案内・ウォーキングマップ）

新たな来訪目的の創出による中心市街地の賑わい創出に向け、文化財や蔵など、地域資源の活用による街なか散策コース等の設定により、人々が集まる魅力を形成する必要がある。

(フォローアップの考え方)

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じて行くものとする。

[2] 具体的事業の内容

No.	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
7	事業名： 多世代交流支援施設整備 内容： 屋内の子供の遊び場、図書館機能、高齢者のスポーツ活動や文化活動の場を整備 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	川俣町	【位置づけ】 子供が安心して遊び・運動ができる環境を整備し、街なかの賑わい創出を図る。 また、町に不足している図書館や高齢者が気軽に利用できる健康増進の場を一体的に整備し、世代間交流やコミュニティ形成を推進しながら街なかの賑わい創出を図る。 【必要性】 少子高齢社会の進展を見据えつつ、子育て環境の向上を図るとともに、多世代が多様な目的で集い、交流する環境を形成することで、中心市街地の来訪を促し、商業の活性化にもつながることが期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	
8	事業名： 屋内遊び場整備（暫定整備） 内容： 既存建築物の改築により、未就学児を対象とした屋内の子供の遊び場を暫定的に整備 実施時期： 平成 26 年度	川俣町	【位置づけ】 子どもが放射線被曝を気にせず遊べる場を暫定的に整備し、子供が安心して遊べる環境を整備する。※「多世代交流支援施設」の完成後、機能を統合 【必要性】 東京電力福島第一原子力発電所の事故後、子供たちが十分に運動できない環境の中での生活を余儀なくされていることから、安全・安心な遊び場を確保することで、安心して子育てができる環境を形成し、人口流出を抑制するとともに、来訪を促すことも可能であることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 福島定住緊急支援交付金（子供元気復活交付金） 実施時期： 平成 26 年度	
9	事業名： 新庁舎整備 内容： 東日本大震災により被災し、解体撤去された庁舎の建替え 実施時期： 平成 25 年度～ 平成 27 年度	川俣町	【位置づけ】 町民の安全・安心の確保、住民サービスの向上等を図るため、防災拠点機能を有し、広く町民に利用され親しまれる庁舎、地域復興のシンボルとなる新庁舎を建設する。 【必要性】 広く町民に利用され親しまれる庁舎が形成されることで、住民サービス等の住環境向上に資するとともに、街なかに憩いの空間が形成され、また、街の空間を演出することとなるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 震災復興特別交付税 実施時期： 平成 25 年度～ 平成 27 年度	

10	事業名： 史跡文化財案内板の設置 内容： 中心市街地及び周辺の史跡・文化財の案内板を設置 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 27 年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地及び周辺の史跡・文化財の案内板を整備し、郷土愛を高め、街なかの地域資源を活かし、中心市街地の回遊や散策を促す。 ※「公共サインの整備」「ウォーキングマップの作成」と連携し、街なかでの散策を促進 【必要性】 中心市街地に散策という新たな機能を付加し、来訪を促すとともに、滞在時間の延長による賑わいの創出が期待される。 また、住民の郷土愛を高めることで、まちづくりへの関わりの強化も期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 27 年度	
11	事業名： 公共サインの整備 内容： 案内サインのデザインを検討し、主要施設や地域資源の案内誘導板、散策コースへの距離標を整備 実施時期： 平成 27 年度～ 平成 30 年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地の主要施設や地域資源を案内する案内誘導板を整備し、来訪者を的確に案内誘導する。また、散策コースに距離標を整備し、居住者の健康づくり（ウォーキングや散策）を促す。 なお、設置する案内サインのデザインは統一し、景観に配慮する。 ※「史跡文化財案内板の設置」「ウォーキングマップの作成」と連携 【必要性】 中心市街地に散策という新たな機能を付加し、来訪を促すとともに、滞在時間の延長による賑わいの創出が期待される。 また、住民の郷土愛を高めることで、まちづくりへの関わりの強化も期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 27 年度～ 平成 30 年度	
12	事業名： 史跡文化財案内・ウォーキングマップの作成、設置 内容： マップ作成及び配布 （マップの内容は、商店会等の住民組織と協働で作成・日常の散策コースに供する道路は、商店会等が情報収集を実施） 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度以降	川俣町	【位置づけ】 中心市街地内の史跡や文化財等の地域資源や休憩施設、移動距離等を記したマップを作成し、街なかの散策や健康づくりを促進する。 ※「史跡文化財案内板の設置」「公共サインの整備」と連携 【必要性】 中心市街地に散策という新たな機能を付加し、来訪を促すとともに、滞在時間の延長による賑わいの創出が期待される。 また、住民の郷土愛を高めることで、まちづくりへの関わりの強化も期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度以降	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(現状分析)

本町の中心市街地は、丘陵地に隣接する限られた平坦地に古くから形成され、旧街道沿道の商店街を中心とし、その周辺に住居系土地利用を基本とした市街地形成が行われてきた経緯を持つ。しかし近年は、人口減少や社会経済の低迷等の影響から、建物の更新が進まず、空き地・空き家等の低未利用地が多く発生し、防災・防犯上の課題にもなっている。

一方、町民アンケートでは、商業機能や公共公益機能が集積した中心市街地への居留意向が確認され、居住の条件として地価や家賃の低廉化が挙げられている。

また、山木屋地区避難者にあっても、中心市街地への居留意向が確認されている。

(街なか居住の推進の必要性)

これらの現状を踏まえ、街なか居住の推進の必要性は以下のとおりである。

◆復興公営住宅整備

山木屋地区長期避難者を対象とした、中心市街地における居住の安定確保に向け、街なか居住の促進に資する復興公営住宅の整備により、街なか定住環境を形成する必要がある。

◆街なか定住環境の形成（空き地・空き家情報の一元管理、宅地供給支援、定住促進）

中心市街地における街なか居住の促進に向け、住宅整備の種地となる低未利用地の情報管理・発信、各種補助制度による宅地供給・街なか定住支援など、土地取得から入居に至るまでの各段階において支援を行うことにより、街なか定住環境を形成する必要がある。

(フォローアップの考え方)

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じて行くものとする。

[2] 具体的事業の内容

No.	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
13	事業名： 復興公営住宅整備 内容： 復興公営住宅（戸建て）の整備 ポケットパーク、集会所、外周道路の整備 実施時期： 平成 25 年度～ 平成 26 年度	川俣町	【位置づけ】 山木屋地区の避難者を対象とした復興公営住宅を整備し、避難者の居住の安定を図る。また、敷地内にポケットパークや集会所を整備し、居住者のコミュニティの維持・形成を推進し、避難者の居住の安定を図る。（整備戸数：25 戸） 【必要性】 中心市街地の利便性を活かしながら、長期避難者の居住の安定を図るとともに、中心市街地の住環境の多様性が確保され、中心市街地の定住促進につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 長期避難者生活拠点形成交付金 実施時期： 平成 25 年度～ 平成 26 年度	
14	事業名： 空き地・空き家情報の一元管理 内容： 空き家の除却、空き地の活用に向けた意識啓発を図るため、地域住民を対象とした相談会を開催し、登録を募り、空き地・空き家情報を収集。 収集した情報を、町やまちづくり会社等が一元管理し、情報提供 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度以降	川俣町	【位置づけ】 中心市街地内の空き地や空き家の情報を一元管理し、新規事業者や居住者に対し情報提供を図ることで、空き地や空き家の活用促進を図る。 【必要性】 中心市街地における不動産の需要と供給を結びつけ、市街地の更新を促し、定住促進や商業業務機能の更新につながることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独費 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度以降	
15	事業名： 街なか宅地供給支援 ＜空き家除却助成①＞ 内容： 中心市街地内で宅地供給を行う事業主に対し、空き家除却費の一部を助成 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地における宅地供給に関する費用の一部を助成し、民間活力による宅地供給を促し、中心市街地の定住促進を図る。（空き家除却費助成） 【必要性】 中心市街地の防災性・防犯性を高めるとともに、新たな投資が誘発され、宅地供給等につながることを期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	
16	事業名： 街なか宅地供給支援 ＜空き家除却助成②＞ 内容： 中心市街地内で宅地供給を行う事業主に対し、空き家除却費の借入金の利子を補給 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 29 年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地における宅地供給に関する費用の一部を助成し、民間活力による宅地供給を促し、中心市街地の定住促進を図る。（空き家除却費助成） 【必要性】 中心市街地の防災性・防犯性を高めるとともに、新たな投資が誘発され、宅地供給等につながることを期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 29 年度	

17	事業名： 街なか宅地供給支援 ＜宅地造成助成＞ 内容： 中心市街地内で分譲宅地を造成する事業主に対し、造成費の借入金の利子を補給 また、3,000㎡以下の分譲宅地を造成する事業主には、道路整備及び水道管設置に関する経費を助成 実施時期： 平成26年度～ 平成30年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地における宅地供給に関する費用の一部を助成し、民間活力による宅地供給を促し、中心市街地の定住促進を図る。（助成実施戸数：20戸） 【必要性】 中心市街地において民間活力を活かし、宅地供給を促進することで、定住促進に結びつくことから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業（民間小規模宅地造成事業助成事業交付金） 実施時期： 平成26年度～ 平成30年度	
18	事業名： 街なか定住促進 ＜戸建建築助成＞ 内容： 中心市街地で戸建住宅を建築し、居住する世帯に対し、奨励金を交付 実施時期： 平成26年度～ 平成30年度以降	川俣町	【位置づけ】 中心市街地への転入者に対する奨励金の交付を行い、中心市街地における定住促進を図る。（助成実施戸数：20戸） ※川俣町林業等活性化対策推奨金交付制度の適用 【必要性】 中心市街地における新たな居住を促し、定住促進に結びつくことから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業（俣町林業等活性化対策推奨金交付制度） 実施時期： 平成26年度～ 平成30年度以降	
19	事業名： 街なか定住促進 ＜家賃助成＞ 内容： 中心市街地内の賃貸住宅への転入者に対し、家賃の一部を助成 実施時期： 平成26年度～ 平成30年度以降	川俣町	【位置づけ】 中心市街地への転入者に対する助成を行い、中心市街地における定住促進を図る。（助成実施戸数：20戸） ※新婚世帯定住奨励金、UIターン者定住奨励金制度の適用 【必要性】 中心市街地における新たな居住を促し、定住促進に結びつくことから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業（新婚世帯定住奨励金、UIターン者定住奨励金） 実施時期： 平成26年度～ 平成30年度以降	
20	事業名： 街なか定住促進 ＜集合住宅建設助成＞ 内容： 中心市街地内で集合住宅を建設する事業主に対し、整備費の借入金の利子を補給 実施時期： 平成26年度～ 平成30年度	川俣町	【位置づけ】 中心市街地において、住宅供給を行う事業者に対する助成を行い、中心市街地における定住促進を図る。（助成実施戸数：20戸） 【必要性】 中心市街地において、民間活力を活かし、住宅供給を促進することで、定住促進に結びつくことから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業 実施時期： 平成26年度～ 平成30年度	

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(現状分析)

中心市街地は、商業機能が集積した地域であったが、購買活動の広域化や多様化により、町民の主たる購買活動の場所が中心市街地から「道の駅」周辺の商業施設に移りつつあり、町外への流出も確認される。

そのため、中心市街地の商店数、従業者数、年間商品販売額、売場面積はいずれも減少傾向にあり、空き店舗の増加も見られる。

また、商業者アンケートでは、約半数が閉店を考えているほか、約4割の事業継続意向の事業者のうち、約4割で後継者がいない状況であり、中心市街地の主要な機能である商業機能の更なる低下が懸念される。

一方、町民アンケートにおいて、中心市街地は最寄り品の主要な買い物先であることが確認され、特に中心市街地居住者や高齢者の生活を支える重要な役割を担い続けており、「新規店舗の誘致」のほか、「既存店舗の継続」が望まれている。

なお、中心市街地でのこれまでの取り組みに係る反省点として、まちづくり活動を支える組織・体制づくりや、その組織が継続的に活動できる仕組みづくりなどの重要性を確認しており、本計画の推進にあつては、中心市街地活性化に係る活動を先導する組織づくりが求められている。

(商業活性化の必要性)

これらの現状を踏まえ、商業活性化の必要性は以下のとおりである。

◆街なか駐車場整備

来訪機会の増加による中心市街地の賑わい創出に向け、中心市街地への主要アクセス手段である、自動車交通を対象とした来訪支援により、移動利便性の向上を図る必要がある。

さらに、商店会主体の活動促進に向け、町から商店会に対し、街なか駐車場の維持管理費・賃料を支払うことにより、まちづくり活動に還元していくことが必要である。

◆空き店舗を活用した休憩施設の設置

来訪機会や滞在時間の増加による中心市街地の賑わい創出に向け、空き店舗の活用により、中心市街地のサービスを高める必要がある。

◆中心市街地活性化に向けた体制づくりと合わせた個店・商店街の魅力向上

商店街（商店会・商工会）とまちづくり会社を中心とした体制のもと、中心商店街の魅力向上に資する各種取り組みに対する支援を行い、商業機能の維持・改善、強化を図る必要がある。

(フォローアップの考え方)

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じて行くものとする。

[2] 具体的事業等の内容

No.	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
6 (再掲)	事業名： 街なか駐車場整備 内容： 商店会から駐車場を借り上げ、維持管理費と併せて賃料を支払い、費用の一部をまちづくり活動に還元 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	川俣町	【位置づけ】 商店会を通じ駐車場を借り上げ、街なか駐車場として供用することで、路上駐車解消による歩行環境の向上や、中心市街地利用者の利便性確保を図る。また、賃料の一部は、まちづくり活動に還元を図る。 【必要性】 来訪の主要手段である自動車アクセスへの対応を図ることで、来訪者を増加させるとともに、商店会のまちづくり活動を促進させることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	
21	事業名： 空き店舗を活用した休憩施設の設置 <空き店舗改装等助成> 内容： 空き店舗を活用してベンチを設置するなど、商店会等が主体となった休憩施設設置を助成 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	川俣町	【位置づけ】 商店街利用者や街なか散策者を対象とした休憩施設を、商店会等が主体となり設置し、中心市街地の回遊性向上を図る。 ※「ウォーキングマップの作成」と連携 【必要性】 空き店舗を活用することで商店街の連続性を確保するとともに、来訪者へのサービスを高め、中心市街地利用者の増加や滞在時間の延長が期待されることから、中心市街地の活性化に必要な事業である。	支援措置： 単独事業（川俣町空き店舗活用事業補助金交付制度） 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	
22	事業名： 個店の魅力アップ支援 <活動費等助成> 内容： 中心市街地の活性化や個店・商店街の魅力向上に資する各種取り組みに対する支援を展開 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	商店街 (商店会・商工会)	【位置づけ】 中心市街地の活性化や個店・商店街の魅力向上に資する各種取り組みに対する支援を行い、商業機能の維持・改善、強化を図る。 【必要性】 中心市街地の商業機能の活性化では、事業者が主体的となった取り組みの継続的な展開が必要不可欠であり、個店の魅力アップに関わる取り組みが、商店街全体へと波及させていく必要があることから、中心市街地活性化に必要な事業である。	支援措置： 個店の魅力アップ入門事業 繁盛店づくり実践プログラム事業 商店街まちづくり事業 地域商店街活性化事業 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度	

8. 4 から 7 までの掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(現状分析)

中心市街地への主たる来訪手段は自動車となっているが、町域での高齢化率が 30.0%を超え、今後とも増加していくことが予想される状況にあって、公共交通は、自動車を運転できなくなった場合の移動手段として重要な役割を担う。

そのため、郊外部から中心市街地への来訪手段として、デマンド型乗合タクシーを導入するなど、公共交通の確保を進めてきたが、中心市街地内に点在する各種主要施設を、徒歩のみで複数利用することは困難な状況にあり、公共交通の利用により、複数の目的を達成できる環境づくりが重要である。

買い物行動においても同様に、中心市街地商店街と「道の駅」周辺商業施設の双方を利用できる環境づくりを行うことで、最寄り品を中心とした日常の買い物先として、中心市街地の商業機能の維持を図ることが重要である。

(公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性)

これらの現状を踏まえ、公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性は以下のとおりである。

◆循環型公共交通の導入

来訪機会の増加による中心市街地の賑わい創出に向け、中心市街地の商店街や各種主要施設、「道の駅」周辺の商業施設を連絡する循環バス等の運行により、移動利便性の向上を図る必要がある。

(フォローアップの考え方)

基本計画に位置づけた事業については、定期的に調査を行い、事業の進捗や効果について評価し、関係団体との十分な協議により、必要に応じて事業の見直しや改善措置を講じて行くものとする。

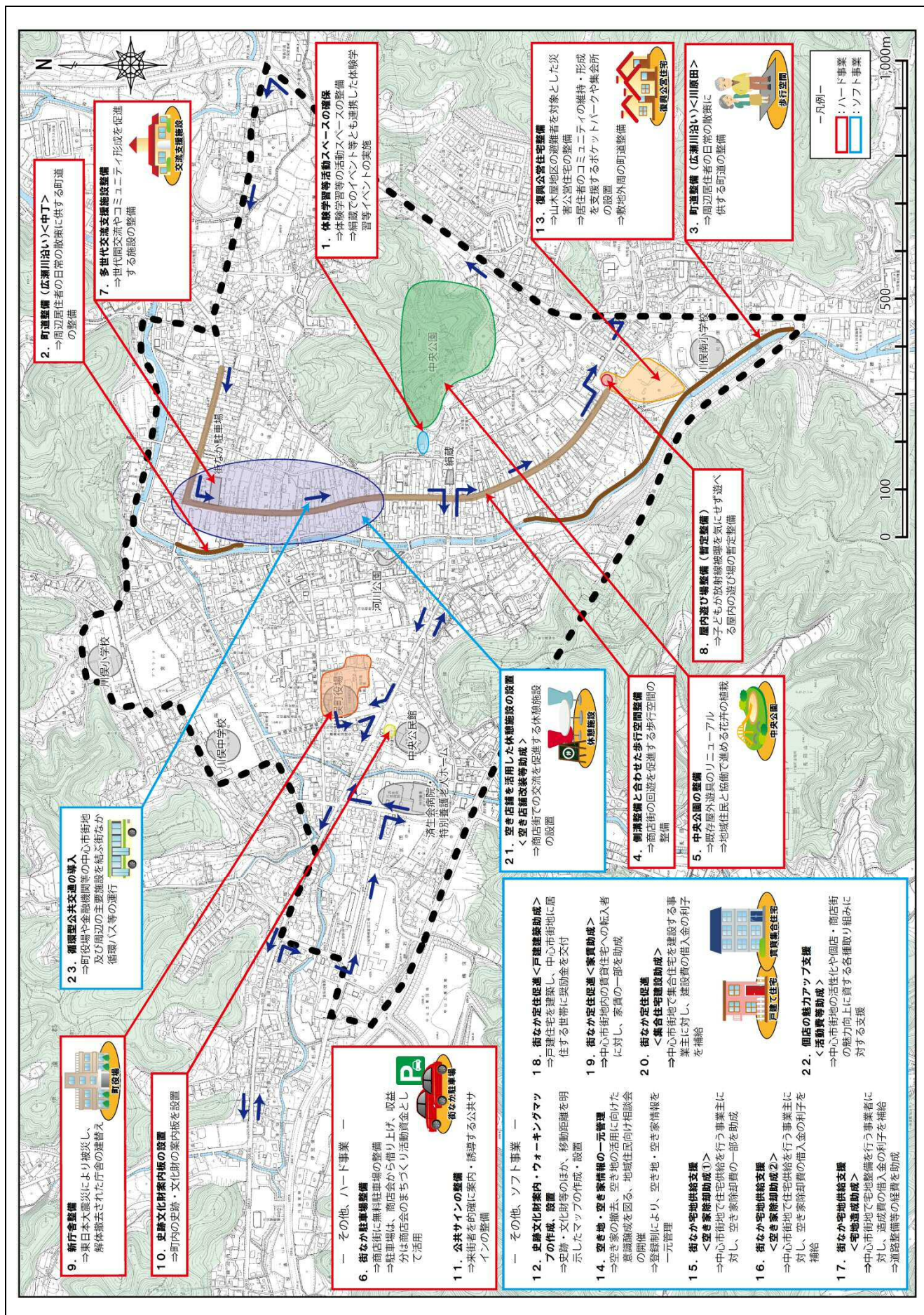
[2] 具体的事業の内容

No.	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
23	事業名： 循環型公共交通の導入 内容： 街なか循環バス等の運行 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度以降	川俣町	【位置づけ】 中心市街地及び周辺の公共施設や金融機関、医療機関等の主要施設を連絡する循環バス等の運行により、街なかの円滑な移動を支援し、利便性向上を図る。 【必要性】 中心市街地に点在している様々な施設を、誰もが無理なく利用できる環境を形成することで、中心市街地での来訪や誘発行動が促され、来訪回数や滞在時間の延長が期待されることから、中心市街地の活性化には必要な事業である。	支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 実施時期： 平成 26 年度～ 平成 30 年度以降	

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施スケジュール及び実施箇所

No.	事業名称	事業内容	実施 主体	事業期間					
				H26	H27	H28	H29	H30	H31 ~
1	体験学習等活動スペースの確保	既存建築物のリニューアル（体験学習スペース、トイレ等の整備）、中心市街地側からのエントランスとしての空間形成（舗装広場・花壇等整備）、絹蔵でのイベント等とも連携し、公園管理事務所敷地内で様々な体験学習等イベントを実施	川俣町						
					計画・整備				供用開始
2	町道整備（広瀬川沿い）＜中丁＞	広瀬川の河川改修にあわせ、管理用道路を兼ねた町道日和田・中丁線を整備	川俣町						
					計画・整備		供用開始		
3	町道整備（広瀬川沿い）＜川原田＞	広瀬川の河川改修にあわせ、管理用道路を兼ねた町道川原田支線 1 号を整備	川俣町						
					計画・整備		供用開始		
4	側溝整備と合わせた歩行空間整備	町道鉄炮町・新中町線等において、既設の側溝を改修	川俣町						
					計画・整備		供用開始		
5	中央公園の整備	町民と協働で園内の清掃や花卉等の植栽充実を図り、市街地の緑を活用した新たな名所を形成	川俣町						
					計画		整備・活動支援		
6	街なか駐車場整備	商店会から駐車場を借り上げ、維持管理費と併せて賃料を支払い、費用の一部をまちづくり活動に還元	川俣町						
				計画					
					借り上げ				
7	多世代交流支援施設整備	屋内の子供の遊び場、図書館機能、高齢者のスポーツ活動や文化活動の場を整備	川俣町						
					計画・整備				供用開始
8	屋内遊び場整備（暫定整備）	既存建築物の改築により、未就学児を対象とした屋内の子供の遊び場を暫定的に整備	川俣町						
					整備		供用開始		
9	新庁舎整備	東日本大震災により被災し、解体撤去された庁舎の建替え	川俣町						
					計画・整備		供用開始		
10	史跡文化財案内板の設置	中心市街地及び周辺の史跡・文化財の案内板を設置	川俣町						
					計画・整備		供用開始		
11	公共サインの整備	案内サインのデザインを検討し、主要施設や地域資源の案内誘導板、散策コースへの距離標を整備	川俣町						
						計画・整備			供用開始
12	史跡文化財案内・ウォーキングマップの作成、設置	マップ作成及び配布（マップの内容は、商店会等の住民組織と協働で作成・日常の散策コースに供する道路は、商店会等が情報収集を実施）	川俣町						
				計画・作成		更新・作成		更新・作成	
					配布				
13	復興公営住宅整備	復興公営住宅（戸建て）の整備 ポケットパーク、集会所、外周道路の整備	川俣町						
					整備		供用開始		
14	空き地・空き家情報の一元管理	空き家の除却、空き地の活用に向けた意識啓発を図るため、地域住民を対象とした相談会を開催し、登録を募り、空き地・空き家情報を収集 収集した情報を、町やまちづくり会社等が一元管理し、情報提供	川俣町						
				収集		発信・管理			

No.	事業名称	事業内容	実施主体	事業期間					
				H26	H27	H28	H29	H30	H31 ~
15	街なか宅地供給支援 ＜空き家除却助成①＞	中心市街地内で宅地供給を行う事業主に対し、空き家除却費の一部を助成	川俣町	制度設計	助成				
16	街なか宅地供給支援 ＜空き家除却助成②＞	中心市街地内で宅地供給を行う事業主に対し、空き家除却費の借入金の利子を補給	川俣町	制度設計	助成				
17	街なか宅地供給支援 ＜宅地造成助成＞	中心市街地内で分譲宅地を造成する事業主に対し、造成費の借入金の利子を補給 また、3,000 ㎡以下の分譲宅地を造成する事業主には、道路整備及び水道管設置に関する経費を助成	川俣町		助成				
18	街なか定住促進 ＜戸建建築助成＞	中心市街地で戸建住宅を建築し、居住する世帯に対し、奨励金を交付	川俣町	助成					
19	街なか定住促進 ＜家賃助成＞	中心市街地内の賃貸住宅への転入者に対し、家賃の一部を助成	川俣町	助成					
20	街なか定住促進 ＜集合住宅建設助成＞	中心市街地内で集合住宅を建設する事業主に対し、整備費の借入金の利子を補給	川俣町	制度設計	助成				
21	空き店舗を活用した休憩施設の設置 ＜空き店舗改装等助成＞	空き店舗を活用してベンチを設置するなど、商店会等が主体となった休憩施設設置を助成	川俣町	設置・支援					
22	個店の魅力アップ支援 ＜活動費等助成＞	中心市街地の活性化や個店・商店街の魅力向上に資する各種取り組みに対する支援を展開	商店街 (商店会・商工会)	個店ベース	商店街ベース				
23	循環型公共交通の導入	中心市街地及び周辺の公共施設や金融機関、医療機関等の主要施設を連絡する循環バス等の運行	川俣町	計画	運行開始				



9. 4 から 8 までは掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 主管部署

計画の推進にあたっては産業課が担当し、関係部局等の連携強化を図っていく。

(2) 計画推進のための実施体制

中心市街地の活性化を進めていくためには、商業者や住民等の地域に根差した人々が活性化に向けての理念や目標を共有し、共に活動を継続していくことが重要である。

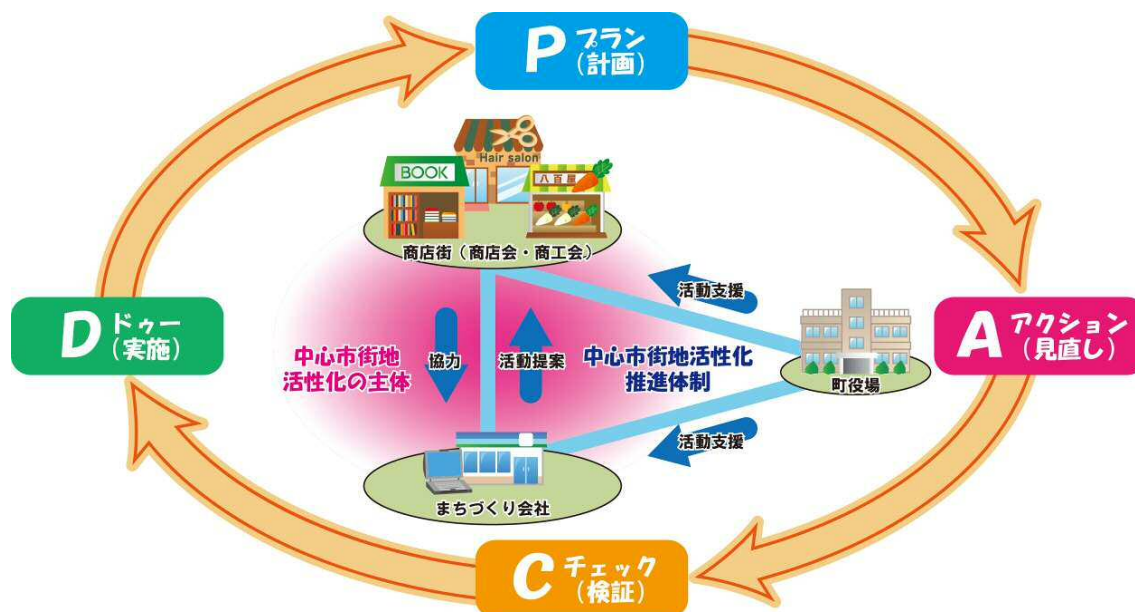
そのため、既設のまちづくり会社（まちづくり川俣）と商店街（商店会・商工会）が中心市街地活性化の主体となり、活性化に向けた継続的取り組みを実現する、持続的な体制づくりが必要である。

行政は、まちづくり会社や商店街等の地元関係者が行う活性化に向けた取り組みが、円滑かつ継続的に実施されるよう、各種活動支援を行っていく。

なお本計画は、第 5 次川俣町振興計画において位置付けられた中・長期的な中心市街地の目指すべき姿を見据えつつ、「多様な賑わいの創出」「街なか居住の促進」の解決に向けた取り組みを行っていく 5 年間の実行計画である。

そのため計画期間においては、計画推進のための実施体制の中で P D C A による施策の進行管理、必要に応じた施策の見直しや改善措置を講じつつ、確実に施策を実行する。

また、計画期間終了時においては、本計画の実施による評価を行ったうえで、各種施策の実施により得られた効果を検証し、その効果が継続的に得られるための取り組みへと展開する。



機関	役割
商店街 (商店会・商工会)	<u>商業活性化の牽引役</u> であり、中心市街地の商業活性化の主体として、地域の経済活力の向上を目指し、商業の活性化を推進する
まちづくり会社	<u>まちづくりの総括役</u> であり、中心市街地のまちづくりの主体として、公益性と企業性を併せ持って、積極的に事業を推進する
町役場	<u>まちづくりの牽引役</u> であり、市街地整備や公共公益施設整備を推進しつつ、各牽引役が実施する取り組みを支援する

【計画推進のための実施体制】

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	
中心市街地の活性化に向けた取り組みの実行性を確保するための中心的な役割を担う組織として、(仮称)川俣町中心市街地活性化推進協議会を設置することを検討する。 各種取り組みに係る意見調整や進捗管理等においては、商工会やまちづくり会社(まちづくり川俣)を主体とする本協議会と、地元商店主との協働により、本計画に位置付けた各種取り組みを効果的かつ一体的に実施していく。	
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	
(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施 ①客観的現状分析 中心市街地の現状を把握するため、各種統計データを用いて客観的な現状分析を行った。 その結果については、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析」のとおり。 ②町民ニーズ等の分析 中心市街地への町民ニーズや商業者の意向を把握するため、町民アンケート及び商業者アンケートを実施した。 その結果については「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現状分析」の「(4) 住民意向の把握・分析」のとおり。 ③旧基本計画に基づく事業の実施状況及び評価 「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3] 中心市街地でのこれまでの取り組みと評価」のとおり。 (2) さまざまな主体と相互連携 ①まちづくり川俣へのヒアリング 前計画に位置付けられた各種事業の取り組み状況や評価を行い、本計画を検討する際の視点として活用するため、まちづくり川俣へのヒアリングを実施した。 ②商工業者ワークショップの開催 中心市街地活性化に向けた事業の提案や、実現可能性について検討するため、平成25年6月から11月にかけて、商工業者の参加によるワークショップを5回開催した。 ③商工事業者等からの意見聴取 中心市街地活性化に向けた事業を展開していく中で、中心的な役割を担う商工会の理事(商工事業者)を対象として、本計画に位置付けた方針や各施策について意見聴取を行った。	

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

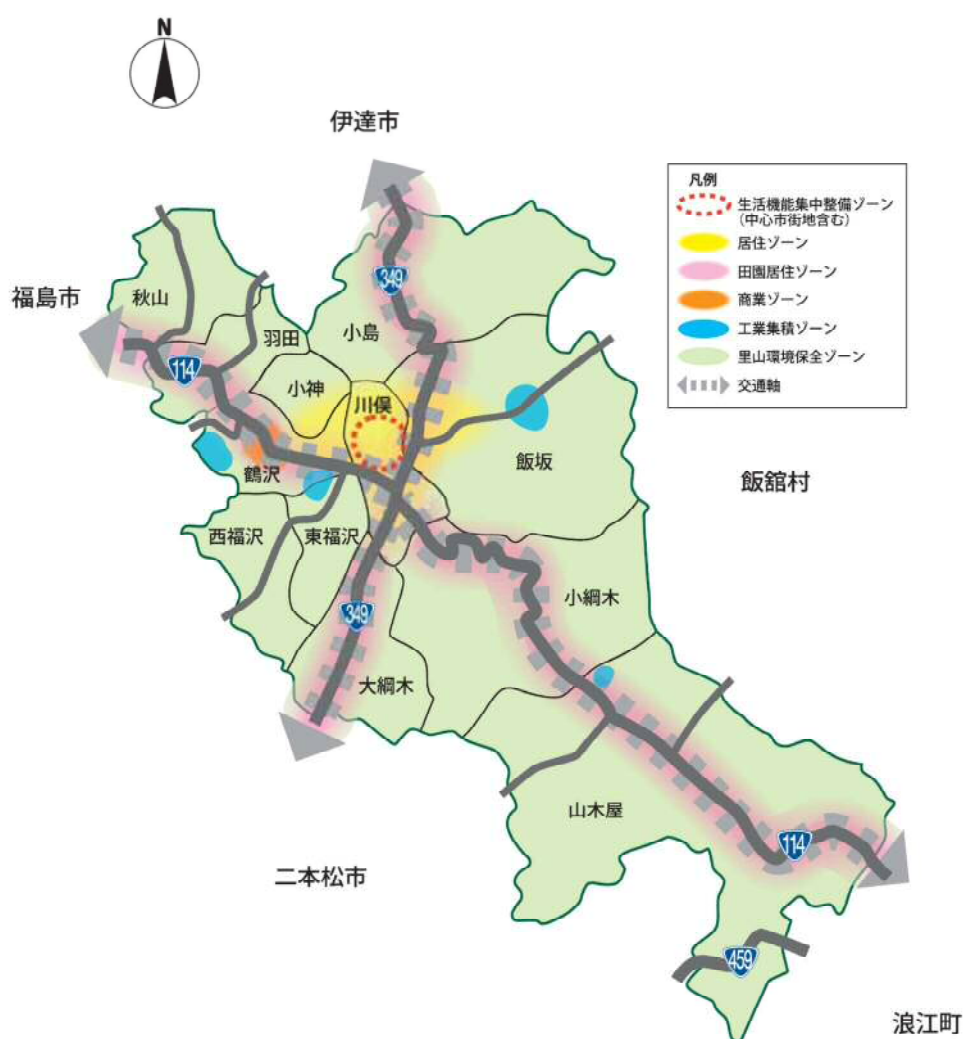
[1] 都市機能の集積の促進の考え方

中心市街地における都市機能の集積の促進の考え方については、上位計画である「第5次川俣町振興計画」及び「川俣町都市マスタープラン」において、以下のとおり定めている。

(1) 第5次川俣町振興計画（平成22年9月策定）

振興計画では、土地利用基本構想において、『行政機能、保険・福祉・医療機能、商業機能、文化教育機能などが集積する中心市街地を、「生活機能集中整備ゾーン」と位置づけ、コンパクトに町の機能を集中させ、商業と地域経済の活性化を強化する魅力ある土地利用を進める。また、都市基盤を支える機能の充実・強化を図る。』と定めている。

■第5次川俣町振興計画における土地利用基本構想図

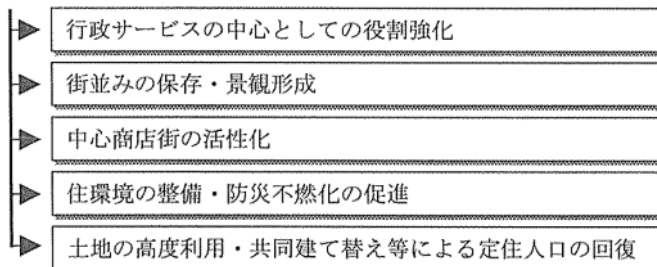


(2) 川俣町都市マスタープラン（平成 10 年 3 月策定）

川俣町都市マスタープランでは、都市構造の方針において、『川俣町の将来都市構造としては、既存の都市機能・都市基盤の集積を最大限に活かし、その更新・再整備を図ることにより、現在の中心市街地を核とするコンパクトで質の高い市街地を中心とした構造としていく。』と定めている。

■川俣町都市マスタープランにおける市街地再整備の目標

①中心市街地の再整備



[2] 都市計画手法等の活用

中心市街地の活性化に関する施策を総合的に推進するとともに、都市機能の無秩序な拡散を抑制し、コンパクトなまちづくりを進めるため、10,000 ㎡を越える大規模集客施設の立地地域を原則として商業地域、近隣商業地域に限定し、準工業地域への立地を制限することを検討する。

10,000 ㎡未満の集客施設については、用途地域外における農業振興地域等の法令及び「福島県商業まちづくり推進に関する条例」に基づき、拡散抑制を図っていくことを基本とする。

また、住宅の拡散抑制については、非線引き都市計画区域において住宅系郊外立地を規制する有効な手法は制度上無いことから、「街なか定住促進」「街なか宅地供給支援」等により、中心市街地への立地誘導を促進する。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 低未利用地の有効活用

①大規模な未利用地の有効活用

中心市街地内に位置する「川俣精練跡地」については、復興公営住宅を主体とする事業を実施し、中心市街地内における良好な居住ストックの形成を図る。

②小規模な未利用地の有効活用

中心市街地内に点在する低未利用地については、情報の一元管理を行い、需要と供給のマッチングを行うことで有効活用を促進する。

また、空き家の除却助成や宅地・住宅供給に対する助成を行い、民間活力を活かしながら有効活用を促進する。

(2) 中心市街地における公共公益施設等の立地動向

中心市街地には、公共公益施設が集積しているとともに、民間の福祉医療施設が立地している。東日本大震災において、町役場が被災し立て替えを行うこととなったが、郊外等への移転を行わず、現位置において立て替えを進め、都市機能の集積を活かしたまちづくりを進める。

その他、現在中心市街地に立地する公共公益施設等について、郊外等へ移転する計画はない。

(3) 大規模集客施設の立地状況

川俣町内には、10,000 m²以上の大規模集客施設は立地していない。

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地へ都市機能の集約を図るために、実施する事業は次のとおりである。

■都市機能の集約のための事業

- ◇多世代交流支援施設整備
- ◇屋内遊び場整備（暫定整備）
- ◇体験学習等活動スペースの確保
- ◇復興公営住宅整備
- ◇中央公園の整備
- ◇新庁舎整備
- ◇空き地・空き家情報の一元管理
- ◇街なか宅地供給支援＜空き家除却助成①＞
- ◇街なか宅地供給支援＜空き家除却助成②＞
- ◇街なか宅地供給支援＜宅地造成助成＞
- ◇街なか定住促進＜戸建建築助成＞
- ◇街なか定住促進＜集合住宅建設助成＞

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 中心市街地活性化に向け、中・長期的に取り組むべき事項

本計画は5年間の実行計画であるが、中心市街地の目指すべき姿である「行政機能、保健・福祉・医療機能、商業機能、文化教育機能が確保（機能の維持・向上）された中心市街地」を実現するために、中・長期的に対応しなければならない事項を次のとおり整理し、本計画では実行できない施策の実現に向けた準備を進めつつ、本計画の評価・効果検証を踏まえた新たな取り組みへと展開していく。

中心市街地の課題		短期的（5年間）に対応する事項	中・長期的に対応しなければならない事項
多様な賑わいの創出	➢ 商業機能の維持 ➢ 他都市や郊外店舗との差別化 ➢ 地場製品の活用促進 ➢ 各種イベントの継続・見直し ➢ 子育て環境や高齢者福祉環境の充実 ➢ 買い物以外でも楽しめる魅力の創出 ➢ 移動しやすい環境の創出（都市計画道路・駐車場・公共交通）	➢ 活性化推進体制の構築により、商店会や商工会等が主体となった取り組みを支援 ➢ 空き店舗の活用支援や個店の魅力向上に資する各種取り組みを支援 ➢ 多世代交流支援施設や屋内遊び場等の整備により、生活利便機能を向上 ➢ 中央公園整備やウォーキングマップの作成等により、買い物以外での来街を促進 ➢ 歩行空間や町道、駐車場の整備や循環型公共交通の導入により、徒歩や車、公共交通での移動を支援	【継続的に対応】 ➢ 商店会や商工会等が主体となった組織を中心に、個々の店舗での実践例から、自発的・継続的な商店街全体としての活性化の取り組みを展開 ➢ 多世代交流施設や中央公園等の各種施設は、施設を活用した継続的な地域活動が行えるよう、地域住民との協働による、さらなる利活用に向けた取り組みを展開 【中・長期的に対応】 ➢ 現有商業機能の維持を図るため、地場製品の活用による飲食機能の確保、高齢者向けサービスの提供など、新たなビジネスの確立 ➢ 車での移動支援を図るため、都市計画道路の整備 ➢ 都市計画道路の整備とあわせた街並みの整備
	➢ 中心市街地での居住促進・流出抑制 ➢ 地域コミュニティの維持 ➢ 低未利用地の活用促進	➢ 官・民が協働し、新たな街なか宅地供給支援等により、新たな居住者の受け皿となる宅地等の供給を促進 ➢ 戸建建築助成や家賃助成等の街なか居住支援により、街なかでの定住を促進 ➢ 復興公営住宅の整備により、山木屋地区避難者の生活の安定・コミュニティの維持を促進	【継続的に対応】 ➢ 人口の流出抑制に向け、街なか宅地供給支援や定住促進に係る取り組みを継続的に実施 【中・長期的に対応】 ➢ 良好な町営住宅を供給するため、老朽化した町営住宅の解消や既存住宅の改善 ➢ 街なか定住をさらに進めて行くため、若年層や高齢層をターゲットとした、居住者ニーズに則した多様な住宅供給の促進 ➢ 居住環境の維持・向上を図るため、地域住民主体による子ども・高齢者の見守りなど、自治会を中心とした安全安心な地域づくり活動の促進

※中・長期的に対応を図る事項は、計画期間中のPDCAを踏まえ、改めて具体的施策を検討

[2] 都市計画等との調和

上位計画である「第5次川俣町振興計画」及び「川俣町都市マスタープラン」との調和は、以下のとおりである。

(1) 第5次川俣町振興計画（平成22年9月策定）

振興計画では、まちづくりの方向性として、「中心市街地の活力・機能の向上」が位置づけられており、『商店街が地域コミュニティや各種関係団体と連携しながら、商品やサービスの付加価値向上を図るなど、住民や利用者の多様なニーズに対応できるような取り組みの促進を図る。また、様々な人が集い交流する空間となるように、安全性や快適性の向上を図るためのハード面での整備についても検討していく』と定めている。

また、施策の大綱として「活力ある産業を育てるまち」に商業の振興を位置づけ、『中心市街地や商店街の活性化は、地域住民にとっても大きな課題であるため、各種関係団体との連携のもと、消費者ニーズを捉えた業態開発や販売促進活動などにより、魅力ある店舗づくりを支援していく。また、川俣シャモなどの町産品の更なるブランド化やイベントの振興、回遊しやすい中心商店街の整備、空き店舗・空き家活用、駐車場の確保など、魅力ある商店街の形成に努める』と定めている。

更に、重点施策として「中心市街地の活性化」を位置づけ、『商店街が地域コミュニティや各種関係団体と連携しながら、地域コミュニティの核として、高齢者などへの支援の視点も含めた商品・サービスの提供や、交流拠点としての空き店舗の活用、出かけることの楽しさを演出するためのイベントの開催、情報の積極的な発信など、自らの力とアイディアで行う活性化の取り組みを支援する。また、住民や利用者が安全、快適に過ごすことができるように、イルミネーション事業の継続や歩道のバリアフリー化、駐車場の整備、街路網の整備とあわせた住宅地の再整備及び街並みの整備などを検討し推進する』と定めている。

(2) 川俣町都市マスタープラン（平成10年3月策定）

川俣町都市マスタープランでは、土地利用に関する方針として「中心市街地の再整備・活性化」を位置づけ、『中心市街地は、現在では、木造密集家屋や細街路等の存在により、防災上の問題も多く、中心市街地としての機能の低下が現れはじめている。したがって、中心市街地の再整備を進め、町の中心としての機能を回復して活性化を図る必要がある』とし、基本方針に『中心市街地における防災・不燃化の推進』『中心市街地の再整備』『若者向け定住環境の整備』『遊休地の活用による中心市街地での住宅供給』を位置づけている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針及び3. 中心市街地の活性化の目標に記載
	認定の手続	
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域に記載
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4～8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4～8に記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標に記載
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4～8に記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	4～8に記載

協議事項 1 中心市街地活性化基本計画（案）について

第 5 回策定委員会意見の確認票

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
昆邦男委員	Q1 まちづくり会社が本来の活動を展開できる計画内容だが、人員を増やせない現状にある。 <u>フォローも含めた支援が必要</u> である。推進体制として、産業課が主管し、中心市街地活性化推進本部の設置が予定されているが、 <u>まちづくり会社の運営組織体制に不安</u> が残っている。	A1 株主も含めてまちづくり会社の運営組織体制を確認すべきである。具体的な事業の推進は、 <u>まちづくり会社、商工会、町が連携して対応</u> したい。まちづくり会社に対する町の支援は、 <u>運営補助金や業務委託の形で既に人的支援</u> が行われている。既に支援が行われている現状はご理解いただきたい。	
昆邦男委員	Q2 あえて申し上げるが、 <u>より一步踏み込んだ財政的な支援をお願い</u> したい。また、 <u>中心市街地活性化推進本部とまちづくり会社との関係</u> はどのように整理されるか。	A2 中心市街地活性化推進本部は、国の認定を受ける場合に想定される書き込みである。この組織を実際に設置するか否かは別として、活性化計画の進行管理、すなわち <u>実施を前提としている事業が未実施とならないようチェック</u> をしっかりと行う。町とまちづくり会社は車の両輪として事業を推進することになるため、 <u>お互いの進行状況を確認する行為は必然的</u> に行われる。	PDCA による適正な進行管理や計画推進のための実施体制（まちづくり川俣、商工会、町の位置付け）を明確にし、計画書に追記します。 【実施体制：計画書 81 頁参照】
入江悦雄委員	Q3 川俣町の人口はどんどん減少している。子供達が一度に増加することはなく、人口減少に歯止めをかけるためには、 <u>外部から人を集めることが必要</u> となる。今、町内いる人達の購買だけでは商業は潤わないため、 <u>外部の人達による購買が必要</u> である。		基本方針の一つとして、街なかに人を集めることを掲げており、外部の人も対象としています。 既に提案しているとおり、具体的な施策として、①町の歴史文化財と絡めた河川沿いの散策コース整備をベースに、商店街も巻き込んで、そこに外部の人も来やすくなるよう②駐車場、休憩スペース（③空き店舗活用も検討）等の環境整備も計画しています。（①、②、③は 23 事業に含まれています。）
入江悦雄委員	Q4 道の駅には大型バスも含めて多くの人が立ち寄るが、来訪者は道の駅が目的で、野菜や川俣シャモを見て、買って、別の場所に移動していく。 <u>道の駅を中心市街地に移転</u> すれば、街なかへの来訪者が増え、 <u>散策コースの整備とあわせて絹や川俣シャモを提供する通りも整備</u> されれば、お金を落としてくれると考える。	A4 道の駅が郊外にできた経緯であるが、道の駅は大きな駐車スペースを確保できることが条件の一つである。もともと物産館がある位置にあり、十分な駐車スペースも確保できるとの判断からあの位置になった。 <u>街なかに道の駅のような賑わいをつくる視点では、まちの駅</u> という言葉もあり、 <u>空き店舗、駐車場、担い手などの条件が揃えば、活性化事業の一つとして実現も可能</u> と考えている。	それにあわせた、あるいはそれ以外の外部の人がお金を落とす工夫については、事業継続に前向きな商店街事業者とともにアイディアを検討します。 【施策の体系：計画書 51 頁参照】 【事業一覧：計画書 78・79 頁参照】
入江悦雄委員	Q5 川俣町はガソリンが高いため、商店を置いてガソリンを安くする、あるいはポイントを付けるなど <u>工夫すれば、町にお金を落としてくれる</u> のではないか。コンサルタントをあてにせず、 <u>川俣町民が本気で考え行動</u> しないとどうにもならない。		また、町民アンケート結果を見ると、中心市街地に必要な施設として商業（買物）施設 66.3%に次いで、飲食店 39.3%となっていることから、町特産である川俣シャモ料理店等による飲食スペースの確保も課題に位置付け、外部の人がお金を落とす環境づくりも追記します。
入江悦雄委員	Q6 <u>河川沿いに散策コースを整備</u> するとあるが、 <u>一体誰がそこを歩くのか</u> 。毎朝、徒歩で通勤しているがすれ違うのは 1、2 名である。		【課題：計画書 47 頁、86 頁参照】 【中・長期的に取り組むべき事項：計画書 86 頁参照】
入江悦雄委員	Q7 大多数は車で移動するため、 <u>大型バスでも立ち寄れるスペースが必要</u> である。		
入江悦雄委員	Q8 マラソン人口が増えているため、 <u>散策コースには距離表示をしても面白い</u> と思う。スポーツ用品店やシャワー施設を整備して、 <u>外部の人がお金を落とす工夫が必要</u> と考える。		

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
入江悦雄委員	Q9 個店の魅力を高めていくとの説明があったが、自分自身この 1 年間、街なかで買物したことがなく、 <u>食料品、生活用品は道の駅周辺の商業施設、家電製品は福島市で購入</u> しており、それで間に合っている。 <u>これが現実</u> であるため、 <u>外部の人達に対する工夫が必要</u> となる。		町民アンケート結果を見ても、最寄り品の購入場所は道の駅周辺が約 7 割、街なか約 3 割と道の駅周辺の利用割合が高くなっています。ただし、平成 21 年福島県消費購買動向調査では、町民の約 9 割が最寄り品を町内で調達しており、旧東和町 9.6%、旧飯野町 47.1%、旧月舘町 14.9%、飯舘村 32.9%と周辺市町村からの流入もあるほど、川俣町は最寄り品の提供能力は高くなっています。現在は、震災の影響で飯舘村からの購買流入が落ち込んでいることが推測されますが、除染作業員による購買も増加しているため、最寄り品の購買環境は大きな落ち込みはないと推測できます。 最寄り品を身近で調達できることは、住みやすいまちづくりの条件の一つであることから、今後もこうした環境を維持していくことが重要と考えています。 その中で、個店を含めた中心市街地の商業は、街なかに暮らす高齢者等の身近な買物の場であることから、必要と考えています。街なかも道の駅周辺もともに必要であり、循環型公共交通の導入により、街なかと道の駅周辺の移動を支援し、町全体で最寄り品の購買環境の維持を図ることとしています。 【事業一覧：計画書 78・79 頁参照】
川崎興太委員	Q10 説明を求めたいこと、議論を見直して欲しいことが 3 点ある。1 点目は、商店街の実態として、近い将来も含めて約半数が店を閉店したい意向がある中で、町外の人が川俣町の商業の場に参戦できる環境づくりが必要と申し上げた。それに対する答えが資料 2 と思うが、自分の真意は <u>町の実態を見て何が必要か探ることが大切</u> であって、国や様々な機関の <u>補助メニューにあわせて実施することを考えていく発想が問題</u> ということである。中心市街地活性化は様々な地域で取り組まれているが、商業まちづくりの視点で取り組み、活性化している地域は例外的に少ないくらいの割合しかない。大多数はこうした発想の下で取り組み、活性化していないのが現状であるため、補助メニューが大事なことは理解するが、 <u>商業者との議論を勘案したうえで、川俣町に何が必要かを把握すべき</u> である。 <u>この部分の記載がないことに納得していない</u> 。	A10 1 点目について、前回委員会でも説明したとおり、商店街事業主とワークショップを実施し、活性化事業を検討したが、担い手の部分で躓き、具体的な事業が見つからなかった。これに対して商店街活性化の具体的メニューがなく、弱いと指摘があったため、事業を見つけるまでの道筋を示したのが資料 2 である。既存メニューに乗らずに自主的な取り組みで何が必要か探ることが大切とのことであるが、 <u>外部アドバイザーに現状を見てもらうことを通じて、外部の目から見た意見が商店街の人達にも届く</u> と考えている。実際、 <u>商店街の人達はどこが悪いかは理解しているが、それに対して何をすべきかなかなか掴めないのが現状</u> である。従って、道筋を立てて、足元を一つ一つ固めていく過程で課題に対する意識も共有できると考えている。	中心市街地の商業は、街なかに居住する高齢者等の「最寄り品の主要な買物場所」という生活支援機能を有しており、既存の商業機能を維持することを課題として捉えています。 【課題：計画書 47 頁参照】 この課題に対して、街なかへの来街者や居住者が減少している現状から、基本方針に定めるとおり、街なかに人を集めること、街なかに人を住まわせることが必要と判断しています。 【基本方針：計画書 50 頁参照】 その中で商業に必要なこと、商業者がすべきことを把握することも大切と考えますが、個店の商業者

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
			の多くは高齢化や後継者不足の問題を抱えており、主体となる商業者が商業を続けるために必要なこと、商業者としてすべきことが掴めない現状にあります。 そのため、事業継続意向を示している約 4 割の商業者をベースとして、個店の魅力アップ等の事業を展開していく過程で、「町民が身近で買物できる」機能を維持するために、商業者がすべきことを見つけ出していきたいと考えています。 なお、個店の魅力アップ等の事業展開は、「魅力ある店舗がない」という町民意見と事業継続意向を持つ商業者の約 5 割が「自らの事業を通じてまちづくり活動に貢献したい」と回答していることを参考としています。 【個店の魅力アップ：計画書 76 頁参照】
川崎興太委員	Q11 2 点目は、支援メニューに利子補給があるが、ある委員は<u>この程度の支援では効果が見込めないと発言</u>しており、<u>本当に市街地活性化が図れるのか強い疑念</u>を持っている。これに対してどのような検討を行ったのか説明をお願いしたい。	A11 2 点目について、5 年間で実施を見込む 23 事業は 30 億円の事業費であり、<u>財政的な裏付けも考える必要</u>があることは前回委員会でも説明している。<u>土地取得費の半分を町が助成することも提案</u>されたが、土地取得は個人資産の形成にあたり、一部の人に対して<u>特別な措置を講ずることは難しく、踏み込んだ結論は出せない</u>ことも既に説明しているとおりである。今回、活性化事業として提案している一連の流れ、建物除去、宅地造成、個別・集合住宅建設では、支援は小さくても、それぞれの段階ごとに利子補給を予定している。パーツとして見れば利子補給は小さな支援かもしれないが、建物除去が最終的には住宅建設につながる一連の流れをイメージできるよう道筋を示し、土地・建物所有者、民間事業者の理解を深めながら事業を推進したいと考えている。今後、民間事業者との協議を進めることになるが、それぞれの過程で民間事業者が明らかにしたい部分が見えてくると思うため、なるべく早くに詰めて、共有できる道筋を確立したいと考えている。こうした推進過程を踏むことで意識を共有し、ある程度の成果を挙げたいと考えている。	利子補給を含めた 23 事業は、今後 5 年間で実施可能であることを前提としています。これは前計画の具体的事業メニューの約 7 割が未実施に終わった反省を踏まえた方針であり、財源、実施主体、住民合意等に目途が立たないものは、今回計画の対象から外しています。 今回策定する活性化計画は 5 年間の実行計画として位置付けています。中・長期的に解決しなければならない課題を見据えつつ、計画事業の確実な実施を通じて、一つ一つ成果を積み上げていきたいと考えています。 本当に活性化するのかとの問いに対しては、今計画で想定する事業により、低迷しているすべての局面が回復に向かうとは考えていません。しかし、個々の局面でプラス効果が見込まれるよう行政のみならず事業者も住民も努力や工夫を積み重ねていくことが重要と考えています。 【基本コンセプト：計画書 50 頁参照】 【中・長期的に取り組むべき事項：計画書 86 頁参照】

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
川崎興太委員	Q12 3点目は、中心市街地区域内部の議論だけでなく、区域を広げた視点、それは都市計画の視点になるが、79ページの〔2〕都市計画手法の活用の記載は国の認定を受ける場合の記載内容と理解するが、1点目と同様に国の認定を受けるために準工業地域における大規模集客施設の立地を制限するという発想はむしろ逆で、国の認定を受ける受けないにかかわらず、 <u>中心市街地活性化のために実施するというスタンスがないことが問題</u> である。 <u>町が都市計画をどう考えるのかが重要</u> で、その結果としてやるやらないはどちらでもよい。	A12 赤字の表現は、国の認定を前提とすると、こうした項目の書き込みが必要となるため、簡単に表現したものである。国の認定を受けるとなった場合は、新たに活性化協議会を設置し、民間が実施する事業や推進体制づくりもしっかりと詰めることが必要となるため、新たな協議がスタートするイメージを持っている。策定委員会に提案した内容については、計画の骨子案、すなわち基本コンセプトと基本方針、それにぶら下がる事業について、ご確認いただきたいと考えている。	現都市計画では「コンパクトなまちづくり」を目指しています。商業については、中心商店街や道の駅周辺に商業系用途地域を指定し、最寄り品を中心とした機能集積を図っています。 今後のまちづくりにおいても、商業機能の拡散抑制については、用途地域外における農業振興地域等の法令及び「福島県商業まちづくり推進に関する条例」に基づき抑制を図っていくことを基本とします。また、居住機能の拡散抑制については、非線引き都市計画区域において住宅系郊外立地を規制する有効な手法は制度上無いことから、「街なか定住促進」「街なか宅地供給支援」等により、中心市街地への立地を誘導していきます。 【都市計画手法等の活用：計画書 84頁参照】
川崎興太委員	Q13 関連して、計画（案）の赤字は、国の認定を受ける場合の記載と注意書きがあるが、計画が今後どうなるか分からない状態で、活性化計画をつくる委員会が議論を終了するという理解で良いか確認したい。もし、本日策定委員会が最終となるならば、委員会としては赤字の表現内容を見て判断して、委員長、副委員長が今後も役職を続ける中で、町が国の認定を受ける受けないの判断をするという理解で良いか。	A13 当初示した策定スケジュールでは、第5回をもって終了すると説明しているため、本日策定委員会をもって終了することとした。本日、基本的な内容をご確認いただいた場合はパブリックコメントを実施する予定である。ただし、予定する23事業も財政的な精査が必要とも考えており、記載内容に大きな変更が生じる場合は、第6回以降の策定委員会開催も予定したいと考えている。	
川崎興太委員	Q14 1点目については、今後10年間に店を閉店する方が多い中で、そうした <u>町の内部の方々に10年、20年先を見据えた意見を求めてもなかなか出てこない</u> だろうという考えがスタート地点にある。	A14 担い手がない問題であるが、 <u>現状は若手で後継者がいる割合は半数程度</u> ある。その残りの方々に意見を聴くことは想定していない。個店の魅力アップは、 <u>将来も事業継続に前向きな方々を対象とする予定</u> であり、 <u>こうした方々の意見を聴き、事業も展開するイメージ</u> である。やる気のある方々を中心として個店の魅力アップを図り、その過程で商店街としてすべきことも見えてくると考えている。	

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
川崎興太委員	Q15 2点目については、5年間で実効性を前提とした事業メニューであることは理解するが、もし、提案されている事業のすべてを抜本的に見直すとはならないならば、<u>委員の発言の意図も尊重した整理も必要</u>と考える。今後、中心市街地活性化法の認定を受ける受けないの判断もあるとすれば、事業を並べるよりは市街地活性化あるいは商業活性化の視点で、<u>町の実情の課題をリストアップすることがむしろ大切</u>ではないかと考えている。例えば、商業であれば10年、20年先を見据えて<u>担い手をどう確保するのか、どのような取り組みをすべきなのか</u>、計画案では体制づくりが明示されているが、<u>それぞれがすべきことを明示した計画のほうが良い</u>と考えている。	A15 課題のリストアップについては、問題であることは理解していても、それを<u>課題として捉えたときに何をすべきかはなかなか見えてこない</u>が、こうした点は再考すべきと判断するため検討させていただく。	今後5年間で具体的事業を予定しない課題（中・長期的な課題、具体的対策が見えてこない課題）もリストアップします。 具体例として、都市計画道路整備は今後5年間で予定しませんが、移動しやすい環境づくりのために対応すべき課題（中・長期的な課題）としてリストアップします。 中心市街地の商業は、今後もその機能を維持していくことが課題であり、個店あるいは商店街がスーパーや量販店に対抗していくためには、単なる物の販売やサービスの提供だけでなく、地域に根差した寛ぎや癒しの空間演出など、街なか形成の視点が必要と考えています。このことは街なかに人を集める工夫に直結するものであり、行政のみならず、まちづくり会社、商工会、商業者、地域住民が連携して対応する必要があります。従って、今回計画で想定する事業を展開するうえでは、商業者には個店事業主の視点だけでなく、街なか形成の担い手の視点が必要と考えています。こうした視点に立ち、商業者には個店としてすべきこと、街なか形成のためにすべきことを意識しながら、活性化の具体的な道筋を見つけ出して欲しいと考えており、町も積極的に支援したいと考えています。 商業者の高齢化や後継者不足については、商業の現状からは新規参入でカバーすることは困難であり、現存する商業者が商業を継続できないならば、担い手確保の道筋を描くことは不可能と考えます。従って、事業継続意向を持つやる気のある事業者が今後も商業を継続していく実践例を作っていくことが、担い手確保につながる取り組みと考えています。 【中・長期的に取り組むべき事項：計画書 86頁参照】

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
川崎興太委員	Q16 3点目については、都市計画は、市街地活性化を図るうえで町としてどのような方針でのぞむのかということが基本になるため、国のフォーマットにあわせた書き込みではなくて、認定を受ける受けないにかかわらず、 <u>将来を見据えた町の目標や方針</u> について、 <u>どのようなまちを形成していくのか、その中で中心市街地をどのようにしていくのか、都市計画をどのように運用していくのか</u> 、その手法として人口増加につながる集客施策となるが、その前段で <u>町として都市計画を町あるいは広域的な視点でどのように運用していくかという記載があった方が良い</u> と考える。	A16 活性化計画では都市計画とのリンクも考えなければならないが、 <u>現都市計画の見直しは行わない前提</u> で考えているため、特別に強調する部分はない。都市計画の位置付けについて、書き込みが少ないということであれば記載内容は調整する。	本町が目指す「誰もが住みやすいコンパクトなまちづくり」を進めていくため、中心市街地においては、「行政機能、保健・福祉・医療機能、商業機能、文化教育機能を確保（すなわち機能維持や機能向上）すること」が必要であり、計画書の中でもより明確に位置付けます。 【中心市街地の目指すべき姿：計画書 49 頁参照】 なお、現在、10,000 ㎡を越える大規模集客施設の立地動向は見られませんが、立地地域を原則として商業地域、近隣商業地域に限定し、準工業地域への立地を制限することを検討します。 《準工業地域》 ・中心市街地の一部（川俣精練跡地付近） ・市街地の東部（日ピス福島製造所道路向かい付近） 【都市計画手法等の活用：計画書 84 頁参照】
誉田幸男委員	Q17 <u>人々を街なかに引き込む道路が整備されていない</u> 。黙っていても車が流入するよう <u>街なかに道の駅をつくることもアイディア</u> である。川俣精練跡地付近は道路のクラックがきつく改良の必要があり、以前にも提案した記憶がある。こうした <u>都市計画道路が計画（案）に登載されていないことに不満</u> を感じる。導線を確保すれば商業は自然に張り付くものである。無理やり後継者にやる気を起こさせなくとも、商売になるならば自然に商業が発生する。 <u>少なくともその条件整備を入れていくのが計画</u> と考えている。	A17 都市計画道路については確かに意見をいただいているが、事業選定は 5 年間で実施が見込まれることを前提としている。道路整備には用地買収等の課題もあるため、 <u>5 年間で実施することは困難と判断</u> していることはこれまでも回答している。都市計画道路は前計画で実現できず、積み残しとなっているが、今回計画では落としている。	都市計画道路整備は今後 5 年間で予定しませんが、移動しやすい環境づくりのために対応すべき課題（中・長期的な課題）としてリストアップします。 【中・長期的に取り組むべき事項：計画書 86 頁参照】
誉田幸男委員	Q18 <u>街なかに居住人口を 200 人程度増やす目標</u> となっているが、 <u>不十分</u> と考えている。福島市や二本松市でもなかなか建設が進まず、被災者復興住宅には苦勞しているため、町は被災市町村に対して、 <u>被災者復興住宅を申し入れるアクションを起こすべき</u> である。それにより人口を増加させる政策でなければ、単に住宅を増やし、人口を 200 人増やすだけでは物足りない。除染が終了すれば人口も減るため、 <u>被災者を誘致する大胆な発想も必要</u> と考えている。	A18 被災者に川俣町に住んでもらうことは支援につながるが、基本的なスタンスとして、被災者に積極的に P R することは控えたいと考えている。理由としては、 <u>積極的な P R は他市町村への配慮に欠けると判断</u> しているためであり、表に出さなくとも川俣町に住むことを受け入れ、 <u>想定する事業の対象として支援</u> することを考えている。	200 人の居住人口の増加は、居住を促進する事業の成果を測定するための指標となっています。仮に目標人数を増やすとすれば、それに見合った事業規模、事業費が必要となります。 今回策定する活性化計画は 5 年間の実行計画として位置付けており、確実な実施により一つ一つ成果を積み上げていきたいと考えています。 【基本コンセプト：計画書 50 頁参照】

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
高橋文雄委員	Q19 実施年度を見ると、 <u>23 事業の重要度に疑問</u> が残る。 <u>人を増やすために一番先に取り組む必要があるのは 69 ページの街なか居住を推進する事業</u> ではないか。文化施設は人がいてはじめて使われるため、人がいなければ効果が上がらない。	A19 69 ページの説明をすると、23 事業を項目ごとに振り分けた結果、6 の公営住宅等を整備する事業などに該当する事業が復興公営住宅整備などに分類されることとなる。6 番だから重要度が 6 番目という意味ではない。 <u>23 事業には優先度や重要度の順位付けはしておらず</u> 、どの事業も <u>段階を経ながら推進</u> することになるが、 <u>すぐ着手できるところは着手する予定</u> である。	
高橋文雄委員	Q20 実施年度については 26 年度から 30 年度としか記載がなく、 <u>年度ごとに何をやるのか全く分からない</u> 。	A20 住宅建設については、情報の一元管理をスタートと考えているため、26 年度にすぐに住宅が建つというイメージは持っていない。空き家除去から住宅建設までの全体ストーリーが見えるようにしたうえで、事業を推進したいと考えているため、住宅建設は早くとも 27 年度と考えている。準備期間が必要な事業、今すぐできる事業と様々であるため、表面に見える違いが分かりにくいとは思いますが、 <u>年度別に想定する取り組みはイメージ</u> している。23 事業は主な財源として、社会資本整備総合交付金を見込んでいるが、26 年度計画分として 25 年度に要望している事業は、街なかの側溝整備とあわせた歩道整備事業であり、認められれば 26 年度から着工が可能と考えている。その他の事業については、社会資本整備関連の計画作成や県申請がこれから開始されるため、実際に財源が確保できるのは早くも 27 年度となる。26 年度については、27 年度に向けて関連する要綱等の整備や関係者との合意形成が主な取り組みとなる。	<u>23 事業の大まかな事業スケジュールを追記します。</u> 【実施スケジュール：計画書 78・79 頁参照】
誉田幸男委員	Q21 復興公営住宅（川俣精練跡地）の進捗状況はどうか。用地は既に町が取得しているため、 <u>都市計画道路を通す</u> ことも可能ではないか。復興公営住宅は高層建てとするのか。	A21 復興公営住宅の建設はなるべく早くとはなっているが、場所が川俣精練跡地となっている以外、具体的な時期も明確になっていない。	<u>都市計画道路整備は今後 5 年間で予定しませんが、移動しやすい環境づくりのために対応すべき課題（中・長期的な課題）としてリストアップします。</u> 【中・長期的に取り組むべき事項：計画書 86 頁参照】
伊藤智樹委員	Q22 復興公営住宅は旧川俣精練を解体し、跡地に建設予定である。住宅は山木屋地区住民に提供されるが、現在、建設事業費や戸数を国と協議中である。 <u>道路を通すと建設用地が手狭</u> になり、また、現時点では高層建てではなく戸建てを予定している。解体費用や建設費用は国の復興交付金を財源に見込んでいるが、道路を通すとなると状況が一変する。 <u>早期の建設が求められている中で、大きく舵取りを代えることはさらに時間を要する結果を招く</u> こととなる。		

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
入江悦雄委員	Q23 <u>人が住めば市街地は活性化するか。</u> 皆、買物は福島市に行く。住むことは住んでも市街地の商店は潰れていくのではないか。従って、 <u>人を外から呼ぶことを考えなければ、市街地は活性化しない。</u> 箱物ばかりつくっても、福島市で働き、買物して外でお金を落とし、川俣町には帰ってきて電気代だけ払うこととなる。		基本方針の一つとして、街なかに人を集めることを掲げており、外部の人も対象としています。 平成 21 年福島県消費購買動向調査では、川俣町民の約 9 割は最寄り品を町内で調達しており、最寄り品を身近で調達できる環境を維持していくことは大変重要なことです。 しかし、中心市街地の視点で見た場合に課題となるのは、道の駅周辺と街なかの買物割合が 7 対 3 であることであり、買物に限らず、街なかの利用割合を高めていく対策が必要と考えています。これは中心市街地を活性化する目的にも直結しますが、町民の主な来街目的の第 1 位は買物 52.8%、第 2 位は金融機関 21.3%、第 3 位は通院 9.2%となっており、買物も含めて来訪者の減少が進めば、市街地のさらなる衰退が危惧されます。 中心市街地が中心市街地たる所以は、行政機能、保健・福祉・医療機能、商業機能、文化教育機能が集積され、それぞれの機能が相乗効果を発揮し、「まちの顔」として様々な住民サービスが提供される場となっていることです。このうち街なかの買物機能がどんどん衰退していけば、金融や病院等の他の機能にも影響を与えることは必至です。現存する金融機関、病院は中心市街地固有の機能であり、商業のみならず金融機関や病院の機能まで低下することが起これば、もはや中心市街地が中心市街地として存在することは不可能となり、住民サービスの著しい低下を招くこととなります。 そのような事態を招かないためにも、街なかに人を集める様々な工夫が必要であり、商業のみならず、街なかの利用割合を高めていくことが必要と考えています。その工夫として今後 5 年間で取り組む事業が 23 事業であり、人を集める、人を住まわせることを基本方針としています。 市街地活性化に向けて、5 年間で確実に事業を実施し、一つ一つ成果を積み上げていきたいと考えています。 【基本コンセプト・基本方針：計画書 50 頁参照】

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
入江悦雄委員	Q24 本も洋服もインターネットで買えるため、<u>中心市街地は商売の場ではなく観光の場にする</u>、こうした発想の転換を図らなければ、国のお金をあてにした事業はそれなりの事業はできるかもしれないが、箱物ができて終わりである。その先の子供達には何もない。		本町では、6月のロードレース大会、8月のからりこフェスタ、シャモまつり、10月のコスキン・エン・ハポンと町内外から多くの人々が訪れるイベントが定着しています。 しかし、中心市街地の活性化に直結していない課題もあるため、イベント来街者が街なかにお金を落とす工夫も課題に追加し、事業継続に前向きな商店街事業者とともに検討を進めていきます。 【課題：計画書 47 頁、86 頁参照】 【個店の魅力アップ：計画書 76 頁参照】
入江悦雄委員	Q25 今生まれてこれから小学校・中学校と育っていく子供達が暮らして、商売ができるビジョンを描かないと、皆、出て行って過疎地になって終わりである。お金の調達よりもまずビジョンが必要である。		商売の現状は、肉、野菜、魚の生鮮食料品はスーパーマーケットが町民の購買を支えています。課題を多く抱えているそれ以外の小売業、飲食業、サービス業において商売ができるビジョンが必要と考えますが、低迷している個店が活性化していく道筋を具体的に描くことは、大変難しい課題となっています。 そのため、現存する小売店、飲食店等が街なかで商売を継続できる実践例を作っていくことも重要と考えますので、まちづくり川俣、商工会、町が連携して、個店の魅力アップ事業の展開など個店の活性化から着手したいと考えます。 【個店の魅力アップ：計画書 76 頁参照】
昆邦男委員	Q26 街なかに人を呼び込むアイデアとして、<u>道の駅を街なか</u><u>にという意見</u>であるが、駐車スペースの確保など現実的ではないと考える。10 数年前に作成された前計画では、10 年間で実施という枠組みがなかったため長期的な計画も含まれているが、コスキン会館建設、シルバーハウジング、ヤングハウジングなど、今回計画よりも大規模で詳細な構想が描かれていた。皆、<u>前計画のような構想を期待しているが、実現できない構想よりも着実に実現できる 5 年間の構想の方が重要</u>と考えている。		

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
青木博一委員	Q27 前計画はお金がなく失敗に終わった。 <u>道路の見直しが必要となると、都市計画の見直しが必要となり、時間を要することとなる。復興公営住宅は中心市街地のインパクトの一つにはなる。何にもならないかどうかは見方一つである。例えば、絹蔵は非常に無駄と思っている人もいるが、多くの人々の利用があり無駄でないとする見方もある。</u>		
川崎興太委員	Q28 入江委員、高橋委員は大切な意見を言っている。 <u>5年間に閉じた計画とした場合に漏れてしまうこと</u> がたくさんあって、果たして <u>将来的に川俣町のためになる計画になっているかという視点は非常に大切</u> である。5年間で実施する行政計画は行政が責任を持って作成すればよいと考えるが、仮に実施してみて5年後に5年間を振り返った場合に、果たして将来のために何かやってきたかという点に禍根を残さないかということを入江委員は言っている。課題を整理して残すことを提案したが、もし長期的な視点でつながる内容になっていないならば、 <u>課題を残すことも方法</u> と考える。	A28 外部の人々を街なかに呼び込むという入江委員の視点であるが、今回確認いただいた基本コンセプトと2つの基本方針は、今、街なかに人がいないため、人がいる施策が必要との考えから、人が街なかにやってくるイベントや来街目的となる仕掛けを作っていくことを1つ目の方針としている。そして、街なかに住む人を増やすことを目的として、具体的に古い住宅を除去して新しい住宅を建てる施策も示している。具体的な事業メニューとして23事業を提案しているが、個別事業について物足りなさを感じているという意見は理解している。しかし、街なかに人を呼び込むという視点については、 <u>個別事業が町外の人にも対象に含めていること</u> をご理解いただきたい。街なかに人を呼び込む施策として、街なかの史跡等と絡めて広瀬川沿いにウォーキングコースを設定する、そしてウォーキングで来街した方々が街なかで休憩できるスペースをつくるということを漠然的ではあるがイメージしているため、町外の方々を引き込む視点が全くないわけではないことをご理解いただきたい。	今後5年間で具体的事業を予定しない課題（中・長期的な課題、具体的対策が見えてこない課題）もリストアップします。 【中・長期的に取り組むべき事項：計画書 86頁参照】
川崎興太委員	Q29 高橋委員は <u>5年間のストーリーや将来の向かう先が分らない</u> と言っているのであって、計画（案）では48ページの施策の体系イメージで大まかな表現にとどまっている。		23事業の大まかな事業スケジュールを追記します。 【実施スケジュール：計画書 78・79頁参照】 本町が目指す「誰もが住みやすいコンパクトなまちづくり」を進めていくため、中心市街地においては、「行政機能、保健・福祉・医療機能、商業機能、文化教育機能を確保（すなわち機能維持や機能向上）すること」が必要であり、計画書の中でもより明確に位置付けます。 【中心市街地の目指すべき姿：計画書 49頁参照】

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
川崎興太委員	Q30 高橋委員は <u>住むことが大切</u> 、菅田委員は <u>交通網整備が大切</u> と言っており、5年間で終わる話ではないかもしれないが、将来に過去の今の時点を振り返ってみて、今のまま先のことを考えずに進めることに悔いが残らないか、 <u>委員の言わんとするところをきちんと理解して対応して欲しい</u> と思う。		街なか居住の推進は、想定事業を確実に実施し、成果を積み上げていきます。 都市計画道路整備は今後5年間で予定しませんが、移動しやすい環境づくりのために対応すべき課題（中・長期的な課題）としてリストアップします。 【中・長期的に取り組むべき事項：計画書 86頁参照】
川崎興太委員	Q31 再度確認したいが、 <u>住民が中心市街地に必要な施設として約3分の2の方々は商店が必要と回答</u> している。 <u>約4割は飲食店が必要と回答</u> している。他の市町村では第一に駐車場が必要というのが多く、川俣町は非常に珍しいケースである。住民意向が反映された計画としての観点では、商店が必要との要望に対して体制づくりの書き込みしかないのは、一委員としてあまりにも寂しいし物足りなさを感じている。住民の熱い思いに対して課題の形であっても答えるべきであり、体制づくりや魅力アップが駄目であったということで終わらないためにも、 <u>長期的な視点</u> を検討して欲しい。	A31 7割の方々が商店を必要と回答していることに対する解釈であるが、今、無いから欲しいということではなく、今ある商業施設が将来も無くならずに残って欲しいという意味に捉えている。具体的には街なかで買物できるスーパーが無くなることを心配しての意見と考えている。アンケートではその意図を確認できるものがないため断定はできないが、今、 <u>買物ができる状態を無くさないで欲しいという意味に捉えている</u> 。このほかアンケートでは個店に魅力がないという意見が多くあることから、スーパー以外の個店には行こうとする意識が働いていないと考えている。	町特産である川俣シャモ料理店等による飲食スペースの確保も課題に位置付けます。 低迷している個店が活性化していく道筋を具体的に描くことは、大変難しい課題となっています。そのため、現存する小売店、飲食店等が街なかで商売を継続できる実践例を作っていくことも重要と考えますので、まちづくり川俣、商工会、町が連携して、個店の魅力アップ事業の展開など個店の活性化から着手したいと考えます。 【課題：計画書 47頁、86頁参照】 【中・長期的に取り組むべき事項：計画書 86頁参照】
川崎興太委員	Q32 アンケートでは、最寄り品の買物場所として、約3割が中心市街地、約7割が道の駅周辺である。この現状に対して約7割は中心市街地に必要なものとして商店を要望しているが、中心市街地の買物における <u>現状と要望の差分はどのように考えるか</u> 。その差分を考えると現状に満足していないという印象を持っている。	A32 スーパーは街なかにも道の駅周辺にもあるが、街なかのスーパーを利用しているのは街なかに暮らす高齢者等が中心となっている。そのため、街なかに人がいなくなると、街なかに住む高齢者等の身近な買物場所が無くなってしまうため、街なかに人を増やし、最低ラインの商業機能の維持が必要との認識に立っている。今、商店街に無い新たな機能を求める意見もあると思うが、ゲームセンター等の娯楽施設は計画に盛り込みことは困難と考えている。商店を望む約7割の意見は、 <u>街なかの高齢者等が将来的にも買物できる場所を残して欲しいとする意見と判断</u> している。差分については分からない。	町民アンケート結果の自由回答を見ると、新たな商店の要望がある一方で、商店街衰退のイメージが強いことがうかがえます。また、運転のできなくなった高齢者のための商業施設として維持を求める意見も見受けられます。 そのため、中・長期的な課題を見据えつつ、道の駅周辺との差別化など、当面は街なか商業機能の維持を図っていく必要があると考えます。 【中・長期的に取り組むべき事項：計画書 86頁参照】
入江悦雄委員	Q33 高齢者の買物場所ということであるが、 <u>高齢者はどんどん高齢化して買物に行けなくなる。逆に商品を集めて車で運ぶビジネスが成立すれば、個店を維持する必要はなくなる。</u>	A33 物を販売する以外に床屋等のサービスを提供する個店もある。家電製品は大多数の人が福島市に行ってしまう。ただし、街なかの高齢者は道の駅周辺のホームセンターで家電製品を購入する割合は高い。こうした方々が、街なかと道の駅周辺、すなわち <u>川俣町内で買物できる環境は将来的にも維持したい</u> と考えており、個店に魅力がないかもしれないが、町内で調達できるようにはしたいと考えている。	宅配サービスも個店の魅力アップにつながるアイデアの一つと考えます。個店の魅力アップ事業を展開するうえで検討します。 【個店の魅力アップ：計画書 76頁参照】

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
入江悦雄委員	Q34 今の世の中では、大きなスーパーがどんどんできて、個店の維持は非常に難しくなっている。スーパーに個店が入るならば良いが、<u>個店のままで頑張ろうという人がどれだけいるか</u>。特徴があって、人が入り、絶対売れるなら良いが、そんな個店はどれだけあるか。<u>高齢者のために個店で商売する人はどれだけいるか</u>。自分の世代だけやるなら良いが、<u>後継者は違うところに行ってしまう</u>。	A34 個店の魅力アップは本当に難しいかもしれないが、<u>頭ごなしに否定はしたくない</u>と考えている。	商店経営者の約7割が60歳以上と高齢化が進んでおり、近い時期または自分の代で閉店したい意向を持つ事業者は約5割を占めています。従って、今後も空き店舗が増加していくことは予想されます。 しかし、中心市街地の商業機能を維持していくためには、スーパーのみならず個店の存続も不可欠であり、事業継続の意向を示している約4割の事業者とともに、前向きに取り組んでいくことが、町として必要なことと考えます。 【個店の魅力アップ：計画書 76 頁参照】
昆邦男委員	Q35 農業でも商業でも世代交代に伴って変化が生まれる。川俣町に限らず、<u>全国的に見ても商店街はどこもシャッター通りとなっているのが現実</u>である。川俣町の商業だけが活発になるとは考えられない。 そのような現実にあっても、街なかに人がいる状況をつくるためには、<u>コンパクトシティも含めて、5 年間で人が住める状況をつくる施策が最も近い政策</u>と考えている。		本町が目指す「誰もが住みやすいコンパクトなまちづくり」を進めていくため、中心市街地においては、「行政機能、保健・福祉・医療機能、商業機能、文化教育機能を確保（すなわち機能維持や機能向上）すること」が必要であり、計画書の中でもより明確に位置付けます。 【中心市街地の目指すべき姿：計画書 49 頁参照】
誉田幸男委員	Q36 米国では<u>図書館等を核として新しい下町</u>をつくっている。<u>車社会から脱皮して隣近所で歩いて暮らせるコンパクトシティ</u>を進めている。日本においてもそうした取り組みが必要と考えている。<u>川俣精練跡地には復興公営住宅と複合して、図書館等の公共施設を併設することもアイディア</u>と思う。	A36 <u>図書館等は街なかに建設する計画を提案</u>している。場所は未定だが、中丁・瓦町がふさわしい場所として想定していることは既に説明している。川俣精練跡地は復興公営住宅の建設を想定しているため、そこに図書館等の機能を併設することは考えていない。	本町が目指す「誰もが住みやすいコンパクトなまちづくり」を進めていくため、中心市街地においては、「行政機能、保健・福祉・医療機能、商業機能、文化教育機能を確保（すなわち機能維持や機能向上）すること」が必要であり、計画書の中でもより明確に位置付けます。 【中心市街地の目指すべき姿：計画書 49 頁参照】
伊藤智樹委員	Q37 川俣町の人口規模から見ると、中央公民館にある現在の図書館は小さい。<u>教育サイドでも図書館建設の必要性は認識</u>している。場所も含めて検討を進めていく方針であることをご理解いただきたい。		

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
入江悦雄委員	Q38 子供の遊び場設置について、子供が少ない中で子供の遊び場をつくって、 <u>誰がそこに子供を連れていくのか。学校の学童保育を充実して、長時間預かる</u> ようにすれば、人件費だけでその他の負担は必要なくなる。放課後に学校からその施設まで誰が送っていき、誰が引き取りに行くのか。	A38 放射線被曝を気にせずに遊べる場を屋内に整備する計画を進めている。保護者の意見を聴くと、 <u>未就学児が砂場で遊べる要望が多く、各学校に整備することは困難</u> であるため、どこか一箇所に整備する方針で検討している。こども元気復活交付金という国の支援を受けての事業である。	現在検討を進めている子供の屋内遊び場は、未就学児を対象とし、保護者同伴を条件としています。 子供の遊び場を街なかに設置する理由は、アンケート結果から 2 つあります。1 つ目の理由は、子育て世代は、街なかに公園や広場を求める割合が高いことです。 2 つ目の理由は、子育て世代の中心市街地にほとんど行かない割合が、18.1%と高くなっていることです。特に後者は、今、中心市街地に行かない若い世代は、 10 年、 20 年後も市街地に行かないことが推測され、これは将来的な課題と捉えています。そのため、子育て世代が街なかを訪れるきっかけとして図書館機能や遊び場機能も有した多世代交流施設の建設も見込んでいるところです。 【多世代交流施設の建設：計画書 70 頁参照】
佐藤美恵子委員	Q39 飯坂地区の子供達であるが、 <u>自分達の手段で街なかに移動</u> し、街なかで買物して中央公園や南小学校グラウンドでご飯を食べて遊んで帰ってきている。遊び場がなくて可哀そうと思っている。 <u>学童保育は学童保育でしかなく、学校の延長に過ぎない</u> 。大人と同じように息抜きしたい場合は街なかに行くが、歩ける距離ならば集団で歩いていく。		公共交通網の現況から見た、街なかでの移動利便性向上に関わる課題も追加します。 本町では周辺地域と街なかを結ぶ公共交通は路線バスやデマンド型乗合タクシーが運行されています。また高齢化が進行する中であって、自家用車を運転しない高齢者等の移動を支援する機能として、公共交通の果たすべき役割が大きくなっています。 そのため、利便性の高い移動しやすい環境づくりを行うため、 23 事業では循環型公共交通の導入を位置付けています。 【課題：計画書 48 頁参照】 【循環型公共交通の導入：計画書 77 頁】
入江悦雄委員	Q40 策定委員会は協議を閉めるための場ではない。 <u>外からの目線で見ると、内容に問題</u> があると考えている。		
青木博一委員	Q41 入江委員の視点は十分理解できる。事業者として何十年も同じ意見を議論してきた。10 数年前に前計画を策定したが、実勢と合わず、ほとんど実現できなかった。 <u>この反省からできるところからきちんと実施していく方針で今回計画を検討</u> してきた。		

発言者	意見の概要	委員会での回答	追加回答
入江悦雄委員	Q42 川俣町に人を呼ぶアイデアが重要である。住宅をつくっても家賃が同じならば川俣町には住まない。電気代やガス代を町が補助して安く住めるようなメリットがないと誰も住まない。		人を呼び込むアイデアとして参考とします。 なお、家賃については 23 事業の中で賃貸住宅の家賃に対する助成を想定しており、現行制度の拡充を含めて検討する予定です。 【事業一覧：計画書 78・79 頁参照】
青木博一委員	Q43 街なかにお菓子屋が店を連ねる場合などは観光地となりうるが、伊勢神宮のようなインパクトの強いものがなければ観光地とはならない。企業を誘致すれば職場に近いところに住居を構えるため、川俣町の人は増える。本来はそういうことを考えなければならない。そういう人達の利便性に配慮して、裏通りの道路を改良して、車が入れる住宅地を整備することが必要となるが、区画整理事業はお金もかかってなかなか難しい。		
川崎興太委員	Q44 次回策定委員会を開催する場合は、本日、各委員から出された直接的な発言のほかに、発言の真意も記録に起こして、どうするのかということをきちんと提示して欲しい。次回策定委員会を開催しない場合は、各委員の意見を重く受け止め、反映できるところは反映して欲しい。		